

西尾市地域防災計画

資料編

(平成30年度修正)

西尾市防災会議

目 次

第 1 防災関係機関等	1
1 防災会議委員名簿	1
2 防災関係機関	2
第 2 防災上注意すべき箇所	4
1 活断層	4
2 河川	5
3 危険箇所等の定義	11
4 山地災害危険地区	11
5 地すべり危険箇所・地すべり防止区域	12
6 土石流危険溪流	13
7 急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域）	15
8 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	19
9 防災重点ため池	28
10 防火地域・準防火地域	29
11 放射性物質保有事業所	29
12 浸水想定区域・土砂・山地災害危険地区の要配慮者関連施設	30
第 3 防災情報及び観測施設・設備等	38
1 気象観測施設・設備等	38
2 予警報の細分区域及び予警報等の種類と発表基準	40
第 4 通信施設・設備	52
1 通信施設・設備	52
2 高度情報通信ネットワーク	54
3 愛知県非常通信ルート	55
第 5 避難関係	56
1 指定緊急避難場所・指定避難所等	56
2 津波避難関係	62
3 サイレン吹鳴パターン等による防災信号	66
第 6 救助用施設・設備関係	68
1 防災倉庫及び防災資機材庫	68
2 備蓄品一覧	70
3 PUSH 型支援による西尾市への配分量	81
4 物資集積拠点（地域内輸送拠点）	81
5 広域物資輸送拠点施設	81
6 防災活動拠点	82
7 飲料水兼用耐震性貯水槽	83
8 ヘリポート	83
9 医療施設	87
10 衛生施設	88
第 7 災害協定・覚書等	90
第 8 交通関係	99
1 愛知県緊急輸送道路図	99
2 西尾市緊急輸送道路図	100

3	くしの歯ルート	101
4	大震災発生時の交通規制計画	102
第9	条例・要綱等	103
1	西尾市防災会議条例	103
2	西尾市防災会議運営要綱	104
3	西尾市災害対策本部条例	105
4	西尾市災害対策本部要綱	106
5	標章・腕章・標旗の規格	109
6	西尾市地震災害警戒本部条例	111
7	西尾市地震災害警戒本部要綱	112
8	西尾市防災基本条例	114
第10	様式等	119
1	職員関係	119
2	応援可能職員調べ	119
3	災害情報報告	120
4	県・消防庁報告	122
5	自衛隊の災害派遣	133
6	緊急通行車両等届出関係	136
第11	その他	139
1	本庁舎における割当場所一覧	139
2	災害救助法による救助の内容等	140
3	被災者生活再建支援法の概要	146

第1 防災関係機関等

1 防災会議委員名簿

	会長	市長
1	委員	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長
2	〃	第四管区海上保安本部衣浦海上保安署長
3	〃	西三河県民事務所長
4	〃	愛知県西三河建設事務所西尾支所長
5	〃	愛知県西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所長
6	〃	愛知県西尾保健所長
7	〃	愛知県西尾警察署長
8	〃	日本郵便株式会社西尾郵便局長
9	〃	西日本電信電話株式会社 名古屋支店西三河フィールドサービスセンタ長
10	〃	中部電力株式会社西尾営業所長
11	〃	名古屋鉄道株式会社西尾駅長
12	〃	東邦ガス株式会社西尾サービスセンター所長
13	〃	愛知県L Pガス協会西三河支部三河南分会西尾地区会 地区長
14	〃	幡豆水利土地改良区協議会局長
15	〃	陸上自衛隊第10特科連隊第3大隊長
16	〃	西尾市医師会長
17	〃	西尾市建設業災害防止協会長
18	〃	西尾商工会議所会頭
19	〃	西三河農業協同組合代表理事組合長
20	〃	西三河漁業協同組合長
21	〃	西尾市代々表町内会長（東部代々表町内会長）
22	〃	西尾市議会議長
23	〃	西尾市議会企画総務委員長
24	〃	西尾市議会経済建設委員長
25	〃	西尾市赤十字奉仕団委員長
26	〃	西尾災害ボランティア会議顧問
27	〃	株式会社キャッチネットワーク代表取締役社長
28	〃	西尾市社会福祉協議会会長
29	〃	南知多町水道課長
30	〃	西尾市消防団連合会長
31	〃	副市長
32	〃	教育長
33	〃	危機管理局長
34	〃	建設部長
35	〃	消防長

2 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
中部管区警察局広域調整部広域調整第二課 警備第三係	名古屋市中区三の丸 2-1-1	052-951-6000
中部運輸局交通環境部情報・防災課	名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8049
第四管区海上保安本部警備救難部救難課	名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1611
名古屋海上保安部警備救難課海上防災係	〃	052-661-1617
名古屋地方気象台防災業務課	名古屋市千種区日和町 2-18	052-751-5124
中部地方整備局企画部企画課防災対策係	名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8357
中部地方整備局豊橋河川事務所（災害対策室）	豊橋市中野町字平西 1-6	0532-48-8903 （直）
中部地方整備局豊橋河川事務所（調査課）	〃	0532-48-8107
中部地方整備局豊橋河川事務所安城出張所	安城市藤井町南居林 18-2	0566-99-0402

(2) 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第10特科連隊連隊本部第3科	豊川市穂ノ原 1-1	0533-86-3151 内線 3132

(3) 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
西日本電信電話株式会社名古屋支店 設備部災害対策室	名古屋市中区大須 4-9-60 （NTT上前津ビル内）	052-291-3226
日本赤十字社愛知県支部事業部事業推進課	名古屋市東区白壁 1-50	052-971-1591
KDDI株式会社ソリューション中部支社 企画管理部	名古屋市中区栄 2-3-1 （名古屋広小路ビル内）	052-747-8071
株式会社NTTドコモ東海災害対策室	名古屋市東区泉 1-13-23（NTTド コモ東海名古屋ビル）	052-968-7938 （災害時 052-968- 2889）
東邦瓦斯株式会社総務部総務グループ	名古屋市熱田区桜田町 19-18	052-872-9325
中部電力株式会社総務部防災グループ	名古屋市東区東新町 1	052-973-2407
日本郵便株式会社東海支社	名古屋市中区丸の内 3-2-5	052-963-6202

(4) 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
愛知県土地改良事業団体連合会総務部総務課	名古屋市西区栄生 1-18-25	052-551-3611
社団法人愛知県トラック協会総務部企画課	名古屋市瑞穂区新開町 12-6 （愛知県トラック会館内）	052-871-1921
社団法人愛知県医師会地域医療第2課	名古屋市中区栄 4-14-28	052-241-4136
社団法人愛知県歯科医師会総務課	名古屋市中区丸の内 3-5-18	052-962-8020
社団法人愛知県薬剤師会総務部業務課	名古屋市中区丸の内 2-3-1	052-231-2261
社団法人愛知県エルピーガス協会事務局	名古屋市中区大須 4-15-12	052-261-2896
名古屋鉄道株式会社 西尾駅	西尾市住吉町 4 丁目 18	0563-57-2037

(5) 愛知県

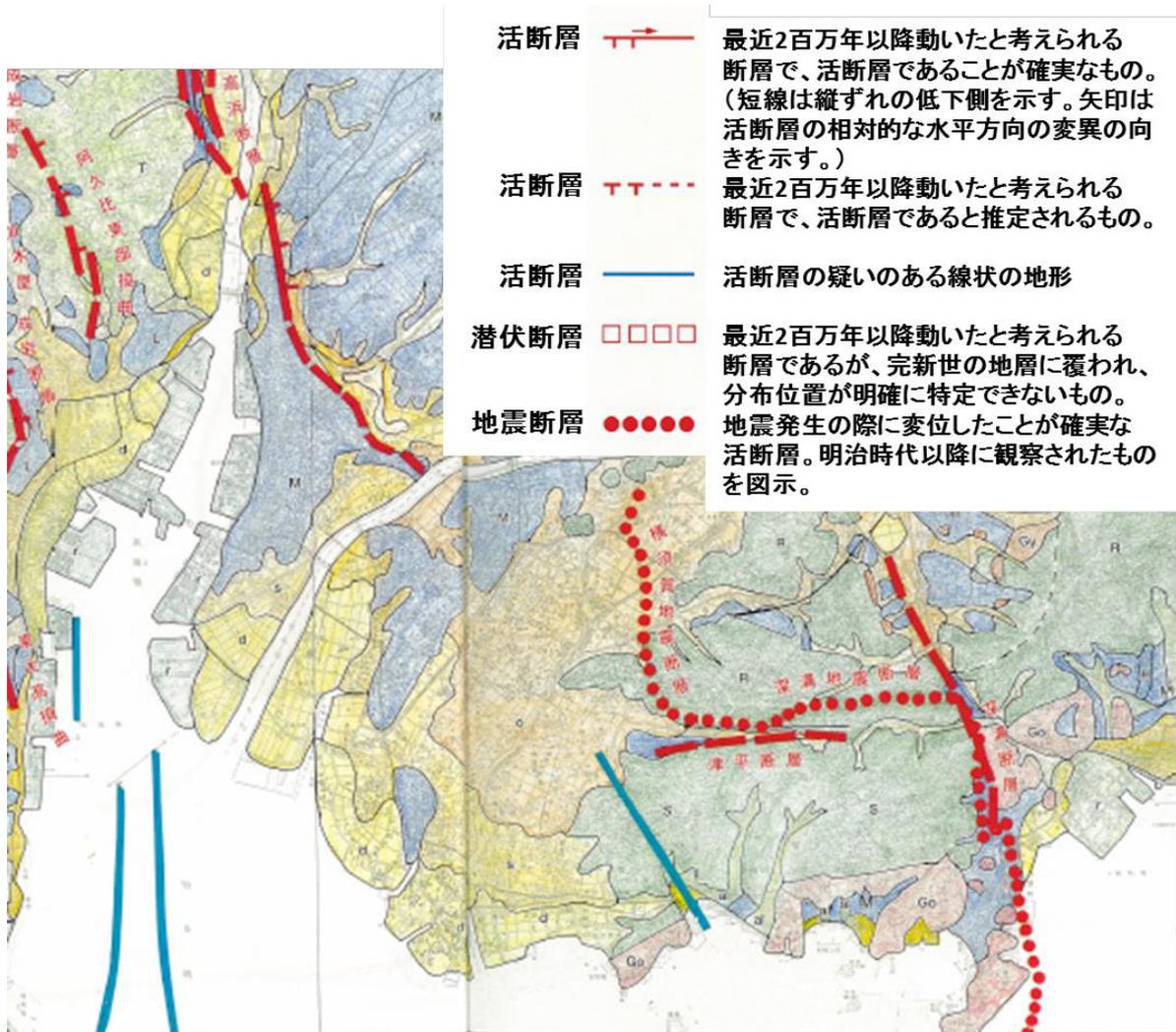
名 称	所 在 地	電話番号
愛知県庁		
(防災局防災危機管理課)	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-961-2111
(〃 災害対策課)	〃	〃
[愛知県災害対策本部情報連絡班]	〃	052-971-7103~6
西三河県民事務所防災保安課	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211
西三河農林水産事務所総務課	〃	〃
西三河建設事務所維持管理課	〃	〃
西三河建設事務所西尾支所	西尾市寄住町下田 13	56-0145
西尾保健所	西尾市寄住町下田 12	56-5254
西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所	西尾市寄住町下田 13	56-2191
衣浦東部保健所	刈谷市大手町 1-12	0566-21-4778

第2 防災上注意すべき箇所

1 活断層

活断層は、数百年～数万年の間隔で繰り返して活動する断層と言われており、すぐに地震の起きる可能性は低いものの、万が一活動する断層沿いにおいては、土地のずれなどによる甚大な被害が発生する恐れがある。

西尾市周辺の活断層の分布状況は、下図のとおり。



愛知県活断層アトラス（平成9年9月）による

2 河川

(1) 国土交通省直轄管理河川

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。
位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。Sは昭和、Hは平成の略。

注) 重要水防箇所の位置図については豊橋河川事務所ホームページ
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/>)を参照。

番号	河川名	左右	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種別	摘要 (水防工法)
1	矢作川	左	-1.2k ~ 0.2k	西尾市南奥田町 ～西奥田町	1,000	B	堤防断面	断面不足、天端不足 (築き直し工)
2	矢作川	左	0.8k ~ 2.0k	西尾市西奥田町 ～小栗町	1,200	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
3	矢作川	左	2.2k ~ 2.4k	西尾市小栗町 ～西小柳町	230	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
4	矢作川	左	3.4k ~ 4.0k	西尾市西小柳町 ～中畑町	510	B	堤防断面	断面不足、天端不足 (築き直し工)
5	矢作川	左	3.6k ~ 3.8k	西尾市西小柳町 ～中畑町	160	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
6	矢作川	左	4.2k +160m ~ 4.4k	西尾市中畑町	20	B	堤防断面	天端不足 (築き直し工)
7	矢作川	左	4.8k ~ 5.0k	西尾市中畑町	220	B	堤防断面	暫定堤防 (築き直し工)
8	矢作川	左	5.4k ~ 6.8k	西尾市中畑町 ～上町	1,470	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
9	矢作川	左	7.8k ~ 7.8k +30m	西尾市上町	30	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履 歴有の暫定施工(月の 輪工)
10	矢作川	左	8.0k ~ 8.2k	西尾市上町	210	B	堤防断面	天端不足 (築き直し工)
11	矢作川	左	8.0k ~ 8.2k	西尾市上町	210	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
12	矢作川	左	8.6k +186m ~ 9.0k +150m	西尾市上町	410	B	堤防断面	断面不足、天端不足 (築き直し工)
13	矢作川	左	9.2k +90m ~ 10.2k	西尾市新渡場町	890	B	堤防断面	断面不足、天端不足 (築き直し工)
14	矢作川	左	8.4k ~ 9.0k +150m	西尾市上町	820	B	堤防高	暫定堤防 (積土のう工)
15	矢作川	左	9.2k +90m ~ 9.4k	西尾市新渡場町	120	B	堤防高	暫定堤防 (積土のう工)
16	矢作川	左	10.8k ~ 11.0k	西尾市志貴野町	190	B	堤防断面	天端不足 (築き直し工)
17	矢作川	左	10.2k ~ 10.4k	西尾市新渡場町 ～志貴野町	200	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
18	矢作川	左	10.8k ~ 11.0k	西尾市志貴野町	190	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
19	矢作川	左	13.4k ~ 15.0k +15m	西尾市西浅井町 ～岡崎市合歓木町	1,760	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)

番号	河川名	左右	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種別	摘要 (水防工法)
20	矢作川	右	7.0k ~ 8.0k +100m	碧南市鶯塚町 ～西尾市米津町	1,100	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履 歴有の暫定施工(月の 輸工)
21	矢作川	右	7.8k ~ 8.8k +90m	碧南市野銭町 ～西尾市米津町	1,100	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
22	矢作川	右	8.8k +90m ~ 9.2k	西尾市米津町	280	B	堤防高	暫定堤防 (積土のう工)
23	矢作川	右	9.4k ~ 10.6k	西尾市米津町 ～安城市藤井町	1,240	B	堤防高	暫定堤防 (積土のう工)
24	矢作川	右	10.0k ~ 10.4k	西尾市米津町	410	B	堤防断面	断面不足、天端不足 (築き直し工)
25	矢作川	左右	6.8k +127m	西尾市上町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足 (上塚橋)
26	矢作川	左右	9.8k +69m	西尾市米津町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足 (米津橋)
27	矢作川	左右	9.8k +172m	西尾市新渡場町	1箇所	B	工作物	桁下不足(名鉄 西尾線矢作川橋)
28	矢作川	左右	11.6k +14m	西尾市志貴野町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力 不足(志貴野橋)
29	矢作川	左	9.8k +172m	西尾市新渡場町	1箇所	要	工作物	橋梁根入不足 (名鉄西尾橋)
30	矢作川	左	12.2k +185m ~ 12.6k +256m	西尾市志貴野町 ～西尾市西浅井町	460	要	工作物	平成25年度矢作古川 分派施設工事
31	矢作川	左	13.2k +73m ~ 13.5k +186m	西尾市西浅井町	310	要	新堤防	平成27年度矢作川高 落築堤工事
32	矢作川	左	13.4k +160m ~ 15.0k +15m	西尾市西浅井町 ～岡崎市合歓木町	1,600	要	新堤防	H24高落堤防整備 工事、 H25高落築堤工事
33	矢作川	左	14.8k +238m ~ 15.6k +102m	西尾市高落町 ～岡崎市合歓木町	840	要	新堤防	H26年度 合歓木築堤工事
34	矢作川	右	7.6k +155m ~ 8.8k +90m	碧南市野銭町 ～西尾市米津町	1,100	要	新堤防	H25米津築堤 護岸工事

(2) 愛知県管理河川・海岸

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をい位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。

注) 重要水防箇所の位置図については、愛知県建設部河川課ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/kasen/koumoku/jyuyousuiboukasyo/jyuyousuiboukasyo.htm>) を参照。

番号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位置	左右 岸別	地名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
1	矢作川	矢作古川	2.2k ~ 2.7k	左	西尾市吉良町大島 (松大橋から上流へ)	500	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
2	矢作川	矢作古川	2.7k ~ 3.4k	右	西尾市一色町大塚 (大富橋から下流へ)	700	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
4	矢作川	矢作古川	4.9k+50m ~ 5.4k+50m	右	西尾市横手町 (笹子橋から上流へ)	500	漏水	B	漏水のおそれ	(月の輪工)
6	矢作川	矢作古川	6.0k+60m ~ 6.1k+10m	右	西尾市天竹町 (富川橋から上流へ)	50	漏水	B	漏水のおそれ	(月の輪工)
7	矢作川	矢作古川	7.0k ~ 7.0k+11m	右	西尾市鎌谷町池田 (横須賀橋取り付け部)	11	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
8	矢作川	矢作古川	7.2k+50m ~ 7.6k+50m	右	西尾市鎌谷町 (横須賀橋上流250mから上流へ)	400	漏水	B	漏水のおそれ	(月の輪工)
9	矢作川	広田川	0.2k ~ 1.9k	左	西尾市吉良町下横須賀 (矢作古川合流点から上流へ)	1,700	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
11	矢作川	須美川	3.9k ~ 3.9k+80m	左右	西尾市家武町、平原町 (城山橋)	80	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
12	矢作川	安藤川	1.1k+70m	左	西尾市大和田町 (古川小橋上流)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
13	矢作川	安藤川	2.6k+70m	右	西尾市江原町 (江原橋から上流へ)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
14	鳥羽川	鳥羽川	0.3k+60m ~ 0.5k	左	西尾市鳥羽町 (鳥羽橋から中橋まで)	140	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
15	鳥羽川	鳥羽川	0.4k ~ 0.6k+60m	右	西尾市鳥羽町 (鳥羽橋から上流へ)	260	護岸老朽	B	すべり	(杭打積土のう工)
16	矢崎川	矢崎川	0.9k+80m ~ 1.0k+60m	左	西尾市吉良町富好新田 (吉田橋)	80	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
17	矢崎川	矢崎川	1.3k+30m ~ 1.6k	左	西尾市吉良町饗庭 (血洗橋)	270	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
18	矢崎川	矢崎川	0.9k+80m ~ 1.0k+60m	右	西尾市吉良町吉田 (吉田橋)	80	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
19	矢崎川	矢崎川	1.5k+50m ~ 1.6K	右	西尾市吉良町吉田 (血洗橋)	50	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
20	矢崎川	矢崎川	1.8k+30m ~ 2.2k+10m	左	西尾市吉良町饗庭、荻原 (饗庭新橋から上流へ)	380	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)

番号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位置	左右 岸別	地名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
21	矢崎川	矢崎川	2.2k+90m ~ 2.3k+20m	左	西尾市吉良町饗庭、荻原 (饗庭橋)	30	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
22	矢崎川	矢崎川	1.8k+30m ~ 2.1k+60m	右	西尾市吉良町饗庭、荻原 (饗庭新橋から上流へ)	330	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
23	矢崎川	矢崎川	2.2k+90m ~ 2.3k+20m	右	西尾市吉良町饗庭、荻原 (饗庭橋)	30	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
24	矢崎川	矢崎川	2.6k+30m ~ 2.6k+50m	左	西尾市吉良町饗庭 (赤坂橋から下流へ)	20	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
25	矢崎川	矢崎川	2.7k+50m	右	西尾市吉良町饗庭 (赤坂橋から下流へ)	1箇所	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
26	矢崎川	矢崎川	2.8k	左	西尾市吉良町饗庭 (赤坂橋から下流へ)	1箇所	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
27	矢崎川	矢崎川	3.0k ~ 3.3k	左	西尾市吉良町饗庭、荻原、酒井 (赤坂橋から上流へ)	300	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
28	矢崎川	矢崎川	3.0k ~ 3.3k	右	西尾市吉良町饗庭、荻原、酒井 (赤坂橋から上流へ)	300	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
29	矢崎川	矢崎川	3.4k+99m ~ 3.8k+11m	右	西尾市吉良町酒井 (寺後橋から上流へ)	312	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
30	矢崎川	矢崎川	3.6k ~ 3.8k+11m	左	西尾市吉良町酒井 (寺後橋から上流へ)	211	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
31	矢崎川	矢崎川	3.8k+37m ~ 3.9k	左	西尾市吉良町酒井 (酒井橋から下流へ)	63	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
32	矢崎川	矢崎川	3.8k+37m ~ 3.9k	右	西尾市吉良町酒井 (酒井橋から下流へ)	63	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
33	矢崎川	矢崎川	3.9k+60m ~ 4.1k+53m	左	西尾市吉良町酒井 (酒井橋から上流へ)	193	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
34	矢崎川	矢崎川	3.9k+60m ~ 4.1k+53m	右	西尾市吉良町酒井 (酒井橋から上流へ)	193	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
35	矢崎川	矢崎川	4.1k+80m ~ 4.3k	左	西尾市吉良町酒井 (水管橋から上流へ)	120	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
36	矢崎川	矢崎川	4.1k+80m ~ 4.3k	右	西尾市吉良町酒井 (水管橋から上流へ)	120	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
37	矢崎川	矢崎川	4.3k+40m ~ 4.6k	左	西尾市吉良町酒井 (中野橋から上流へ)	260	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
38	矢崎川	矢崎川	4.3k+40m ~ 4.5k	右	西尾市吉良町酒井 (中野橋から上流へ)	160	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
39	矢崎川	矢崎川	5.0k ~ 5.05k	左	西尾市吉良町友国 (一本橋から上流へ)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
40	矢崎川	矢崎川	5.0k+5m ~ 5.0k+13m	右	西尾市吉良町友国 (一本橋から上流へ)	8	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)

番号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位置	左右 岸別	地名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
41	高浜川	朝鮮川	1.2k ~ 1.2k+50m	右	西尾市南中根町 (樋崎橋から上流へ)	50	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
42	高浜川	朝鮮川	1.2k ~ 1.2k+50m	左	西尾市米津町郷西 (樋崎橋から上流へ)	50	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
43	高浜川	朝鮮川	2.0k	右	西尾市南中根町 (水中橋から下流へ)	1箇所	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
44	高浜川	朝鮮川	2.6k+10m	右	西尾市米津町 (石津橋から上流へ)	10	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
45	高浜川	朝鮮川	2.7k	右	西尾市米津町 (石津橋から上流へ)	20	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
46	高浜川	朝鮮川	3.0k	左	西尾市米津町 (石津橋から上流へ)	20	水衝	B	水衝部 護岸老朽	(捨て土のう工)
47	三河湾 沿岸	衣浦港海岸 (西尾地区)	東堤	右	西尾市南奥田町	106	堤防強度	B	新堤防	(積土のう工)
48	三河湾 沿岸	衣浦港海岸 (西尾地区)	西堤	左	西尾市南奥田町	1,130	堤防強度	B	堤体土 質軟弱	(積土のう工)
49	三河湾 沿岸	西尾海岸 (奥田・平坂 地区)	—	—	西尾市奥田町	3,270	堤防強度	B	堤体土 質軟弱	(杭打積土のう工)
50	三河湾 沿岸	西尾海岸 (寺津地区)	—	—	西尾市寺津町	17	堤防強度	B	堤体土 質軟弱	(杭打積土のう工)
51	三河湾 沿岸	西尾海岸 (中根地区)	—	—	西尾市中根町	1,060	堤防強度	B	堤体土 質軟弱	(杭打積土のう工)
52	三河湾 沿岸	一色海岸 (大岡地区)	—	—	西尾市一色町大岡	415	堤防強度	B	堤体土 質軟弱	(杭打積土のう工)
53	三河湾 沿岸	一色海岸 (細川・小藪 地区)	—	—	西尾市一色町細川 ～小藪	492	堤防強度	A	堤体土 質軟弱	(杭打積土のう工)
54	三河湾 沿岸	一色漁港海岸	—	—	西尾市一色町小藪 ～生田	1,057	堤防強度	A	堤体土 質軟弱	(杭打積土のう工)
55	三河湾 沿岸	幡豆海岸 (鳥羽・西幡 豆地区)	—	—	西尾市鳥羽町 ～西幡豆町	819	堤防強度	B	堤体土 質軟弱	(杭打積土のう工)
56	三河湾 沿岸	西幡豆漁港海岸 (寺部・西幡 豆地区)	—	—	西尾市西幡豆町	169	堤防高	B	堤防高 不足	(積土のう工)
57	三河湾 沿岸	衣浦港海岸 (平坂地区)	—	—	西尾市平坂町	382	堤防強度	B	護岸老朽	(シート張工)
58	三河湾 沿岸	東幡豆港海岸 (洲崎地区)	—	—	西尾市東幡豆町洲崎	108	堤防高	A	堤防高 不足	(積土のう工)

(3) 市町村管理河川

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をい位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。

注) 重要水防箇所の位置図については、愛知県建設部河川課ホームページ

(<http://www.pref.aichi.jp/kasen/koumoku/jyuyousuiboukasyo/jyuyousuiboukasyo.htm>) を参照。

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要 (水防工法)
1	矢作川	猪ノ入川	0.0k ~ 0.3k	左	西尾市平原町 (須美川合流点から上流へ)	300	A	洗掘	蓆張工
2	矢作川	猪ノ入川	0.0k ~ 1.0k+20m	右	西尾市平原町 (須美川合流点から上流へ)	1,020	A	洗掘	蓆張工
3	拾石川	大沢川		左	額田郡幸田町大字深溝 (洗心川から上流へ)	670	A	洗掘	捨石工
4	拾石川	大沢川		右	額田郡幸田町大字深溝 (洗心川から上流へ)	670	A	洗掘	捨て土のう工
5	矢作川	恵ヶ入川	0.0k ~ 1.1k+10m	右	西尾市平原町～家武町 (深篠川合流点から上流へ)	1,110	A	洗掘	蓆張工
6	矢崎川	矢崎川		左	西尾市吉良町宮迫 (市道厨57号線から下流へ)	170	B	水衝部洗掘	積土のう工
7	矢崎川	矢崎川		右	西尾市吉良町宮迫 (市道厨57号線から下流へ)	170	B	水衝部洗掘	積土のう工
8	矢崎川	猪ノ谷川		左	西尾市吉良町宮迫 (市道厨57号線から上流へ)	400	B	水衝部洗掘	積土のう工
9	矢崎川	猪ノ谷川		右	西尾市吉良町宮迫 (市道厨57号線から上流へ)	400	B	水衝部洗掘	積土のう工
10	白浜川	黒岩川		左	西尾市吉良町乙川 (子馬橋から上流へ)	240	B	堤防高不足	積土のう工
11	白浜川	黒岩川		右	西尾市吉良町乙川 (子馬橋から上流へ)	240	B	堤防高不足	積土のう工
12	清水川	清水川		左	西尾市吉良町宮崎 (2号水路合流点から上流81m上流へ)	69	B	水衝部洗掘	積土のう工
13	清水川	清水川		右	西尾市吉良町宮崎 (2号水路合流点から上流81m上流へ)	69	B	水衝部洗掘	積土のう工
14	小野ヶ谷川	小野ヶ谷川		左	西尾市寺部町西幡豆町 (天王下橋より名鉄まで)	130	A	堤防高不足	積土のう工
15	小野ヶ谷川	小野ヶ谷川		右	西尾市寺部町西幡豆町 (天王下橋より名鉄まで)	130	A	堤防高不足	積土のう工
16	—	古川東部線水路		左	西尾市一色町大塚 (松木島地内から上流へ)	2,300	B	越水	積土のう工
17	—	古川東部線水路		右	西尾市一色町大塚 (松木島地内から上流へ)	2,300	B	越水	積土のう工
18	—	東部幹水路		右	西尾市吉良町富田 (浜田橋から上流)	890	B	護岸不良	積土のう工

3 危険箇所等の定義

危険地区、危険箇所等の名称		定義
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
	地すべり危険地区	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区
山地災害危険地区の「準用地区」		山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区（要配慮者関連施設周辺地区のみに適用）
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含む）に被害が生じるおそれがある渓流
	地すべり危険箇所	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある危険箇所区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある場所

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域	土石流	土石流のおそれのある渓流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流・急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

4 山地災害危険地区

	山腹災害危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	計
西尾地区	5	2		7
一色地区	1			1
吉良地区	14	25		39
幡豆地区	29	31		60
計	49	58		107

5 地すべり危険箇所・地すべり防止区域

箇所名	所在地	地すべり防止区域の指定	地すべり防止区域の概要		
			面積 (ha)	人家数	公共的建物数
乙川	吉良町乙川中切等	○	24.50	50	
白浜	吉良町乙川白浜等	○(一部)	6.90	24	
南乙川	吉良町乙川経後等	○	6.70	14	
迎	鳥羽町	—	—	—	—
駒場	駒場町	—	—	—	—

6 土石流危険渓流

番号	幹川名	渓流名	所在地	保全対象		既設	摘要
				人家	公共施設等	堰堤	
1	須美川	神明川	善明町	0	その他建物	1	砂
2	須美川	山田沢	善明町	1			
3	須美川	本郷谷	善明町	13			砂
4	須美川	深篠沢第2	家武町	1			
5	須美川	深篠谷	家武町	0	福祉施設		砂
6	須美川	猪ノ入沢	平原町	15	寺等		
7	須美川	猪入川	平原町	3	寺等、集会施設	1	砂
8	須美川	滝川	平原町	0	その他建物	1	
9	広田川	柳本沢	家武町	1			
10	広田川	残塚谷	貝吹町	0	その他建物		
11	広田川	荒子沢	貝吹町	1			
12	広田川	油ノ木谷	貝吹町	3	幼稚園、神社	1	砂
13	広田川	入沢	貝吹町	1			
14	広田川	岩谷沢	上羽角町	0			
15	矢崎川	蛇抜谷	吉良町友国	10			
16	矢崎川	稠沢	吉良町小山田	1	寺等		
17	矢崎川	羽城沢	吉良町小山田	10			
18	矢崎川	新田谷第1	吉良町友国	9	その他建物		
19	矢崎川	道ヶ塚沢	吉良町友国	0	その他建物		
20	矢崎川	新田洞第1	吉良町友国	1	福祉施設、県道		
21	矢崎川	池上川	吉良町友国	16	県道		砂
22	矢崎川	高崎川	吉良町友国	2	県道	1	砂
23	矢崎川	松下川	吉良町友国	30	集会施設	1	砂
24	矢崎川	針田川	吉良町津平	14	寺等	1	砂
25	矢崎川	松葉坂谷	吉良町津平	2			
26	矢崎川	石田川	吉良町津平	5			砂
27	矢崎川	板迫川	吉良町津平	2			
28	矢崎川	矢崎川第2支川	吉良町津平	9	県道		
29	矢崎川	宮西谷	吉良町瀬戸	0	その他建物		砂
30	矢崎川	丸山谷第1	吉良町駿馬	10	県道	1	砂
31	矢崎川	丸山洞	吉良町駿馬	4	県道		
32	矢崎川	丸山谷第2	吉良町宮迫	2	県道		
33	矢崎川	文道野川	吉良町宮迫	36	県道	1	砂
34	矢崎川	矢崎川第3支川	吉良町宮迫	4	県道		
35	矢崎川	矢崎川第4支川	吉良町宮迫	2	県道		
36	矢崎川	矢崎川第5支川	吉良町宮迫	12			
37	矢崎川	矢崎川第6支川	吉良町宮迫	4			
38	矢崎川	赤岩沢	鳥羽町	1	県道		
39	矢崎川	萱場谷	鳥羽町	7	県道		
40	矢崎川	大入沢第2	鳥羽町	0	その他建物		
41	矢崎川	石塚谷	鳥羽町	1			
42	矢崎川	社口谷	鳥羽町	1			

番号	幹川名	溪流名	所在地	保全対象		既設	摘要
				人家	公共施設等	堰堤	
43	矢崎川	里谷	鳥羽町	14	寺等2、その他建物		
44	矢崎川	北荒井谷	西幡豆町	3	その他建物		
45	八幡川	山副谷	西幡豆町	21			
46	矢崎川	林谷	鳥羽町	2			
47	矢崎川	東迫谷	鳥羽町	1			
48	矢崎川	長坂谷	鳥羽町	2			
49	矢崎川	長坂洞	鳥羽町	1			
50	八幡川	六反田沢	西幡豆町	2			
51	八幡川	南丹後谷	西幡豆町	1			
52	八幡川	清六谷	西幡豆町	3			
53	八幡川	八幡川支川	東幡豆町	3	県道		
54	八幡川	小深田谷	西幡豆町	1			
55	八幡川	柿迫谷	西幡豆町	1			
56	八幡川	見影田沢第1	西幡豆町	2			
57	八幡川	東森谷	西幡豆町	1			
58	八幡川	八幡川第2支川	西幡豆町	15	寺等、集会施設		
59	八幡川	高根谷	西幡豆町	11	県道		砂
60	八幡川	高根沢	西幡豆町	2	県道		
61	八幡川	蕨迫谷	西幡豆町	1			
62	八幡川	西前田1の沢	西幡豆町	1			
63	八幡川	西前田2の沢	西幡豆町	1			
64	八幡川	西前田3の沢	西幡豆町	1			
65	八幡川	堂山谷	東幡豆町	10	国道		
66	八幡川	番場川	西幡豆町	2	その他建物	1	
67	八幡川	轟川	西幡豆町	21	その他建物2	1	砂
68	八幡川	黒松川(小野ヶ谷川第1支川)	西幡豆町	6		1	砂
69	八幡川	蔦山谷	東幡豆町	0	その他建物2		
70	拾石川	大沢3の沢	東幡豆町	1			
71	拾石川	大沢1の沢	東幡豆町	1			
72	拾石川	大沢2の沢	東幡豆町	2			砂
73	拾石川	大沢川	東幡豆町	6		1	砂
74	拾石川	上り沢川	東幡豆町	2		1	砂
75	八幡川	三ヶ根川	東幡豆町	3	国道		砂
76	八幡川	池上谷	東幡豆町	4			
77	八幡川	谷森川	東幡豆町	7			砂
78	八幡川	中柴川第1支川	東幡豆町	15	寺等、その他建物		
79	八幡川	中柴川第3支川	東幡豆町	16			
80	八幡川	山口川	東幡豆町	14			
81	八幡川	社口谷	東幡豆町	1	県道		
82	八幡川	袋川第2支川	東幡豆町	6	集会施設、その他建物		
83	八幡川	袋川第1支川	東幡豆町	3	国道、その他建物2		

※「土石流危険溪流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家1戸以上（人家がなくても、官公署、要配慮者関連施設等のある場合を含む）に被害が及ぶ恐れのあるものとされた溪流である。

7 急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域）

番号	箇所名	所在地	人家戸数	公共建物(種類、数)	急	災
1	札木-1	西浅井町札木	8			
2	古城	西浅井町古城	91			
3	不毛-1	東浅井町不毛	5			
4	前田	貝吹町前田	21			
5	下落	貝吹町下落	0	福祉施設		
6	油ノ木	貝吹町油ノ木	5		○	○
7	麓-1	八ツ面町麓	6			
8	麓-2	八ツ面町麓	30			
9	西之川	田貫町西之川	6			
10	南側	中畑町南側	15		○	○
11	八幡下	下町八幡下	5			
12	東山-1	駒場町東山	9			
13	札木	家武町札木	9		○	
14	深篠-1	家武町深篠	0	その他		
15	上屋敷	室町上屋敷	7		○	○
16	別曾	室町別曾	5	福祉施設、その他	○	
17	茨坪-1	平原町茨坪	10			
18	善明町本郷-1	善明町本郷	5			
19	善明町本郷-2	善明町本郷	6			
20	新井	善明町新井	8			
21	釜田	上羽角町釜田	6			
22	山屋敷-1	新村町山屋敷	3			
23	三の山-1	上羽角町三の山	1			
24	池下-1	上羽角町池下	2			
25	池下-2	上羽角町池下	1			
26	城山-1	小島町城山	1			
27	船向-1	小島町船向	2			
28	小島町本郷-1	小島町本郷	1			
29	榎木島-1	駒場町榎木島	1			
30	深篠-2	家武町深篠	1			
31	前山-1	平原町前山	2			
32	恵下入-1	平原町恵下入	1			
33	岩谷-1	下羽角町岩谷	2			
34	砦山	吉良町岡山砦山	26		○	○
35	四反田	吉良町宮迫	5			
36	宮迫-1	吉良町宮迫	7			
37	宮迫-2	吉良町宮迫	0	宿泊所		
38	堂根	吉良町宮迫堂根	8		○	○
39	東城	吉良町駿馬東城	8			
40	駿馬-1	吉良町駿馬	6			
41	郷中	吉良町駿馬郷中	11		○	○

※ 急：急傾斜地崩壊危険区域指定のあるもの（一部指定を含む）。

災：災害危険区域指定のあるもの。

番号	箇所名	所在地	人家戸数	公共建物(種類、数)	急	災
42	王塚	吉良町友国王塚	22			
43	小山田-1	吉良町小山田	8			
44	西山(Ⅱ)	吉良町小山田西山(Ⅱ)	5		○	○
45	西山(Ⅰ)	吉良町小山田西山(Ⅰ)	5		○	○
46	東山	吉良町小山田東山	11		○	○
47	訳出	吉良町乙川訳出	5			
48	藤兼	吉良町乙川藤兼	8		○	
49	乙川-1	吉良町乙川	7			
50	経後	吉良町乙川経後	7			
51	西大山	吉良町乙川西大山	22		○	
52	宮崎-1	吉良町宮崎	0	宿泊所2		
53	宮崎-2	吉良町宮崎	1	宿泊所2		
54	宮崎-3	吉良町宮崎	5			
55	宮崎-4	吉良町宮崎	3	官公署、宿泊所		
56	中道下	吉良町宮崎中道下	8	宿泊所7		
57	前留谷	吉良町宮崎前留谷	18		○	○
58	寺ノ上	吉良町宮崎寺ノ上	6			
59	馬道	吉良町宮崎馬道	7	宿泊所	○	○
60	西宮後(丸山)	吉良町宮崎西宮後	38		○	
61	上ノ山	吉良町宮崎上ノ山	15	宿泊所2	○	
62	宮前	吉良町宮崎宮前	15	警察、宿泊所	○	○
63	岡山-1	吉良町岡山	1			
64	岡山-2	吉良町岡山	1			
65	岡山-3	吉良町岡山	4			
66	瀬戸-1	吉良町瀬戸	1			
67	宮迫-3	吉良町宮迫	1			
68	宮迫-4	吉良町宮迫	4			
69	宮迫-5	吉良町宮迫	1			
70	宮迫-6	吉良町宮迫	3			
71	駁馬-2	吉良町駁馬	2			
72	駁馬-3	吉良町駁馬	2			
73	駁馬-4	吉良町駁馬	1			
74	駁馬-5	吉良町駁馬	3			
75	駁馬-6	吉良町駁馬	2			
76	駁馬-7	吉良町駁馬	1			
77	津平-1	吉良町津平	2			
78	津平-2	吉良町津平	1			
79	友国-1	吉良町友国	3			
80	友国-2	吉良町友国	2			
81	友国-3	吉良町友国	1			
82	友国-4	吉良町友国	4			
83	友国-5	吉良町友国	4			
84	七度ヶ入	吉良町饗庭七度ヶ入	2			
85	小山田-2	吉良町小山田	4			

※ 急：急傾斜地崩壊危険区域指定のあるもの（一部指定を含む）。

災：災害危険区域指定のあるもの。

番号	箇所名	所在地	人家戸数	公共建物(種類、数)	急	災
86	小山田-3	吉良町小山田	3			
87	小山田-4	吉良町小山田	3			
88	小山田-5	吉良町小山田	3			
89	乙川-2	吉良町乙川	3			
90	宮崎-5	吉良町宮崎	2			
91	宮崎-6	吉良町宮崎	1			
92	揚ヶ	吉良町友国揚ヶ	2			
93	西幡豆-1	西幡豆町	0	宿泊所		
94	西幡豆-2	西幡豆町	9			
95	西幡豆-3	西幡豆町	5			
96	西幡豆-4	西幡豆町	6			
97	小野ヶ谷	西幡豆町小野ヶ谷	23		○	
98	西見影	西幡豆町西見影	34		○	
99	京田	西幡豆町京田	0	学校	○	
100	入前(Ⅱ)	西幡豆町入前	6			
101	入前	西幡豆町入前	7		○	○
102	西幡豆	西幡豆町市場	16		○	○
103	大沢	東幡豆町大沢	10		○	○
104	東幡豆-1	東幡豆町	0	宿泊所		
105	東幡豆-2	東幡豆町	12	宿泊所		
106	東幡豆-3	東幡豆町	7			
107	東幡豆-4	東幡豆町	5			
108	堂ノ上	東幡豆町	5			
109	東幡豆-5	東幡豆町	0	宿泊所		
110	裏山	東幡豆町裏山	20		○	
111	郷中Ⅱ	東幡豆町郷中	7		○	
112	前山	東幡豆町前山	7		○	
113	中川原	東幡豆町中川原	6			
114	三ツ塚	東幡豆町三ツ塚	14		○	
115	日影	東幡豆町日影	14		○	○
116	下側内	東幡豆町下側内	5			
117	肉門内西前田	東幡豆町肉門内・西前田	10		○	○
118	大西	東幡豆町大西	10		○	○
119	彦田	東幡豆町彦田	14			
120	西野岸	東幡豆町西野岸	6			
121	下山	東幡豆町下山	13			
122	大西Ⅰ	東幡豆町迎	13		○	
123	迎	東幡豆町迎	5		○	
124	走り付	東幡豆町走り付	6			
125	御堂前	東幡豆町御堂前	10		○	○
126	中ノ浜	東幡豆町中ノ浜	6			
127	鳥羽-1	鳥羽町	6			
128	鳥羽-2	鳥羽町	5			
129	鳥羽-3	鳥羽町	3	宿泊所3		

※ 急：急傾斜地崩壊危険区域指定のあるもの（一部指定を含む）。

災：災害危険区域指定のあるもの。

番号	箇所名	所在地	人家戸数	公共建物(種類、数)	急	災
130	鳥羽-4	鳥羽町	12			
131	西迫	鳥羽町西迫	12		○	○
132	姫山	鳥羽町姫山	8			
133	崎山	鳥羽町崎山	44	宿泊所	○	
134	寺部-1	寺部町	4	官公署2		
135	寺部-2	寺部町	6			
136	寺部-3	寺部町	8			
137	寺部-4	寺部町	3	宿泊所		
138	寺部-5	寺部町	0	宿泊所		
139	寺部-6	寺部町	0	宿泊所		
140	笠外	寺部町笠外	6	学校		
141	西幡豆-5	西幡豆町	2			
142	西幡豆-6	西幡豆町	2			
143	西幡豆-7	西幡豆町	4			
144	西幡豆-8	西幡豆町	2			
145	西幡豆-9	西幡豆町	2			
146	西幡豆-10	西幡豆町	1			
147	西幡豆-11	西幡豆町	1			
148	西幡豆-12	西幡豆町	1			
149	西幡豆-13	西幡豆町	4			
150	西幡豆-14	西幡豆町	3			
151	東幡豆-6	東幡豆町	1			
152	東幡豆-7	東幡豆町	1			
153	東幡豆-8	東幡豆町	2			
154	宮下	東幡豆町	4			
155	東幡豆-9	東幡豆町	3			
156	東幡豆-10	東幡豆町	2			
157	東幡豆-11	東幡豆町	1			
158	東幡豆-12	東幡豆町	3			
159	東幡豆-13	東幡豆町	4			
160	東幡豆-14	東幡豆町	1			
161	東幡豆-15	東幡豆町	2			
162	東幡豆	東幡豆町下谷	3		○	○
163	田中	東幡豆町田中	1		○	○
164	鳥羽-5	鳥羽町	1			
165	鳥羽-6	鳥羽町	1			
166	鳥羽-7	鳥羽町	2			
167	鳥羽-8	鳥羽町	4			
168	寺部-7	寺部町	1			
169	寺部-8	寺部町	1			
170	寺部-9	寺部町	3			
171	寺部-10	寺部町	3			

※ 急：急傾斜地崩壊危険区域指定のあるもの（一部指定を含む）。

災：災害危険区域指定のあるもの。

8 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	札木一1	西尾市家武町札木	○	○	5	3	1	0
2	急傾斜地の崩壊	札木一2	西尾市家武町札木	○	○	6	3	0	0
3	急傾斜地の崩壊	別曾一2	西尾市室町別曾	○	○	3	1	1	0
4	急傾斜地の崩壊	宮崎一4一1	西尾市吉良町宮崎宮前	○		3	0	1	0
5	急傾斜地の崩壊	宮崎一4一2	西尾市吉良町宮崎宮前	○	○	4	2	1	0
6	急傾斜地の崩壊	西幡豆一12	西尾市西幡豆町山副	○	○	0	0	1	1
7	急傾斜地の崩壊	善明町本郷一1	西尾市善明町字本郷	○	○	1	1	2	0
8	急傾斜地の崩壊	善明町本郷一2	西尾市善明町字本郷	○	○	3	0	1	0
9	急傾斜地の崩壊	上ノ山一1	西尾市吉良町宮崎上ノ山	○	○	3	0	0	0
10	急傾斜地の崩壊	上ノ山一2	西尾市吉良町宮崎上ノ山	○	○	20	4	2	1
11	急傾斜地の崩壊	西大山一1	西尾市吉良町乙川西大山	○	○	9	4	0	0
12	急傾斜地の崩壊	西大山一2	西尾市吉良町乙川西大山	○		0	0	0	0
13	急傾斜地の崩壊	西大山一3	西尾市吉良町乙川西経前	○	○	3	2	0	0
14	急傾斜地の崩壊	西宮後一1	西尾市吉良町宮崎西宮後	○	○	13	6	1	0
15	急傾斜地の崩壊	西宮後一2	西尾市吉良町宮崎若宮西	○	○	1	0	0	0
16	急傾斜地の崩壊	西宮後一3	西尾市吉良町宮崎若宮西	○	○	2	1	1	0
17	急傾斜地の崩壊	中道下一1	西尾市吉良町宮崎田ノ上	○	○	0	0	1	1
18	急傾斜地の崩壊	中道下一2	西尾市吉良町宮崎田ノ上	○	○	2	0	5	0
19	急傾斜地の崩壊	中道下一3	西尾市吉良町宮崎中道上	○	○	0	0	1	0
20	急傾斜地の崩壊	幡豆町一12	西尾市寺部町笠外	○	○	2	1	0	0
21	急傾斜地の崩壊	笠外一1	西尾市寺部町下字頭	○	○	0	0	0	0
22	急傾斜地の崩壊	鳥羽一3	西尾市鳥羽町田尻	○	○	3	3	0	0
23	急傾斜地の崩壊	鳥羽一4	西尾市鳥羽町崎山	○	○	21	1	0	0
24	急傾斜地の崩壊	崎山一1	西尾市鳥羽町崎山	○		8	0	1	0
25	急傾斜地の崩壊	崎山一2	西尾市鳥羽町崎山	○		3	0	0	0
26	急傾斜地の崩壊	崎山一3	西尾市鳥羽町崎山	○	○	22	11	2	0
27	急傾斜地の崩壊	迎	西尾市東幡豆町迎	○	○	5	1	2	0
28	急傾斜地の崩壊	西幡豆一4	西尾市西幡豆町荒佐分	○	○	5	1	1	0
29	急傾斜地の崩壊	西幡豆一13	西尾市西幡豆町荒佐分	○	○	1	0	0	0
30	急傾斜地の崩壊	荒佐分一1	西尾市西幡豆町荒佐分	○	○	1	0	0	0
31	急傾斜地の崩壊	幡豆町一11	西尾市西幡豆町西見影	○	○	0	0	0	0
32	急傾斜地の崩壊	松下一1	西尾市西幡豆町京田	○	○	0	0	0	0
33	急傾斜地の崩壊	小野ヶ谷	西尾市西幡豆町黒松	○	○	21	6	1	0
34	急傾斜地の崩壊	裏山一1	西尾市東幡豆町裏山	○	○	14	5	1	1
35	急傾斜地の崩壊	郷中Ⅱ一1	西尾市東幡豆町前山	○	○	7	0	0	0
36	急傾斜地の崩壊	郷中Ⅱ一2	西尾市東幡豆町前山	○	○	2	0	0	0
37	急傾斜地の崩壊	前山一1	西尾市東幡豆町前山	○	○	1	0	0	0
38	急傾斜地の崩壊	前山一2	西尾市東幡豆町前山	○	○	5	1	0	0
39	急傾斜地の崩壊	三ツ塚一1	西尾市東幡豆町岩倉	○	○	4	2	0	0
40	急傾斜地の崩壊	三ツ塚一2	西尾市東幡豆町岩倉	○	○	1	1	0	0
41	急傾斜地の崩壊	三ツ塚一3	西尾市東幡豆町岩倉	○	○	0	0	1	1

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
42	急傾斜地の崩壊	東幡豆一9	西尾市東幡豆町奥ケ入	○	○	0	0	0	0
43	急傾斜地の崩壊	大西I一1	西尾市東幡豆町越山	○	○	8	4	0	0
44	急傾斜地の崩壊	大西I一2	西尾市東幡豆町南大西	○		1	0	0	0
45	急傾斜地の崩壊	大西I一3	西尾市東幡豆町越山	○	○	7	0	0	0
46	急傾斜地の崩壊	裏山一2	西尾市東幡豆町裏山	○	○	17	1	2	1
47	急傾斜地の崩壊	別曾一1	西尾市室町別曾	○		1	0	0	0
48	急傾斜地の崩壊	東幡豆一4	西尾市東幡豆町宮下	○	○	3	3	0	0
49	急傾斜地の崩壊	中川原	西尾市東幡豆町中川原	○	○	6	3	0	0
50	急傾斜地の崩壊	日影A	西尾市東幡豆町日影	○	○	13	1	0	0
51	急傾斜地の崩壊	日影B	西尾市東幡豆町日影	○	○	2	1	0	0
52	急傾斜地の崩壊	日影C	西尾市東幡豆町越田	○	○	2	2	0	0
53	急傾斜地の崩壊	日影E	西尾市東幡豆町越田	○	○	0	0	0	0
54	急傾斜地の崩壊	日影D	西尾市東幡豆町東山	○	○	3	1	0	0
55	急傾斜地の崩壊	宮下A	西尾市東幡豆町宮下	○	○	1	1	0	0
56	急傾斜地の崩壊	宮下B	西尾市東幡豆町宮下	○	○	7	4	0	0
57	急傾斜地の崩壊	東幡豆	西尾市東幡豆町下谷	○	○	3	1	0	0
58	急傾斜地の崩壊	幡豆町一8	西尾市東幡豆町西山	○	○	0	0	0	0
59	急傾斜地の崩壊	友国一5	西尾市吉良町友国池上	○	○	2	2	0	0
60	急傾斜地の崩壊	池上一1	西尾市吉良町友国池上	○	○	0	0	0	0
61	急傾斜地の崩壊	深篠一1	西尾市家武町深篠	○	○	1	1	0	0
62	急傾斜地の崩壊	下落	西尾市貝吹町油ノ木	○	○	0	0	0	0
63	急傾斜地の崩壊	油ノ木	西尾市貝吹町油ノ木	○	○	3	0	0	0
64	急傾斜地の崩壊	城山一1A	西尾市小島町二ヶ崎	○	○	0	0	2	2
65	急傾斜地の崩壊	城山一1B	西尾市小島町城山	○	○	0	0	0	0
66	急傾斜地の崩壊	城山一1C	西尾市小島町山内	○	○	0	0	0	0
67	急傾斜地の崩壊	城山一1D	西尾市小島町山内	○	○	0	0	1	1
68	急傾斜地の崩壊	西尾市一3	西尾市小島町二ヶ崎	○	○	0	0	1	1
69	急傾斜地の崩壊	釜田A	西尾市上羽角町釜田	○	○	1	0	0	0
70	急傾斜地の崩壊	釜田B	西尾市上羽角町湯田	○	○	1	0	0	0
71	急傾斜地の崩壊	池下一2A	西尾市上羽角町池下	○	○	2	2	0	0
72	急傾斜地の崩壊	池下一2B	西尾市上羽角町池下	○	○	0	0	1	1
73	急傾斜地の崩壊	三の山一3A	西尾市上羽角町池下	○	○	0	0	0	0
74	急傾斜地の崩壊	三の山一3B	西尾市上羽角町池下	○	○	0	0	0	0
75	急傾斜地の崩壊	三の山一3C	西尾市上羽角町小山崎	○	○	0	0	0	0
76	急傾斜地の崩壊	三の山一3D	西尾市上羽角町小山崎	○	○	0	0	0	0
77	急傾斜地の崩壊	大沢A	西尾市東幡豆町大沢	○	○	1	0	0	0
78	急傾斜地の崩壊	大沢B	西尾市東幡豆町大沢	○	○	5	2	0	0
79	急傾斜地の崩壊	御堂前A	西尾市東幡豆町御堂前	○	○	1	0	2	1
80	急傾斜地の崩壊	御堂前B	西尾市東幡豆町御堂前	○		8	0	0	0
81	急傾斜地の崩壊	大境一1A	西尾市東幡豆町大境	○	○	5	0	0	0
82	急傾斜地の崩壊	大境一1B	西尾市東幡豆町大境	○	○	0	0	0	0
83	急傾斜地の崩壊	南沢一1	西尾市東幡豆町南沢	○	○	0	0	0	0
84	急傾斜地の崩壊	西見影	西尾市西幡豆町池下	○	○	10	0	0	0

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
85	急傾斜地の崩壊	入前	西尾市西幡豆町入前	○	○	8	1	0	0
86	急傾斜地の崩壊	寺部一1A	西尾市寺部町林添	○	○	1	0	0	0
87	急傾斜地の崩壊	寺部一1B	西尾市寺部町林添	○	○	0	0	3	1
88	急傾斜地の崩壊	寺部一1C	西尾市寺部町浜田	○	○	0	0	1	1
89	急傾斜地の崩壊	寺部一1D	西尾市寺部町林添	○	○	2	0	0	0
90	急傾斜地の崩壊	西幡豆一7A	西尾市西幡豆町高根	○	○	0	0	0	0
91	急傾斜地の崩壊	西幡豆一7B	西尾市西幡豆町田迫	○	○	1	1	0	0
92	急傾斜地の崩壊	西幡豆一9	西尾市西幡豆町郷	○	○	0	0	0	0
93	急傾斜地の崩壊	鳥羽一5	西尾市西幡豆町東森	○	○	1	0	0	0
94	急傾斜地の崩壊	西迫A	西尾市鳥羽町西迫	○		4	0	0	0
95	急傾斜地の崩壊	西迫B	西尾市鳥羽町西迫	○	○	1	0	0	0
96	急傾斜地の崩壊	小山田一1	西尾市吉良町小山田羽城	○	○	4	2	0	0
97	急傾斜地の崩壊	西山(Ⅱ)A	西尾市吉良町小山田西山	○	○	2	2	0	0
98	急傾斜地の崩壊	西山(Ⅱ)B	西尾市吉良町小山田西山	○	○	0	0	0	0
99	急傾斜地の崩壊	西山(Ⅰ)	西尾市吉良町小山田西山	○	○	8	3	0	0
100	急傾斜地の崩壊	小山田一2	西尾市吉良町小山田羽城	○	○	1	0	0	0
101	急傾斜地の崩壊	小山田一3	西尾市吉良町小山田稠	○	○	3	2	0	0
102	急傾斜地の崩壊	小山田一4	西尾市吉良町小山田宮前	○	○	3	1	0	0
103	急傾斜地の崩壊	小山田一5	西尾市吉良町小山田治ア田	○	○	2	1	3	0
104	急傾斜地の崩壊	乙川一1	西尾市吉良町宮崎白浜	○	○	11	4	0	0
105	急傾斜地の崩壊	経後	西尾市吉良町乙川経後	○	○	4	3	0	0
106	急傾斜地の崩壊	前留谷A	西尾市吉良町宮崎山鼻	○	○	4	3	0	0
107	急傾斜地の崩壊	前留谷B	西尾市吉良町宮崎前留谷	○		4	0	0	0
108	急傾斜地の崩壊	宮崎一5	西尾市吉良町宮崎白浜	○	○	3	2	0	0
109	急傾斜地の崩壊	吉良町一25	西尾市吉良町宮崎前留谷	○	○	0	0	0	0
110	急傾斜地の崩壊	四反田	西尾市吉良町宮迫四反田	○	○	5	0	3	3
111	急傾斜地の崩壊	宮迫一1	西尾市吉良町宮迫四反田	○	○	8	0	0	0
112	急傾斜地の崩壊	堂根A	西尾市吉良町宮迫堂根	○	○	10	2	0	0
113	急傾斜地の崩壊	堂根B	西尾市吉良町宮迫堂根	○		1	0	0	0
114	急傾斜地の崩壊	堂根C	西尾市吉良町宮迫堂根	○		2	0	0	0
115	急傾斜地の崩壊	宮迫一4	西尾市吉良町宮迫西屋敷	○	○	4	0	0	0
116	急傾斜地の崩壊	漆畑一1	西尾市吉良町宮迫漆畑	○	○	0	0	0	0
117	急傾斜地の崩壊	四反田一1	西尾市吉良町宮迫四反田	○	○	0	0	0	0
118	急傾斜地の崩壊	四反田一2	西尾市吉良町宮迫西屋敷	○	○	0	0	0	0
119	急傾斜地の崩壊	四反田一3	西尾市吉良町宮迫四反田	○	○	0	0	0	0
120	急傾斜地の崩壊	堂根一1	西尾市吉良町宮迫堂根	○	○	0	0	0	0
121	急傾斜地の崩壊	板迫一1	西尾市吉良町津平板迫	○	○	0	0	0	0
122	急傾斜地の崩壊	大入一4	西尾市吉良町津平大入	○	○	0	0	0	0
123	急傾斜地の崩壊	駁馬一1	西尾市吉良町駁馬丸山	○	○	4	0	0	0
124	急傾斜地の崩壊	駁馬一5	西尾市吉良町駁馬丸山	○	○	4	0	0	0
125	急傾斜地の崩壊	駁馬一6	西尾市吉良町駁馬丸山	○	○	1	0	0	0
126	急傾斜地の崩壊	丸山一3	西尾市吉良町駁馬丸山	○	○	1	0	0	0
127	急傾斜地の崩壊	西幡豆一2	西尾市西幡豆町轟口	○	○	6	5	0	0
128	急傾斜地の崩壊	西幡豆一3	西尾市西幡豆町東見影	○	○	1	1	0	0

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
129	急傾斜地の崩壊	入前(Ⅱ)	西尾市西幡豆町入前	○	○	16	4	0	0
130	急傾斜地の崩壊	西幡豆一14	西尾市西幡豆町入前	○	○	12	6	0	0
131	急傾斜地の崩壊	西幡豆	西尾市西幡豆町市場	○		11	0	0	0
132	急傾斜地の崩壊	西幡豆一6	西尾市西幡豆町見影田	○	○	1	1	0	0
133	急傾斜地の崩壊	西幡豆一8	西尾市西幡豆町黒松	○	○	1	1	0	0
134	急傾斜地の崩壊	西幡豆一10A	西尾市西幡豆町播摩門内	○	○	0	0	1	0
135	急傾斜地の崩壊	西幡豆一10B	西尾市西幡豆町播摩門内	○	○	0	0	0	0
136	急傾斜地の崩壊	西幡豆一11	西尾市西幡豆町年重坂	○	○	1	0	0	0
137	急傾斜地の崩壊	寺部一7A	西尾市西幡豆町講伏	○	○	1	0	0	0
138	急傾斜地の崩壊	寺部一7B	西尾市西幡豆町講伏	○	○	3	2	0	0
139	急傾斜地の崩壊	寺部一4	西尾市寺部町小浜	○	○	1	1	0	0
140	急傾斜地の崩壊	東幡豆一3	西尾市東幡豆町東前田	○	○	10	2	0	0
141	急傾斜地の崩壊	東幡豆一8	西尾市東幡豆町東前田	○	○	6	4	0	0
142	急傾斜地の崩壊	東幡豆一10	西尾市東幡豆町池上	○	○	2	1	0	0
143	急傾斜地の崩壊	東幡豆一6	西尾市東幡豆町三ヶ根口	○	○	2	1	0	0
144	急傾斜地の崩壊	東幡豆一7	西尾市東幡豆町杉那	○	○	1	1	0	0
145	急傾斜地の崩壊	堂ノ上A	西尾市東幡豆町堂ノ上	○		0	0	0	0
146	急傾斜地の崩壊	堂ノ上B	西尾市東幡豆町堂ノ上	○	○	3	2	0	0
147	急傾斜地の崩壊	堂ノ上C	西尾市東幡豆町堂ノ上	○	○	1	1	0	0
148	急傾斜地の崩壊	東幡豆一5	西尾市東幡豆町浜ノ山	○	○	0	0	1	0
149	急傾斜地の崩壊	下側内	西尾市東幡豆町下側内	○	○	3	2	0	0
150	急傾斜地の崩壊	幡豆町一10	西尾市東幡豆町紺屋谷戸	○	○	0	0	1	1
151	急傾斜地の崩壊	大西A	西尾市東幡豆町洲崎山	○		0	0	0	0
152	急傾斜地の崩壊	大西B	西尾市東幡豆町大西	○		1	0	0	0
153	急傾斜地の崩壊	大西C	西尾市東幡豆町大西	○		2	0	0	0
154	急傾斜地の崩壊	大西D	西尾市東幡豆町大西	○	○	5	3	0	0
155	急傾斜地の崩壊	彦田	西尾市東幡豆町彦田	○	○	22	1	0	0
156	急傾斜地の崩壊	走り付	西尾市東幡豆町走り付	○	○	11	3	0	0
157	急傾斜地の崩壊	中ノ浜	西尾市東幡豆町中ノ浜	○	○	5	1	0	0
158	急傾斜地の崩壊	東幡豆一11	西尾市東幡豆町洲崎山	○	○	1	1	0	0
159	急傾斜地の崩壊	東幡豆一12	西尾市東幡豆町小浜	○	○	5	3	0	0
160	急傾斜地の崩壊	東幡豆一13A	西尾市東幡豆町中ノ浜	○	○	2	2	0	0
161	急傾斜地の崩壊	東幡豆一13B	西尾市東幡豆町中ノ浜	○	○	3	2	0	0
162	急傾斜地の崩壊	東幡豆一14	西尾市東幡豆町中ノ浜	○	○	1	1	0	0
163	急傾斜地の崩壊	東幡豆一15	西尾市東幡豆町中ノ浜	○	○	1	1	0	0
164	急傾斜地の崩壊	田中	西尾市東幡豆町田中	○	○	5	0	0	0
165	急傾斜地の崩壊	桑畑山一1	西尾市東幡豆町桑畑山	○	○	0	0	1	0
166	急傾斜地の崩壊	肉門内西前田A	西尾市東幡豆町肉門内	○		4	0	0	0
167	急傾斜地の崩壊	肉門内西前田B	西尾市東幡豆町西前田	○	○	3	0	0	0
168	急傾斜地の崩壊	肉門内西前田C	西尾市東幡豆町西前田	○	○	2	2	0	0
169	急傾斜地の崩壊	鳶山	西尾市東幡豆町鳶山	○	○	0	0	2	2
170	急傾斜地の崩壊	京田	西尾市西幡豆町京田	○	○	2	0	1	0
171	急傾斜地の崩壊	三の山一1	西尾市上羽角町風越	○	○	0	0	0	0
172	急傾斜地の崩壊	池下一1	西尾市上羽角町池下	○	○	1	1	0	0

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
173	急傾斜地の崩壊	三の山－4 A	西尾市上羽角町釜田	○	○	0	0	0	0
174	急傾斜地の崩壊	三の山－4 B	西尾市上羽角町釜田	○	○	0	0	0	0
175	急傾斜地の崩壊	岩谷－1 A	西尾市下羽角町岩谷	○	○	0	0	0	0
176	急傾斜地の崩壊	岩谷－1 B	西尾市下羽角町岩谷	○	○	0	0	0	0
177	急傾斜地の崩壊	前田 A	西尾市貝吹町前田	○	○	5	3	0	0
178	急傾斜地の崩壊	前田 B	西尾市貝吹町万灯山	○	○	0	0	0	0
179	急傾斜地の崩壊	山屋敷－1 A	西尾市新村町山屋敷	○	○	0	0	0	0
180	急傾斜地の崩壊	山屋敷－1 B	西尾市新村町山屋敷	○	○	2	1	0	0
181	急傾斜地の崩壊	不毛－1	西尾市東浅井町不毛	○	○	0	0	1	1
182	急傾斜地の崩壊	五砂山－1	西尾市東浅井町五砂山	○	○	1	0	0	0
183	急傾斜地の崩壊	西尾市－1 A	西尾市東浅井町五砂山	○	○	0	0	0	0
184	急傾斜地の崩壊	西尾市－1 B	西尾市東浅井町五砂山	○	○	0	0	0	0
185	急傾斜地の崩壊	札木－1	西尾市西浅井町札木	○	○	2	0	0	0
186	急傾斜地の崩壊	古城	西尾市西浅井町古城	○	○	6	4	0	0
187	急傾斜地の崩壊	船向－1	西尾市小島町船向	○	○	2	0	0	0
188	急傾斜地の崩壊	小島町本郷－1	西尾市小島町本郷	○	○	1	1	0	0
189	急傾斜地の崩壊	麓－1	西尾市八ツ面町麓	○		1	0	0	0
190	急傾斜地の崩壊	麓－2	西尾市八ツ面町麓	○	○	0	0	0	0
191	急傾斜地の崩壊	八幡下	西尾市下町八幡下	○	○	11	3	1	0
192	急傾斜地の崩壊	西之川 A	西尾市田貫町西之川	○	○	2	0	0	0
193	急傾斜地の崩壊	西之川 B	西尾市田貫町西之川	○	○	2	1	1	1
194	急傾斜地の崩壊	東山－1	西尾市駒場町東山	○	○	10	3	0	0
195	急傾斜地の崩壊	榎木島－1 A	西尾市駒場町榎木島	○	○	0	0	1	0
196	急傾斜地の崩壊	榎木島－1 B	西尾市駒場町榎木島	○	○	0	0	1	1
197	急傾斜地の崩壊	上屋敷 A	西尾市室町上屋敷	○	○	1	0	1	0
198	急傾斜地の崩壊	上屋敷 B	西尾市室町上屋敷	○	○	3	0	0	0
199	急傾斜地の崩壊	深篠－2 A	西尾市家武町中川原	○	○	0	0	0	0
200	急傾斜地の崩壊	深篠－2 B	西尾市家武町深篠	○	○	1	1	0	0
201	急傾斜地の崩壊	茨坪－1	西尾市家武町中川原	○	○	0	0	0	0
202	急傾斜地の崩壊	前山－1	西尾市平原町前山	○	○	0	0	0	0
203	急傾斜地の崩壊	恵下入－1	西尾市平原町恵下入	○	○	1	1	0	0
204	急傾斜地の崩壊	瀬戸－1	西尾市吉良町瀬戸寄名山	○	○	0	0	1	1
205	急傾斜地の崩壊	宮迫－3	西尾市吉良町宮迫檜木	○	○	0	0	0	0
206	急傾斜地の崩壊	宮迫－5	西尾市吉良町宮迫大上	○	○	0	0	1	0
207	急傾斜地の崩壊	西屋敷－1	西尾市吉良町宮迫西屋敷	○	○	0	0	0	0
208	急傾斜地の崩壊	宮迫－2	西尾市吉良町宮迫文道野	○	○	0	0	1	1
209	急傾斜地の崩壊	友国－1	西尾市吉良町友国山ノ上	○	○	3	1	0	0
210	急傾斜地の崩壊	王塚	西尾市吉良町友国王塚	○	○	3	1	0	0
211	急傾斜地の崩壊	揚ヶ	西尾市吉良町友国揚ヶ	○	○	2	0	0	0
212	急傾斜地の崩壊	友国－2	西尾市吉良町友国松下	○	○	1	1	0	0
213	急傾斜地の崩壊	友国－4	西尾市吉良町友国松下	○	○	2	2	1	0
214	急傾斜地の崩壊	訳出	西尾市吉良町乙川訳出	○	○	1	0	0	0
215	急傾斜地の崩壊	藤兼	西尾市吉良町乙川藤兼	○	○	6	0	0	0
216	急傾斜地の崩壊	宮崎－1	西尾市吉良町宮崎東赤兀	○		0	0	1	0

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
217	急傾斜地の崩壊	吉良町-23	西尾市吉良町宮崎東甚作	○	○	0	0	1	1
218	急傾斜地の崩壊	宮崎-2	西尾市吉良町宮崎東甚作	○	○	3	0	1	0
219	急傾斜地の崩壊	吉良町-24	西尾市吉良町宮崎中部田	○	○	0	0	0	0
220	急傾斜地の崩壊	吉良町-27	西尾市吉良町宮崎法蓮坊	○	○	0	0	0	0
221	急傾斜地の崩壊	吉良町-26	西尾市吉良町宮崎馬道	○	○	2	1	1	0
222	急傾斜地の崩壊	寺ノ上	西尾市吉良町宮崎中新居	○	○	1	1	0	0
223	急傾斜地の崩壊	馬道	西尾市吉良町宮崎馬道	○	○	1	0	1	1
224	急傾斜地の崩壊	宮前	西尾市吉良町宮崎宮前	○		5	0	0	0
225	急傾斜地の崩壊	宮崎-3	西尾市吉良町宮崎丸山	○	○	4	2	0	0
226	急傾斜地の崩壊	幡豆町-1A	西尾市鳥羽町笹頭	○	○	0	0	1	1
227	急傾斜地の崩壊	幡豆町-1B	西尾市鳥羽町笹頭	○	○	0	0	1	1
228	急傾斜地の崩壊	鳥羽-6	西尾市鳥羽町大入	○	○	0	0	2	2
229	急傾斜地の崩壊	幡豆町-4A	西尾市鳥羽町大狐	○	○	1	1	0	0
230	急傾斜地の崩壊	幡豆町-4B	西尾市鳥羽町大狐	○	○	1	1	0	0
231	急傾斜地の崩壊	赤岩-1	西尾市鳥羽町大狐	○	○	1	0	0	0
232	急傾斜地の崩壊	鳥羽-7	西尾市鳥羽町大入	○	○	1	1	0	0
233	急傾斜地の崩壊	鳥羽-1A	西尾市鳥羽町足ケ谷	○	○	2	2	0	0
234	急傾斜地の崩壊	鳥羽-1B	西尾市鳥羽町足ケ谷	○	○	0	0	0	0
235	急傾斜地の崩壊	鳥羽-8	西尾市鳥羽町大谷	○	○	5	1	0	0
236	急傾斜地の崩壊	北迫-1A	西尾市鳥羽町大迫	○	○	0	0	0	0
237	急傾斜地の崩壊	北迫-1B	西尾市鳥羽町北迫	○	○	0	0	0	0
238	急傾斜地の崩壊	北迫-1C	西尾市鳥羽町川坂	○	○	3	1	0	0
239	急傾斜地の崩壊	北迫-1D	西尾市鳥羽町大迫	○	○	0	0	0	0
240	急傾斜地の崩壊	姫山A	西尾市鳥羽町八貫	○	○	0	0	0	0
241	急傾斜地の崩壊	姫山B	西尾市鳥羽町八貫	○	○	5	1	0	0
242	急傾斜地の崩壊	鳥羽-2	西尾市鳥羽町姫山	○	○	2	1	0	0
243	急傾斜地の崩壊	見影田-1	西尾市西幡豆町見影田	○	○	5	4	0	0
244	急傾斜地の崩壊	黒松-1A	西尾市西幡豆町田ノ上	○	○	1	1	0	0
245	急傾斜地の崩壊	黒松-1B	西尾市西幡豆町黒松	○	○	0	0	1	0
246	急傾斜地の崩壊	黒松-2	西尾市西幡豆町黒松	○	○	0	0	1	0
247	急傾斜地の崩壊	黒松-3A	西尾市西幡豆町黒松	○	○	0	0	0	0
248	急傾斜地の崩壊	黒松-3B	西尾市西幡豆町黒松	○	○	1	0	0	0
249	急傾斜地の崩壊	幡豆町-3A	西尾市西幡豆町北ノ入	○	○	0	0	0	0
250	急傾斜地の崩壊	幡豆町-3B	西尾市西幡豆町北ノ入	○	○	0	0	1	1
251	急傾斜地の崩壊	幡豆町-3C	西尾市西幡豆町北ノ入	○	○	0	0	0	0
252	急傾斜地の崩壊	幡豆町-3D	西尾市西幡豆町北ノ入	○	○	0	0	1	0
253	急傾斜地の崩壊	幡豆町-7A	西尾市西幡豆町轟口	○	○	0	0	0	0
254	急傾斜地の崩壊	幡豆町-7B	西尾市西幡豆町轟口	○	○	0	0	0	0
255	急傾斜地の崩壊	幡豆町-9A	西尾市西幡豆町播摩門内	○	○	1	0	0	0
256	急傾斜地の崩壊	幡豆町-9B	西尾市西幡豆町播摩門内	○	○	1	1	0	0
257	急傾斜地の崩壊	山副-1	西尾市西幡豆町山副	○	○	4	1	0	0
258	急傾斜地の崩壊	荒佐分-2	西尾市西幡豆町荒佐分	○	○	2	2	0	0
259	急傾斜地の崩壊	西大坪-1	西尾市西幡豆町荒佐分	○		2	0	0	0
260	急傾斜地の崩壊	寺部-2	西尾市寺部町堂前	○	○	3	0	0	0

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
261	急傾斜地の崩壊	寺部-3	西尾市寺部町浜田	○	○	3	2	0	0
262	急傾斜地の崩壊	寺部-8	西尾市寺部町上宇頭	○	○	0	0	1	1
263	急傾斜地の崩壊	笠外A	西尾市寺部町笠外	○	○	3	2	0	0
264	急傾斜地の崩壊	笠外B	西尾市寺部町笠外	○	○	2	1	0	0
265	急傾斜地の崩壊	寺部-5	西尾市寺部町笠外	○	○	0	0	1	1
266	急傾斜地の崩壊	寺部-10	西尾市寺部町下宇頭	○	○	3	0	0	0
267	急傾斜地の崩壊	下宇頭-1	西尾市寺部町下宇頭	○	○	0	0	0	0
268	急傾斜地の崩壊	小浜-1	西尾市寺部町小浜	○	○	0	0	0	0
269	急傾斜地の崩壊	寺部-9	西尾市寺部町小浜	○	○	2	2	0	0
270	急傾斜地の崩壊	小浜-2	西尾市寺部町小浜	○	○	0	0	0	0
271	急傾斜地の崩壊	寺部-6	西尾市寺部町小浜	○	○	0	0	1	0
272	急傾斜地の崩壊	入会山-3A	西尾市東幡豆町入会山	○	○	0	0	2	0
273	急傾斜地の崩壊	入会山-3B	西尾市東幡豆町入会山	○	○	0	0	1	1
274	急傾斜地の崩壊	入会山-3C	西尾市東幡豆町入会山	○	○	0	0	1	0
275	急傾斜地の崩壊	池上-1	西尾市東幡豆町池上	○	○	2	1	0	0
276	急傾斜地の崩壊	西丸山-1	西尾市東幡豆町西丸山	○	○	1	0	0	0
277	急傾斜地の崩壊	大戸-1	西尾市東幡豆町大戸	○	○	0	0	0	0
278	土石流	深篠谷	西尾市家武町深篠	○	○	0	0	1	0
279	土石流	山副谷	西尾市西幡豆町山副	○	○	17	0	1	0
280	土石流	本郷谷	西尾市善明町字本郷	○		9	0	0	0
281	土石流	北荒井谷	西尾市西幡豆町荒佐分	○	○	0	0	0	0
282	土石流	西前田3の沢	西尾市西幡豆町西前田	○	○	0	0	0	0
283	土石流	袋川第2支川	西尾市東幡豆町裏山	○	○	8	0	0	0
284	土石流	社口谷	西尾市東幡豆町入会山	○	○	0	0	0	0
285	土石流	里谷	西尾市鳥羽町川坂	○	○	9	0	0	0
286	土石流	中柴川第1支川	西尾市東幡豆町下谷	○	○	17	4	2	0
287	土石流	山口川A	西尾市東幡豆町山ノ内	○	○	8	0	0	0
288	土石流	山口川B	西尾市東幡豆町山ノ内	○	○	0	0	0	0
289	土石流	山口川C	西尾市東幡豆町山ノ内	○		1	0	0	0
290	土石流	中柴川第3支川	西尾市東幡豆町中川原	○	○	13	0	0	0
291	土石流	池上川	西尾市吉良町友国池上	○	○	7	0	0	0
292	土石流	高崎川	西尾市吉良町友国高崎	○		4	0	0	0
293	土石流	油ノ木谷	西尾市貝吹町油ノ木	○		10	0	0	0
294	土石流	残塚谷	西尾市貝吹町残塚	○	○	0	0	28	0
295	土石流	入沢	西尾市貝吹町入	○	○	0	0	0	0
296	土石流	荒子沢	西尾市貝吹町大牛切	○	○	0	0	0	0
297	土石流	三ノ山沢	西尾市上羽角町成沢	○		0	0	1	0
298	土石流	大沢2の沢	西尾市東幡豆町大沢	○	○	6	0	0	0
299	土石流	大沢川	西尾市東幡豆町大沢	○		3	0	0	0
300	土石流	上り沢川	西尾市東幡豆町大沢	○	○	7	0	0	0
301	土石流	八幡川第2支川	西尾市西幡豆町郷	○		29	0	1	0
302	土石流	高根谷	西尾市西幡豆町田迫	○		18	0	1	0
303	土石流	東森谷	西尾市西幡豆町東森	○	○	1	0	0	0
304	土石流	高根沢	西尾市西幡豆町高根	○		5	0	1	0

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
305	土石流	羽城沢	西尾市吉良町小山田宮前	○	○	4	0	0	0
306	土石流	野藪沢 A	西尾市吉良町小山田稠	○	○	0	0	0	0
307	土石流	野藪沢 B	西尾市吉良町小山田稠	○		0	0	0	0
308	土石流	新田洞第 1 A	西尾市吉良町友国新田	○	○	1	0	0	0
309	土石流	新田洞第 1 B	西尾市吉良町友国新田	○	○	1	0	0	0
310	土石流	蛇抜谷	西尾市吉良町乙川蛇抜	○	○	5	0	0	0
311	土石流	矢崎川第 5 支川	西尾市吉良町宮迫漆畑	○	○	6	0	0	0
312	土石流	矢崎川第 6 支川	西尾市吉良町宮迫漆畑	○	○	5	0	0	0
313	土石流	矢崎川第 2 支川	西尾市吉良町津平前沢	○	○	17	0	1	0
314	土石流	板迫川	西尾市吉良町津平小出入	○	○	2	0	1	0
315	土石流	丸山谷第 1	西尾市吉良町駁馬丸山	○		5	0	0	0
316	土石流	丸山洞	西尾市吉良町駁馬丸山	○	○	1	0	0	0
317	土石流	一本松沢第 1	西尾市吉良町駁馬丸山	○	○	0	0	0	0
318	土石流	轟川	西尾市西幡豆町轟口	○		1	0	0	0
319	土石流	八幡川支川	西尾市西幡豆町貝場	○	○	5	0	0	0
320	土石流	黒松川（小野ヶ谷川第 1 支川）	西尾市西幡豆町黒松	○		8	0	0	0
321	土石流	番場川	西尾市西幡豆町小操美	○	○	7	0	0	0
322	土石流	小深田谷	西尾市西幡豆町柿迫	○		1	0	0	0
323	土石流	柿迫谷	西尾市西幡豆町柿迫	○		5	0	0	0
324	土石流	南丹後谷	西尾市西幡豆町六反田	○		0	0	0	0
325	土石流	清六谷	西尾市西幡豆町西清六	○	○	3	0	0	0
326	土石流	西前田 1 の沢	西尾市西幡豆町北ノ入	○	○	1	0	0	0
327	土石流	西前田 2 の沢	西尾市西幡豆町北ノ入	○		1	0	0	0
328	土石流	蕨迫谷	西尾市西幡豆町蕨迫	○	○	0	0	0	0
329	土石流	六反田沢	西尾市西幡豆町六反田	○		4	0	0	0
330	土石流	見影田沢第 1	西尾市西幡豆町見影田	○	○	4	0	0	0
331	土石流	見影田沢第 2	西尾市西幡豆町見影田	○	○	4	1	0	0
332	土石流	大沢 3 の沢	西尾市東幡豆町大沢	○	○	1	0	0	0
333	土石流	大沢 1 の沢	西尾市東幡豆町大境	○	○	0	0	0	0
334	土石流	三ヶ根川	西尾市東幡豆町三ヶ根口	○	○	4	2	0	0
335	土石流	谷森川	西尾市東幡豆町奥ヶ入	○	○	11	0	0	0
336	土石流	鳶山谷	西尾市東幡豆町桑畑山	○	○	3	0	3	0
337	土石流	袋川第 1 支川	西尾市東幡豆町東前田	○	○	7	0	0	0
338	土石流	池上谷	西尾市東幡豆町池上	○	○	5	0	0	0
339	土石流	堂山谷	西尾市東幡豆町堂山	○	○	4	0	0	0
340	土石流	宮脇沢	西尾市東幡豆町宮前	○		0	0	0	0
341	土石流	岩谷沢	西尾市下羽角町長崎	○	○	0	0	1	1
342	土石流	神明川 A	西尾市善明町山田	○	○	0	0	0	0
343	土石流	神明川 B	西尾市善明町山田	○	○	0	0	0	0
344	土石流	山田沢	西尾市善明町南山田	○	○	0	0	0	0
345	土石流	柳本沢	西尾市家武町向山	○	○	0	0	0	0
346	土石流	深篠沢第 2	西尾市家武町深篠	○		1	0	0	0
347	土石流	滝川	西尾市平原町前山	○	○	1	0	0	0
348	土石流	猪入川	西尾市平原町稲荷	○	○	20	0	2	0

番号	自然現象の種類	区域の名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
349	土石流	猪ノ入沢	西尾市平原町稲荷	○	○	17	0	1	0
350	土石流	下深沢第1	西尾市平原町下深	○	○	0	0	0	0
351	土石流	下深沢第2	西尾市平原町下深	○		0	0	0	0
352	土石流	宮西谷	西尾市吉良町瀬戸宮西	○	○	0	0	0	0
353	土石流	丸山谷第2	西尾市吉良町駁馬丸山	○	○	4	0	0	0
354	土石流	大迫沢第1	西尾市吉良町宮迫大上	○	○	0	0	0	0
355	土石流	矢崎川第4支川B	西尾市吉良町宮迫神田	○		4	0	0	0
356	土石流	矢崎川第4支川A	西尾市吉良町宮迫前田	○		4	0	0	0
357	土石流	矢崎川第3支川	西尾市吉良町宮迫前田	○		15	0	1	0
358	土石流	文道野川	西尾市吉良町宮迫文道野	○	○	4	0	1	0
359	土石流	松下川	西尾市吉良町友国六反	○	○	0	0	0	0
360	土石流	新田谷第1	西尾市吉良町友国新田	○	○	0	0	0	0
361	土石流	新田沢	西尾市吉良町友国道ケ塚	○	○	0	0	0	0
362	土石流	道ケ塚沢	西尾市吉良町友国道ケ塚	○	○	0	0	1	0
363	土石流	石塚谷	西尾市鳥羽町石塚	○	○	0	0	1	0
364	土石流	大入沢第2A	西尾市鳥羽町大入	○		0	0	1	0
365	土石流	大入沢第2B	西尾市鳥羽町大入	○		0	0	1	0
366	土石流	赤岩沢	西尾市鳥羽町赤岩	○		1	0	0	0
367	土石流	萱場谷	西尾市鳥羽町萱場	○		7	0	0	0
368	土石流	入通沢	西尾市鳥羽町入通	○		0	0	0	0
369	土石流	社口谷	西尾市鳥羽町大谷	○	○	1	0	0	0
370	土石流	長坂洞	西尾市鳥羽町長坂	○	○	0	0	0	0
371	土石流	長坂谷	西尾市鳥羽町長坂	○	○	1	0	0	0
372	土石流	東迫谷	西尾市鳥羽町東迫	○	○	2	0	0	0
373	土石流	林谷	西尾市鳥羽町林	○		1	0	0	0
374	土石流	鬼木沢A	西尾市西幡豆町鬼木	○	○	0	0	0	0
375	土石流	鬼木沢B	西尾市西幡豆町鬼木	○	○	0	0	0	0
376	土石流	鬼木沢C	西尾市西幡豆町鬼木	○	○	0	0	0	0
377	土石流	田ノ上沢	西尾市西幡豆町黒松	○	○	1	0	0	0
378	土石流	奥ノ入沢	西尾市東幡豆町石田	○		0	0	1	0

※1 土石災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき知事が指定した区域である。

※2 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害のおそれのある区域

※3 「土石災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域の中でも住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

※4 自然現象の種類とは、土砂災害の発生原因となる種類

※5 警：土砂災害警戒区域指定のあるもの

※6 特：土砂災害特別警戒区域指定のあるもの

9 防災重点ため池

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な

番号	ため池名	地名	延長 (m)	重要 度	理由	摘要(水防工法)
1	小草池	西尾市家武町小草	160	B	漏水	月の輪工
2	平原池	西尾市平原町恵下入	65	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
3	深篠池	西尾市家武町深篠	105	B	堤体強度・法面不良	月の輪工
4	雨池	西尾市吉良町瀬戸神田	126	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
5	汗尾池	西尾市吉良町駁馬鴻巣	137	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
6	勝迫池	西尾市吉良町宮迫勝迫	51	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
7	文道池 (吉良調整池)	西尾市吉良町津平前沢	97	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
8	天神池	西尾市吉良町津平大入	51	A	漏水	月の輪工
9	王池	西尾市吉良町友国池下	96	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
10	一・二番池	西尾市吉良町小山田北山	65	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
11	上の池	西尾市吉良町乙川東山	53	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
12	下の池	西尾市吉良町乙川東山	42	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
13	南溜池	西尾市吉良町乙川塚山	95	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
14	茅場池	西尾市鳥羽町名幸寺	107	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
15	鳥羽中池	西尾市鳥羽町馬ノ坂	57	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
16	八幡池	西尾市西幡豆町池下	158	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
17	千石池	西尾市西幡豆町奥山	110	B	漏水	月の輪工
18	八幡東上池	西尾市西幡豆町奥山	55	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
19	小野ヶ谷東池	西尾市西幡豆町欠橋	74	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
20	黒松池	西尾市西幡豆町黒松	40	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
21	桑畑上池	西尾市東幡豆町西神田	30	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
22	桑畑池	西尾市東幡豆町西神田	116	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
23	桑畑東池	西尾市東幡豆町金剛童子	45	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
24	彦田池	西尾市東幡豆町池上	60	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
25	谷村池	西尾市東幡豆町紺屋谷戸	86	A	堤体強度・法面不良	月の輪工・捨て土のう工
26	山口下池	西尾市東幡豆町中川原	106	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
27	山口上池	西尾市東幡豆町中川原	72	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
28	宮地池	西尾市東幡豆町宮下	33	A	堤体強度・法面不良	月の輪工
29	洲崎西池	西尾市東幡豆町船付	35	A	堤体強度・法面不良	月の輪工

10 防火地域・準防火地域

平成29年3月31日現在

種別	面積 (ha)	備考
防火地域	約2.1	
準防火地域	約335	

(注) 防火地域・準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため、定められた地域をいう。
 (都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第8条、第9条。)
 有効数字は10ha以上の場合1位まで、10ha未満の場合少数第1位まで表示することとしている。

11 放射性物質保有事業所

事業所名	所在地	機関区分	使用区分	備考
西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原6	医	発	

注1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて文部科学大臣の許可を受け、又は、同大臣に届け出た放射性同位元素等の使用事業所である。

2 関係分類

- (1) 医(医療機関) 医療法に基づくすべての病院及び診療所
- (2) 民(民間機関) 民間の工場及び作業所

3 使用区分

- (1) 密 密閉された放射性同位元素
- (2) 非 密閉されていない放射性同位元素
- (3) 発 放射線発生装置

12 浸水想定区域・土砂・山地災害危険地区の要配慮者関連施設

番号	施設名称	所在地	福祉避難所	浸水想定河川				土砂災害危険箇所					山地災害危険地区				施設区分			
				矢作川	矢作古川	広田川	矢崎川	警戒区域		急傾斜	土石流	急傾斜	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	山腹崩壊危険地区		地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	山地災害準用地区
								特別警戒区域												
1	平坂幼稚園	楠村町北巴1-1		○														幼稚園		
2	西尾中央幼稚園	永吉町633		○	○													〃		
3	ながら幼稚園	上永良町井ノ下3		○														〃		
4	はずみやこ幼稚園	一色町大塚大坪56-1			○													〃		
5	ハートリンク西尾	一色町一色伊那跨73		○	○													有料老人ホーム		
6	シルバーハウスこころ	吉良町吉田八ツ田24		○	○	○												〃		
7	西尾すみれハイムA館	今川町御堂東62		○	○													サービス付き 高齢者向け住宅		
8	西尾すみれハイムB館	今川町御堂東71-1		○	○													〃		
9	カーサやまお	徳次町明大寺4			○													〃		
10	ゴールドエイジ西尾	丁田町流24		○	○													〃		
11	グランドール西尾	丁田町柳堂4-1		○	○													〃		
12	グランド・ピア西尾	熊味町大道南90-4		○	○													〃		
13	鷹ノ巣	熊味町珠弥堂46-1		○	○													〃		
14	和合の郷A館	楠村町寺下1-2		○														〃		
15	和合の郷B館	楠村町寺下1-1		○														〃		
16	みどりの風	細池町央24-2			○													〃		
17	和の家 笑庵	新村町郷東22		○														〃		
18	ルアナ	新村町郷東23-1		○														〃		
19	ふるさとA館	高河原町中川原1-3		○	○													〃		
20	ふるさとB館	高河原町中川原1-1		○	○													〃		
21	あいあい	吉良町宮崎山鼻11-1							○									〃		
22	せんねん村 グループホーム矢曾根 せんりょう・まんりょう	矢曾根町蓮雲寺74	○	○	○													認知症対応型 共同生活介護		
23	グループホーム高須	一色町赤羽北荒子18		○														〃		
24	せんねん村 グループホームきら	吉良町吉田山中6-1	○	○	○	○	○											〃		
25	グループホーム しはと	西幡豆町池下66-1							○					○				〃		
26	中澤デイケアセンター	寄住町洲田20-1		○	○													通所 リハビリテーション		
27	通所 リハビリテーションセン ター	丁田町上之切1		○	○													〃		
28	デイケアセンター いざ み	和泉町22		○	○													〃		

番号	施設名称	所在地	福祉避難所	浸水想定河川				土砂災害危険箇所				山地災害危険地区					施設区分				
				矢作川	矢作古川	広田川	矢崎川	警戒区域		特別警戒区域	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区		山地災害準用地区			
								土石流	急傾斜										土石流	急傾斜	
29	介護老人保健施設 いずみ	和泉町1-8	○	○	○															介護老人保健施設	
30	西尾老人保健施設	寄住町洲田18	○	○	○																〃
31	介護老人保健施設 やまお	徳次町明大寺 144-5	○	○	○																〃
32	介護老人保健施設 らくらく一色	一色町松木島丸山54	○		○																〃
33	深見クリニック	一色町松木島丸山54			○																介護療養型医療施設/診療所
34	小規模多機能サービスとなり	今川町仲屋敷22-13		○	○																小規模多機能型居宅介護
35	小規模多機能ホーム シルヴィー西尾	田貫町市川原73		○																	〃
36	幸の森 小規模多機能ホーム	細池町南側93		○	○																〃
37	小規模多機能型居宅介護 ふれあいの家	駒場町東山39-1	○	○	○																〃
38	小規模多機能型居宅介護事業所 レジデンス寺嶋	吉良町寺嶋川原15	○	○	○																〃
39	花ノ木小学校	高島町6丁目1		○	○																小学校
40	米津小学校	米津町家下18		○																	〃
41	中畑小学校	中畑町犬塚65		○																	〃
42	福地北部小学校	鶯ヶ池町大道10			○																〃
43	室場小学校	室町東毘沙門32		○	○	○															〃
44	三和小学校	米野町松葉内25		○	○																〃
45	一色東部小学校	一色町野田堤外36		○	○																〃
46	一色西部小学校	一色町治明通縄68			○																〃
47	一色南部小学校	一色町中外沢上大割115			○																〃
48	横須賀小学校	吉良町上横須賀菱池 13-1			○	○															〃
49	荻原小学校	吉良町荻原烏帽子16			○	○	○														〃
50	吉田小学校	吉良町吉田大切間18			○	○	○														〃
51	西尾市社会福祉法人 西尾市社会福祉協議会 デイサービスセンター	花ノ木町2丁目1		○	○																通所介護
52	中澤 トレーニングセンター	寄住町洲田20-1		○	○																〃
53	デイサービス かがやき	寄住町佃35		○	○																〃
54	デイサービスいこいの里 「丁田館」	丁田町左左51-1		○	○																〃
55	デイサービスいこいの里 「流館」	丁田町流20		○	○																〃
56	デイサービス ゴールドエイジ西尾	丁田町流24		○	○																〃
57	西尾すみれ デイサービス	今川町御堂東62		○	○																〃

番号	施設名称	所在地	福祉避難所	浸水想定河川				土砂災害危険箇所				山地災害危険地区					施設区分		
				矢作川	矢作古川	広田川	矢崎川	警戒区域		特別警戒区域		土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区	山地災害準用地区
								土石流	急傾斜	土石流	急傾斜								
58	デイサービス いこいの里「熊味館」	熊味町大道南90-4		○	○														〃
59	愛厚ホーム西尾苑 デイサービスセンター	八ツ面町蔵屋敷120		○	○														〃
60	デイサービス ひらり	八ツ面町尾屋敷108			○														通所介護
61	デイサービス とうかい	八ツ面町尾屋敷108			○														〃
62	リハビリデイサービス そうれ	志籠谷町山畔26-9		○	○														〃
63	デイサービスセンター シルヴィー西尾	田貫町市川原73		○															〃
64	楠村すみれデイサービス センター	楠村町寺下1-2		○															〃
65	デイサービスセンター いちご	市子町稲荷122	○	○	○														〃
66	通所 いっぶく	市子町大宮西56			○														〃
67	みどりの風 デイサービス	細池町南側93			○														〃
68	デイサービス 笑庵	新村町郷東22		○															〃
69	デイサービス くすのき 西尾	小島町寺内26		○	○														〃
70	ふるさとデイサービス	高河原町中川原17-2		○	○														〃
71	デイサービス ふらっと	駒場町屋敷82-1		○	○														〃
72	デイサービス ふじホーム	室町中川原57		○															〃
73	デイサービス 木の香	米津町八百目83-11		○															〃
74	高須デイサービスセン ター	一色町赤羽北荒子18		○															〃
75	西尾市社協デイサービス センター一色	一色町前野新田48-3		○	○														〃
76	デイサービス はあと	一色町対米船原61-1		○	○														〃
77	西尾市社協 デイサービスセンターき ら	吉良町吉田大切間 17-3		○	○	○	○												〃
78	デイサービス 吉良の家	吉良町吉田八ツ田24		○	○	○													〃
79	老人デイサービスセン ター レジデンス宮崎	吉良町宮崎丸山 14-1							○										〃
80	デイサービス 海	吉良町宮崎山鼻11-1							○										〃
81	デイサービス えん	吉良町上横須賀 宮前43-1		○	○	○													〃
82	まごの手デイサービス となり	吉良町中野郷中59		○	○	○	○												〃
83	まごの手デイサービス 中野	吉良町中野郷中100		○	○	○	○												〃
84	リハビリデイサービス おはな	吉良町中野瀬田4			○	○	○												〃
85	オハナ接骨院ミニデイ	吉良町中野瀬田3		○	○	○													〃
86	デイサービスセンター しはとの郷	鳥羽町迎49-2													○				〃
87	デイサービス せんねん村	平口町大溝77	○		○														通所介護/障害者 福祉サービス事業 の用に供する施設
88	社会福祉法人 西尾市社会福祉協議会	花ノ木町2丁目1		○	○														身体障害者社会 参加施設

番号	施設名称	所在地	福祉避難所	浸水想定河川				土砂災害危険箇所				山地災害危険地区				施設区分		
				矢作川	矢作古川	広田川	矢崎川	警戒区域		特別警戒区域		急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区	山地災害準用地区
								土石流	急傾斜	土石流	急傾斜							
89	ぴかっと	平口町奥川84-2		○													〃	
90	ののみや	野々宮町下宮東11-6	○	○	○												障害者福祉サービス事業の用に供する施設	
91	多機能型事業所にしお	家武町深篠96					○						○				〃	
92	いっしき	一色町池田埋田17	○	○	○												〃	
93	友国作業所	吉良町友国新田4-2	○				○										障害者福祉サービス事業の用に供する施設	
94	生活介護事業所おひさま	吉良町荻原埋畑93		○	○	○											〃	
95	生活介護事業所エディサービス	一色町前野東浦67		○	○												〃	
96	西尾市社会福祉協議会デイサービスセンター	花ノ木町2丁目1		○	○												〃	
97	MIRAIZ(ミライズ)	川口町宮前28		○	○												〃	
98	Link(リンク)	丁田町落33-7	○	○	○												〃	
99	三根会共同作業所	矢曾根町赤地62-1		○	○												〃	
100	ながなわ	長縄町西落42・43	○	○	○												〃	
101	きら	吉良町友国和田11-3		○	○		○										〃	
102	ゆい	丁田町五助25-3 パールビル1F C号		○	○												〃	
103	FAワークス米津事業所	米津町宮浦11-6		○													〃	
104	FAワークス葵事業所(米津事業所の従たる事業所)	葵町32-2		○	○												〃	
105	さんわーく	志籠谷町山畔26-9 ハッピーコート 1階北側		○	○												〃	
106	いろは	永吉四丁目7		○	○												〃	
107	熊味ホーム	熊味町大道北18		○													〃	
108	サン永吉ホーム	永吉四丁目19		○	○												〃	
109	志貴野ホーム	志貴野町郷南71-10		○	○												〃	
110	永吉ホーム	永吉町641-6		○	○												〃	
111	野々宮ホーム	野々宮町下宮東18-2			○												〃	
112	ホーム野々宮南	野々宮町下宮東11-5		○	○												〃	
113	ホーム野々宮西	野々宮町下宮東11-7		○	○												〃	
114	米津ホーム	米津町宮前72-1		○													〃	
115	味浜東ホーム	一色町味浜堤西26-1		○	○												〃	
116	友国ホーム	吉良町友国前深33		○	○												〃	

番号	施設名称	所在地	福祉避難所	浸水想定河川				土砂災害危険箇所				山地災害危険地区				施設区分		
				矢作川	矢作古川	広田川	矢崎川	警戒区域		特別警戒区域		急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区	山地災害準用地区
								土石流	急傾斜	土石流	急傾斜							
117	富好の家	吉良町富好新田 井戸後20-1					○											〃
118	グループホーム せせらぎ戸ヶ崎	戸ヶ崎町新荒子138		○	○													〃
119	グループホーム せせらぎ花ノ木	花ノ木町4丁目36-1		○	○													〃
120	グループホーム平坂	楠村町北巴17-1		○														〃
121	グループホームあさひ	米津町北浦32-2		○														〃
122	グループホーム じらいや	鶴ヶ池町天神前54			○													〃
123	愛厚ホーム西尾苑	八ツ面町蔵屋敷120	○	○	○													障害者福祉サービス事業の用に供する施設/特別養護老人ホーム
124	障害者支援施設 ピカリコ	平口町大溝75	○		○													障害者福祉サービス事業の用に供する施設/障害者支援施設/地域生活支援事業の用に供する施設
125	児童発達支援事業 ほっと	菱池町平池71-1		○	○													障害児通所支援事業の用に供する施設
126	デイサービスほっと	菱池町平池71-1		○	○													〃
127	ファーストステップ	駒場町屋敷172-2		○	○	○												〃
128	ココトモ西尾桜木校	桜木町3丁目20		○	○													〃
129	ココトモスタディ 西尾駅前校	高島町4丁目28-1		○	○													〃
130	デイジー	一色町味浜堤東29-2		○	○													〃
131	レイジング・C	一色町開正北江18		○	○													〃
132	わらび	熊味町南十五夜88		○	○													〃
133	ココトモ寄住校	寄住町若宮23		○	○													〃
134	はぐゆう	徳次町新田135-1			○													〃
135	チャイルドワイシュ 西尾	熊味町南十五夜72-1		○	○													〃
136	わらび高砂	高砂町1		○	○													〃
137	地域活動支援センター めだか工房	矢曾根町赤地62-1		○	○													地域生活支援事業の用に供する施設
138	ほっと	菱池町平池71-1		○	○													〃
139	あげはちよう西尾	新村町土井野453		○														地域生活支援事業の用に供する施設
140	レイジング・C	一色町開正北江21		○	○													〃
141	エディサービス	一色町一色伊那跨8		○														〃
142	おひさま	吉良町荻原埋畑93			○	○	○											〃
143	吉良児童館	吉良町吉田大切間 17-3			○	○	○											児童福祉施設

番号	施設名称	所在地	福祉避難所	浸水想定河川				土砂災害危険箇所				山地災害危険地区				施設区分		
				矢作川	矢作古川	広田川	矢崎川	警戒区域		特別警戒区域		地すべり危険箇所	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区		山地災害準用地区	
								土石流	急傾斜	土石流	急傾斜							土石流危険渓流
173	あいちりハビリステーション病院	江原町西柄1-1		○	○													〃
174	西尾病院介護医療院	和泉町22		○	○													介護医療院
175	八ツ面保育園	戸ヶ崎町豊美121-1		○	○													保育所
176	花ノ木保育園	今川町石橋8-2		○	○													〃
177	米津保育園	米津町天竺桂72-1		○														
178	室場保育園	室町中屋敷95		○	○													〃
179	三和保育園	米野町下野1-1		○	○													〃
180	くさの実保育園	丁田町道東172		○	○													〃
181	伊文保育園	道光寺町天王下30-2		○	○													保育所
182	東部保育園	貝吹町油ノ木61-3		○														〃
183	平坂保育園	平坂町山崎17		○														〃
184	中野郷保育園	中原町新道1		○	○													〃
185	中畑保育園	中畑二丁目34		○														〃
186	福地北部保育園	細池町天神東11			○													〃
187	一色保育園	一色町一色前新田200		○	○													〃
188	一色西部保育園	一色町治明東川田2-1		○	○													〃
189	一色南部保育園	一色町中外沢中大割21		○	○													〃
190	一色東部保育園	一色町野田堤外54		○	○													〃
191	横須賀保育園	吉良町上横須賀宮腰162		○	○	○												〃
192	吉田保育園(土)離島	吉良町吉田斉藤久123			○	○	○											〃
193	離島保育園	吉良町吉田忠四郎前38			○	○												〃
194	津平保育園	吉良町津平下天神34					○											〃
195	荻原保育園	吉良町荻原鳥帽子25			○	○	○											〃
196	せんねん村矢曾根	矢曾根町蓮雲寺29-1	○	○	○													特別養護老人ホーム
197	せんねん村矢曾根の家	矢曾根町蓮雲寺55-1	○	○	○													〃
198	特別養護老人ホームいちご	市子町稲荷122	○	○	○													〃
199	特別養護老人ホームせんねん村	平口町大溝77	○		○													〃
200	特別養護老人ホームレジデンス宮崎	吉良町宮崎丸山14-1	○						○									〃
201	特別養護老人ホームレジデンス寺嶋	吉良町寺嶋川原15	○	○	○													〃
202	特別養護老人ホームしはとの郷	鳥羽町迎49-2	○													○		〃

資料編 第2 防災上注意すべき箇所

番号	施設名称	所在地	福祉避難所	浸水想定河川				土砂災害危険箇所				山地災害危険地区				施設区分		
				矢作川	矢作古川	広田川	矢崎川	警戒区域		特別警戒区域		急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区	山地災害準用地区
								土石流	急傾斜	土石流	急傾斜							
203	ケアハウスせんねん村	平口町大溝77			○													軽費老人ホーム
204	県営開正住宅	一色町開正末宝15		○														シルバーハウジング
205	せんねん村矢曾根 ショートステイ はなれ	矢曾根町蓮雲寺52-1	○	○	○													短期入所生活介護
206	短期入所生活介護事業 所いちご	市子町稲荷122		○	○													〃
207	せんねん村デイ倶楽部	矢曾根町蓮雲寺29-1		○	○													認知症対応型通所介護
208	介護付有料老人ホーム シルヴィー西尾	田貫町市川原73		○														介護付き有料老人ホーム
209	小規模多機能ホーム松 ちゃん家	徳次町小藪36			○													有料/小規模多機能型居宅介護
210	看護専門学校	戸ヶ崎町広美109-1	○	○	○													

第3 防災情報及び観測施設・設備等

1 気象観測施設・設備等

(1) 雨量観測所

観測所名	設置場所	管理者	備考
幡豆出 (農水)	西尾市寄住町下田 13 西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所	愛知県	新総合通信ネットワーク (衛星系)
西尾市	西尾市寄住町下田 22 市役所本庁舎	愛知県	新総合通信ネットワーク (衛星系)
一色	西尾市一色町一色伊那跨 53 西尾市消防本部一色分署	名古屋 地方気象台	

(2) 水位観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者	備考
矢作川	米津	西尾市米津町渡場地先	中部地方 整備局	
北浜川	北浜	西尾市徳永町八ツ田地先	愛知県	愛知県水防テレメータシステム
矢作古川	小島	西尾市小島町郷前地先	愛知県	愛知県水防テレメータシステム (水防警報基準観測局)
	上横須賀 矢作	西尾市吉良町上横須賀 渡舟場 28 番地先	愛知県	愛知県水防テレメータシステム (水防警報基準観測局)
広田川	永良	西尾市下永良町鎮守地先	愛知県	愛知県水防テレメータシステム (水防警報基準観測局)
	上横須賀 広田	西尾市吉良町上横須賀 地内	愛知県	愛知県水防テレメータシステム (水防警報基準観測局)
矢崎川	矢崎川	西尾市吉良町寺嶋桑原橋 上流左岸	愛知県	

(3) 流量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者	備考
矢作川	米津	西尾市米津町	中部地方整備局	
矢作古川	寄近	西尾市寄近町	中部地方整備局	

(4) 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

海岸名	箇所	観測所名	所在地	所管	管理者
三河湾	衣浦港	衣浦港	半田市十一号地	知多	愛知県
	一色漁港	一色	西尾市一色町坂田新田築合	西三河	愛知県
	形原漁港	形原	蒲郡市形原町港町	東三河	愛知県
	三河港	三河港	豊橋市神野ふ頭町 3-9		愛知県
	—	三河湾	豊橋市神野ふ頭町 10-1 地先		中部地方整備局

(5) 風向・風速観測所

観測所名	設置場所	管理者
西尾	西尾市矢曾根町赤地 23-1 (西尾市消防本部)	西尾市

(6) 愛知県震度情報ネットワークシステム設置箇所

設置装置	設置場所	設置場所の住所
計測震度計	西尾市消防本部	西尾市矢曾根町赤地 23 番地 1
〃	西尾市役所吉良支所駐車場	西尾市吉良町荻原新池 120 番地 1
〃	西尾市役所幡豆支所	西尾市西幡豆町仲田 14 番地 2

気象観測点より分岐利用

設置装置	設置場所	設置場所の住所
表示装置	西尾市役所旧一色支所会議棟駐車場	西尾市一色町前野新田 38 番地 1

※<計測震度計>：発生した地震の震度等を気象庁方式により計測する機器であり、計測部（地震を感知する部分）、処理部（計測部からの情報を演算処理し、送信する部分）、及びその他付属機器（時刻校正用アンテナ、配線）により構成される。

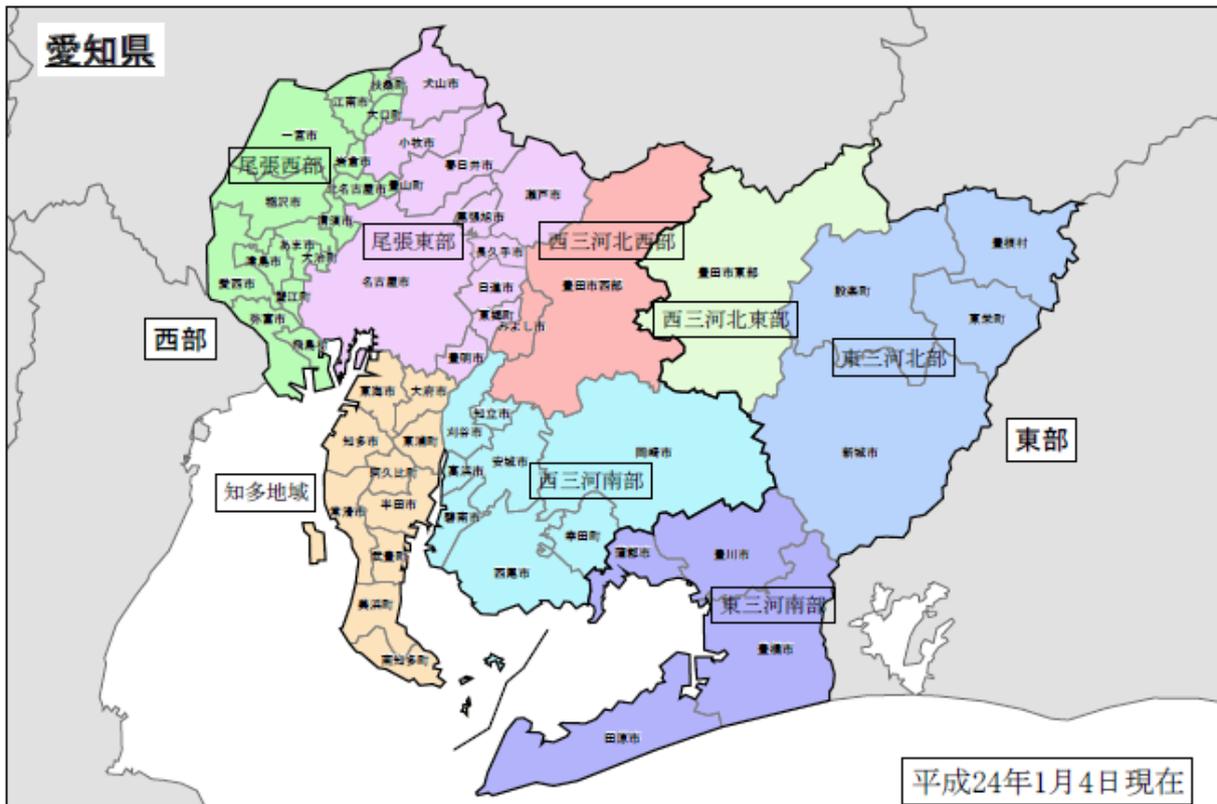
<表示装置>：分岐表示発信装置であり、気象庁の計測震度計から震度情報を分岐利用し、これを表示するとともに送信する機器。

2 予警報の細分区域及び予警報等の種類と発表基準

(1) 予警報の細分区域

平成24年1月4日現在（名古屋地方気象台）

予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
愛知県	東部	東三河北部	新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
		西三河北東部	豊田市（旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る。）
	西部	西三河北西部	豊田市（西三河北東部の区域を除く。）、みよし市
		尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡東郷町
		尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、北名古屋市、清須市、弥富市、あま市、西春日井郡豊山町、丹羽郡（大口町、扶桑町）、海部郡（大治町、蟹江町、飛島村）
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）
西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡幸田町		



※四角実線は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域（一次細分区域）で愛知県では「西部」「東部」に細分している。四角点線は、気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域（市町村等をまとめた地域）。

(2) 気象に関する予報・警報

名古屋地方気象台が異常気象等によって災害が起こる恐れがあると予想したとき発表するもの

	種 類	発表基準（西三河南部）	
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。		
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害の起こるおそれがある場合。 【基準：平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s 以上】	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害の起こるおそれがある場合。 【基準：平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s 以上（降雪を伴う）】	
	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合。【基準：別表 1】	
	大雪警報	大雪により重大な災害の起こるおそれがある場合。 【基準：12 時間の降雪の深さが平地で 10cm、山地で 20cm 以上】	
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 【基準：衣浦港における潮位が、東京湾平均海面（T・P）上 2.3m 以上】	
	波浪警報	高波により重大な災害の起こるおそれがある場合。 【基準：有義波高が内海 3m 以上、外海 6m 以上】	
	洪水警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害の起こるおそれがある場合。 （河川を特定する場合は、指定河川洪水警報を発表する。）【基準：別表 2】	
注 意 報	強風注意報	強風により災害の起こるおそれがある場合。 【基準：平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s 以上】	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害の起こるおそれがある場合。 【基準：平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s 以上（降雪を伴う）】	
	大雨注意報	大雨による災害の起こるおそれがある場合。【基準：別表 3】	
	大雪注意報	大雪により災害の起こるおそれがある場合。 【基準：12 時間の降雪の深さが平地 5cm、山地 10cm 以上】	
	濃霧注意報	濃い霧により災害の起こるおそれがある場合。（交通機関の著しい障害など） 【基準：視程が陸上 100m 以下、海上 500m 以下】	
	雷注意報	落雷によって、災害の起こるおそれがある場合。（ひょう、突風を含む）	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の起きるおそれがある場合。（火災の危険） 【基準：名古屋における実効湿度が 60% 以下かつ最小湿度が 30% 以下】	
	着氷（雪） 注意報	着氷（雪）によって、通信線、送電線および船体などに被害が発生するおそれがある場合。	
	霜注意報	霜により災害（早霜、晩霜などによる農作物への被害）の起こるおそれがある場合。 【基準：早霜・晩霜期において最低気温が 3℃ 以下】	
	低温注意報	低温によって災害の起こるおそれがある場合。 【基準：冬期、最低気温が -4℃ 以下】	
高潮注意報	台風等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがある場合 【基準：衣浦港における潮位が、東京湾平均海面（T・P）上 1.6m 以上】		
波浪注意報	高波により災害の起こるおそれがある場合。 【基準：有義波高が内海 1.5m 以上、外海 3m 以上】		

	洪水注意報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害の起こるおそれがある場合。 (河川を特定する場合は、指定河川洪水注意報を発表する。) 【基準：別表4】
気象情報		災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先だつて現象を予告し注意をよびかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表する時がある。
	記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。
	土砂災害警戒情報	愛知県と名古屋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県(県単位)で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
	記録的な大雨に関する気象情報	大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、特別警報で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える全般・地方・府県気象情報を発表する。

- 注 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 大雪警報・注意報の平地・山地の区分はおおむね標高200メートルである。
地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ア 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- イ 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ウ 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。

エ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

オ 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

カ 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。

キ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

ク 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

<参考>

土壌雨量指数	降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数	降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。
平坦地	概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域
平坦地以外	上記以外の地域

(別表1) 大雨警報基準

市町村	雨量基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
岡崎市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=90	22	136
碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	23	150
刈谷市	R1=70	24	166
安城市	R1=60	25	150
西尾市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=50	22	137
知立市	R1=50	25	-
高浜市	R3=80	23	155
幸田町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	24	140

(別表2) 洪水警報基準

市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準※
岡崎市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=90	広田川流域=21.1、鹿乗川流域=7.5、 乙川流域=28.5、占部川流域=10.4 砂川流域=4、伊賀川流域=5	広田川流域=(9, 20.1)、鹿乗川流域 =(9, 5.1)、乙川流域=(15, 25.6) 占部川流域=(9, 8.6)、砂川流域 =(19, 3.6)、伊賀川流域=(9, 3.7) 矢作川流域=(9, 78.8)
碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	蜷川流域=4.9、長田川流域=12.1	蜷川流域=(11, 4.4) 長田川流域=(13, 6.6)
刈谷市	R1=70	猿渡川流域=16.7、癸杭川流域=8.3	癸杭川流域=(12, 8.2) 境川流域=(12, 23.9)
安城市	R1=60	鹿乗川流域=12.4、西鹿乗川流域 =8.1、渡川流域=12.8 長田川流域=11.4、半場川流域=6.3	鹿乗川流域=(11, 11.1) 西鹿乗川流域=(11, 7.4) 長田川流域=(13, 6.2)
西尾市	平坦地：R3=80 平坦地以外 R1=50	矢作古川流域=5、北浜川流域=10.6、 広田川流域=23.9、矢崎川流域=8.7 朝鮮川流域=6.7	北浜川流域=(8, 7.2) 矢崎川流域=(8, 7.3)
知立市	R1=50	猿渡川流域=12	猿渡川流域=(12, 10.8) 逢妻川流域=(12, 21.7)
高浜市	R3=80	高浜川流域=5.8	高浜川流域=(11, 5.2)
幸田町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	広田川(永野)流域=21 須美川流域=4、広田川(町役場付近) 流域=10.2、相見川流域=9.8	須美川流域=(10, 3.7) 広田川(町役場付近)流域=(10, 9.1) 相見川流域=(10, 8.8)

※ (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(別表3) 大雨注意報基準

市町村	雨量基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
岡崎市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=60	9	96
碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	13	106
刈谷市	R1=30	13	117
安城市	R1=30	10	106
西尾市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	9	97
知立市	R1=30	16	137
高浜市	R3=50	14	110
幸田町	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	13	99

(別表4) 洪水注意報基準

市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準※
岡崎市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=60	広田川流域=16.9 鹿乗川流域=6 乙川流域=22.8 占部川流域=8.3、砂川流域=3.2、伊賀川流域=4	広田川流域=(6, 16.9)、鹿乗川流域=(8, 3.3)、乙川流域=(10, 18.2) 占部川流域=(6, 7.7)、砂川流域=(10, 2.6)、伊賀川流域=(6, 3.3)、矢作川流域=(9, 70)
碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	蜷川流域=3.9 長田川流域=9.6	蜷川流域=(7, 3.7) 長田川流域=(9, 5.9)
刈谷市	R1=30	猿渡川流域=13.3 発杭川流域=6.6	猿渡川流域=(8, 12.9)、発杭川流域=(8, 5.3) 境川流域=(8, 16.8)、逢妻川流域=(8, 15.4)
安城市	R1=30	鹿乗川流域=9.9、西鹿乗川流域=6.4、猿渡川流域=10.2 長田川流域=9、半場川流域=5	鹿乗川流域=(7, 7.7)、西鹿乗川流域=(11, 5.2)、猿渡川流域=(7, 10.2) 長田川流域=(9, 5.5)、半場川流域=(7, 4.6) 矢作川流域=(11, 47.6)
西尾市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	矢作古川流域=4、北浜川流域=8.4、広田川流域=19.1、矢崎川流域=6.9、朝鮮川流域=5.3	北浜川流域=(5, 6.5)、矢崎川流域=(5, 6.6) 矢作川流域=(5, 74.8)
知立市	R1=30	猿渡川流域=9.6	猿渡川流域=(8, 9.6)、逢妻川流域=(8, 19.3)
高浜市	R3=50	高浜川流域=4.4	高浜川流域=(7, 4.4)
幸田町	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	広田川(永野)流域=16.8 須美川流域=3.2、広田川(町役場付近)流域=8.1 相見川流域=7.8	須美川流域=(6, 3.2) 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.1) 相見川流域=(6, 7.1)

※ (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(3) 洪水予報 (名古屋地方気象台・中部地方整備局豊橋河川事務所・県建設部河川課)

気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣(中部地方整備局豊橋河川事務所)又は知事と気象庁長官(名古屋地方気象台)が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。

ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川及び実施区域

河川名	区	域
矢作川	左岸 豊田市川田町二丁目 29 番地先から 右岸 豊田市荒井町字松島 321 番地の 4 地先から	海まで

イ 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「はん濫発生情報」	・はん濫が発生したとき ・はん濫が継続しているとき
	「はん濫危険情報」	・はん濫危険水位に到達したとき ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「はん濫警戒情報」	・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき) ・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)

「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「はん濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「はん濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く） ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「はん濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき

ウ 洪水予報に関する基準地点

河川名	基準地点	所在地	河口からの距離(km)	水防団待機水位(指定水位)(m)	はん濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(危険水位)(m)	計画高水位(m)
矢作川	高橋	豊田市 中島町	右岸 40.4	1.00	2.70	5.90	6.80	7.22
	岩津	岡崎市 西蔵前町	左岸 29.2	4.00	4.90	7.80	8.50	10.89
	米津	西尾市 米津町	右岸 9.8	4.90	6.00	9.90	10.30	10.87

(4) 水防警報

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こる恐れがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

ア 水防警報を行う河川及び海岸

(7) 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

a 降雨等による河川の洪水に関する区域

河川名	区	域
矢作川	左岸 豊田市川田町二丁目29番地先 右岸 豊田市荒井町松島321番4地先	海まで

b 津波に関する区域

河川名	位	置
矢作川	右岸：河口から10.4kmまで 左岸：河口から15.0kmまで	

(4) 知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

a 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川海岸名	区	域
矢作古川	矢作川分流点から 左岸 西尾市小島町 右岸 西尾市志貴野町	海まで

b 津波河川遡上の可能性がある県管理河川

矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川、朝鮮川

(津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。
今後、被害予測分析等により修正予定。)

イ 水防警報の段階と内容

段階	内容
準備	はん濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの
出動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

ウ 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準

(ア) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(単位:メートル)

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位 通報水位	はん濫注意水位 警戒水位	出動水位	計画高水位	堤防高上:左岸 下:右岸	発令者 量水標管理者	対象水防管理団体
矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸 40.4 km付近)	1.00	2.70	3.40	7.22	8.6 9.4	豊橋河川 事務所長	豊田市 岡崎市
	岩津	岡崎市西藏前町 (左岸 29.2 km付近)	4.00	4.90	6.40	10.89	11.2 12.1		豊田市 岡崎市
	岡崎	岡崎市八帖町 (左岸 23.2 km付近)	4.90	5.80	7.50	10.72	13.4 12.4		西尾市 岡崎市 安城市
	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8 km付近)	4.90	6.00	7.50	10.87	12.0 11.9		西尾市 碧南市

注 解除=はん濫注意水位（警戒水位）を下回って、水防活動の必要がなくなったとき。

(イ) 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位 通報水位	はん濫注意水位 警戒水位	出動水位	計画高水位	堤防高上:左岸 下:右岸	発令者 量水標管理者	対象水防管理団体
矢作古川	小島	西尾市小島町 (左岸 13.3 km付近)	3.85	3.85	4.75	6.10	8.70 8.60	西三河建設事務所長	西尾市
	上横須賀	西尾市吉良町上横 須賀 (左岸 6.96 km付近)	3.80	3.80	4.50	5.60	7.50 7.60		

注 通報=以後、該当河川の水位情報に関して注意を喚起する必要があるとき。

解除=はん濫注意水位（警戒水位）を下回って、水防活動の必要がなくなったとき。

(ウ) 知事が水防警報を行う海岸

海岸名	発令区域	観測所名	所在地(位置)	発表基準		堤防高	対象団体
				準備	出動		
三河湾沿岸	西三河南部	衣浦港	半田市十一号地	T.P. 1.60	T.P. 2.30	愛知県水防計画資料編 第4「愛知県水防計画 書付図」参照	西尾市、碧南市、刈谷市、 高浜市

(5) 水位情報周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川(水位周知河川)について、避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下同じ。)を定め、当該河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達したときには、その旨を関係者(知事、水防管理者、量水標管理者)に通知するとともに、一般に周知させるもの。

避難判断水位(特別警戒水位)は、市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

ア 水位情報の周知を行う河川及びその区域 知事が指定した河川

河川名	区域(起点～終点)	
矢作古川	矢作川分流点から	海まで

イ 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位 知事が指定した河川

河川名	観測所名	基準水位(m)					発表者
		水防団 待機水位 通報水位	はん濫 注意水位	出動水位	避難判断 水位	はん濫危 険水位	
矢作古川	小島 (左岸13.3km付近)	3.85	3.85	4.75	6.05	6.10	西三河建 設事務所 長
	上横須賀 (左岸6.96km付近)	3.80	3.80	4.50	5.50	5.60	
広田川	永良 (左岸2.90km付近)	2.20	3.10	3.80	4.60	4.85	

(6) 火災気象通報(名古屋地方気象台)

実施官署等

通報実施部署	通報対象区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台 観測予報課	愛知県	愛知県防災局 災害対策課	防災情報提供システム

実施基準

- ・実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。
- ・実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m/s以上になる見込みのとき。
- ・最大風速12m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

通報時刻等

- ・原則として、午前10時までに実施する。
- ・通報事項の有効期間は、発表時から翌日午前10時までとする。

(7) 津波に関する予警報等

ア 発表基準等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが 高いところで 3mを超える 場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人 は津波による流れに巻き込 まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルな ど安全な場所へ避難してく ださい。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが 高いところで 1mを超え 3 m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波 が襲い、浸水被害が発生し ます。人は津波による流れに 巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルな ど安全な場所へ避難してく ださい。
津波 注意報	予想される津波の高さが 高いところで、0.2m以上、 1m以下の場合であって、 津波による災害のおそれ がある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖いか だが流失し小型船舶が転覆 します。 海の中にいる人はただちに 海から上がって、海岸から離 れてください。

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

イ 津波情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍

らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 津波予報区

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

(8) 地震情報の種類とその内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
緊急地震速報		気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（西尾市の場合は、【地方単位の名称：東海】、【都道府県単位の名称：愛知】、【地域単位の名称：愛知県西部】））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

第4 通信施設・設備

1 通信施設・設備

(1) 防災行政無線（同報系）

地区	親局	屋外拡声子局	遠隔制御機	中継局
西尾	1 (市役所)	167	1 (消防本部)	
一色		25	2 (一色支所) (佐久島開発総合センター)	1 (佐久島)
吉良		22	1 (吉良支所)	
幡豆	1 (幡豆支所)	7		1 (幡豆公民館)
計	2	221	4	2

(2) 防災行政無線（移動系）

基地局	陸上移動局			中継局
	半固定型	車載型	携帯型	
1 (市役所)	76	21	94	2 (吉田・佐久島)

(3) 防災相互通信用無線

周波数 (MHz)	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
158.35	1 (消防本部)	3	0	0
466.775	0	65	0	0

(4) 消防・救急業務用無線通信施設

局数			電波の数			
基地局	固定局	移動局	活動波	主運用波	統制波	署活波
2	0	174	3	1	3	2

(5) 衛星携帯電話（ワイドスターⅡ）

設置箇所	台数	電話番号
本庁舎 2階 防災通信室	1	080-2659-6354
一色支所 3階 災害対策方面本部室	1	080-2659-6357
吉良支所 2階 災害対策方面本部室	1	080-2659-6356
幡豆支所 1階 災害対策方面本部室	1	080-2659-6355
佐久島しおさい学校 職員室	1	080-2659-6353
市民病院 2階 事務室	2	080-2659-9106 080-2659-9107
西尾警察署	1	080-2601-0277
消防本部（イリジウム）	1	8-816-2343-0603

(6) 災害時優先電話（公衆電話）

設置場所	住所	校区
永吉公民館	永吉三丁目 59 番地 1	西尾小南部校区
住崎町公民館	住崎町郷中 62 番地 1	〃
針曽根町公民館	針曽根町北側 37 番地 3	福地南部小校区
八ヶ尻集会場	八ヶ尻町郷中 115 番地	〃
上羽角町公民館	上羽角町郷内 83 番地	三和小校区
南中根町公民館	南中根町長仙 138 番地 1	米津小校区
味浜コミュニティーセンター	一色町味浜西乾地 70 番地 1	一色南部小校区
一色二区集会場	一色町一色伊那跨 90 番地	一色中部小校区
酒手島構造改善センター	一色町酒手島東上通 15 番地	一色東部小校区
津平公民館	吉良町津平大入 474 番地	津平小校区
友国公民館	吉良町友国揚ヶ 18 番地 1	〃
鹿川公民館	東幡豆町郷中 80 番地 5	東幡豆小校区

2 高度情報通信ネットワーク

高度情報通信ネットワーク（愛知県防災行政無線）無線電話番号

(出典：「愛知県地域防災計画付属資料」)

機関名 (呼出名称)		内線電話	無線専用電話
愛知県	愛知県庁 (防災愛知県庁)	代表 無線発信番号-600-100 災害対策課 内線 無線発信番号-600-内線	災害対策課 (FAX) 無線発信番号-600-1510
	西三河県民事務所 (防災西三河)	代表 無線発信番号-605-5 防災保安課 内線 無線発信番号-605-内線(2266~ 2269)	防災保安課 (PHS) 無線発信番号-605-1405 (FAX) 無線発信番号-605-1150 (FAX) 無線発信番号-605-1151
	西尾保健所 (防災西尾保健)	総務企画課 内線 無線発信番号-6913-104	(PHS) 無線発信番号-8113-31 (PHS) 無線発信番号-8113-32 (FAX) 無線発信番号-8113-11
	西三河農林水産事務所 幡豆農地整備出張所 (防災幡豆農林)	建設課 内線 無線発信番号-612-2-11	(PHS) 無線発信番号-612-1101 (PHS) 無線発信番号-612-1102 (PHS) 無線発信番号-612-1103 (PHS) 無線発信番号-612-1104 (FAX) 無線発信番号-612-1150
	西三河建設事務所 西尾支所 (防災西尾支所)	管理課 維持・防災グループ 内線 無線発信番号-612-2-内線 (211・213)	管理課 維持・防災グループ (PHS) 無線発信番号-612-1110 (FAX) 無線発信番号-612-1160
	防災航空隊		(PHS) 無線発信番号-8200-31 (FAX) 無線発信番号-8200-11
名古屋地方气象台			(PHS) 無線発信番号-8210-31 (PHS) 無線発信番号-8210-32 (FAX) 無線発信番号-8210-11
第四管区海上保安本部			(PHS) 無線発信番号-8220-31 (PHS) 無線発信番号-8220-32 (FAX) 無線発信番号-8220-11
西尾市	西尾市役所 (防災西尾市)	代表 無線発信番号-713-2-9 危機管理課 内線 無線発信番号-713-2-内線 (2502~2506)	(PHS) 無線発信番号-713-1400 無線発信番号-713-1401 無線発信番号-713-1402 無線発信番号-713-1403 無線発信番号-713-1404 無線発信番号-713-1405 (FAX) 無線発信番号-713-1150
	西尾市消防本部 (防災西尾消防)	通信指令室	(PHS) 無線発信番号-8311-31 (FAX) 無線発信番号-8311-11

無線発信番号

西尾市役所（西尾市消防本部）
内線電話からかける場合 7 8
無線専用電話（PHS）からかける場合 8（8）
FAX で送信する場合 8（不要）

参考：衛星発信特番

西尾市役所
内線電話からかける場合 7 9
無線専用電話（PHS）からかける場合 9
FAXで送信する場合 9
(注：西尾市消防本部からは発信できません。)

3 愛知県非常通信ルート

出典：「非常通信ルート」（東海地方非常通信協議会）

		ルート名	ル ー ト		県庁	
<p>西尾市 危機管理課 0563-65-2138 0563-53-7512</p> <p>衛星携帯電話 080-2659-6354</p> <p>防災相互無線 (消防) 150MHz FB/ML 400MHz ML</p> <p>260MHzデジタル</p>	直接 ルート	① 通常ルート	県防災行政無線		愛知県防災局災害対策課 (TEL執務時間)052-954-6196 (TEL時間外)052-954-6844 (FAX執務時間)052-961-3622 (FAX時間外)052-954-6995	
		② 衛星携帯電話 ワイドスターII	衛星携帯電話			
	中継 ルート	① 警察ルート	260M 西尾署地域課 0563-57-0110 0563-57-8474 衛星携帯電話 080-2601-0277	愛知県警察本部通信指令課 TEL 052-951-1611(内線3642、時間外内線4444) FAX 052-951-1601(時間外0120-110-369) 衛星携帯電話 080-2601-0316	0.2	(国交省専用回線TEL執務時間) 85-739-1131 (国交省専用回線TEL時間外) 85-739-5250 (国交省専用回線FAX執務時間) 85-739-1517 (国交省専用回線FAX時間外) 85-739-4695
		② 国交省ルート	4.5 豊橋河川事務所 安城出張所 (0566)99-0402 (0566)99-2989	県防災行政無線		<p>防災相互無線 「ぼうたいあいちけんちょう」 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML/MP 260MHzデジタル</p>
		③ 中電ルート	260M 中部電力(株) 西尾営業所 営業課 0563-56-2161 0563-57-1201	中部電力(株) 総務部 防災グループ 052-973-2407 052-973-3155	県防災行政無線	

 使送
  無線回線
  有線又は有無線一体の自営回線

防災相互 : 防災相互通信用周波数による通信

260M : 都道府県デジタル総合通信系・市町村デジタル移動系

- 1 電話番号は、平常時における通信事業者回線の番号を掲載。
- 2 電話番号は、上段が電話番号、下段はFAX番号を掲載。なお、FAXが無い場合は電話番号のみ掲載。
- 3 情報伝達の中継通信を行う機関は、災害状況によっては通信の取り扱いが出来ない場合や代替施設で業務を継続する場合は想定されることから、非常通信を依頼する市町村は、非常通信対応マニュアル等に基づき、その対応について予め決めておくものとする。

※下線(斜体文字)の施設は、平成27年度の被災調査において、南海トラフ巨大地震等により被災を受ける可能性がある施設又は現在、検討中の施設である。

第5 避難関係

1 指定緊急避難場所・指定避難所等

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

No	名称	住所	電話	地震 (★津波浸水想定区域)		津波		風水害(※災害発生時施設の1階への避難不可)					
				指定緊急 避難場所	指定避難所 (地震避難取 容施設)	指定緊急 避難場所	指定 避難所	洪水		高潮		土砂災害	
								指定緊急 避難場所	指定 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所
1	西尾小学校	錦城町162-1	56-2266	◎	◎	◎		◎					◎
2	伊文保育園	道光寺町天王下30-2	57-3798	◎	◎	◎							
3	西尾幼稚園	錦城町162-13	57-2401			◎							
4	花ノ木小学校	高島町6丁目1	57-2658	◎	◎	◎		◎					
5	花ノ木保育園	今川町石橋8-2	57-2373			◎							
6	八ツ面小学校	八ツ面町市場71	57-3014	◎	◎	◎		◎					◎
7	鶴城小学校	桜町溜池27-5	57-5665	◎	◎	◎		◎					
8	西野町小学校	上町御所ノ下20	57-2257	◎	◎	◎							
9	米津小学校	米津町家下18	57-3457	◎	◎	◎		◎					
10	中畑小学校	中畑町犬塚65	59-6158	◎	◎	◎		◎					◎
11	平坂小学校	平坂町輪当1	59-6055			◎		◎		◎			
12	矢田小学校	上矢田町神明寺24	59-6162	◎	◎	◎		◎					
13	寺津小学校	巨海町若宮西25-1	59-6531	◎	◎	◎		◎		◎			
14	福地南部小学校	熱池町古新田42	56-2680	◎	◎	◎		◎					
15	福地北部小学校	鶴ヶ池町大道10	57-2057	◎	◎	◎		◎					
16	福地北部保育園	細池町天神東11	57-3804			◎							
17	室場小学校	室町東毘沙門32	52-1066	◎	◎	◎		◎※					◎
18	白ばら園	室町中屋敷95	52-1653			◎							
19	室場保育園	室町中屋敷95	52-1147			◎							
20	三和小学校	米野町松葉内25	52-1168	◎	◎	◎		◎※					◎
21	西尾中学校	今川町土井堀1	57-4108			◎							
22	中央体育館	丁田町前通120	55-0305			◎		◎※					
23	鶴城体育館	鶴城町上道天24-1	55-0168			◎							
24	平坂中学校	平坂町吉山1-1	59-6135	◎	◎	◎							
25	寺津中学校	巨海町若宮西5	59-6521	◎	◎	◎							
26	福地中学校	上道目記町上新田3	56-2466	◎	◎	◎		◎					
27	東部中学校	下永良町西後落20	52-1067			◎		◎※					◎
28	県立鶴城丘高等学校	亀沢町300	57-5165	◎	◎	◎							
29	県立西尾高等学校	桜町奥新田2-2	57-2270					△					
30	スポーツ公園 総合体育館	小島町大郷1-1	54-7761					△	◎				◎
31	西尾公園 総合グラウンド	山下町泡原70	56-8383	◎		◎							
32	戸ヶ崎公園	戸ヶ崎三丁目12	—	◎		◎							
33	文化会館	山下町泡原30	54-5855						◎				
34	総合福祉センター	花ノ木町2丁目1	56-5900						◎※				
35	西野町ふれあいセンター	上町下屋敷17-2	57-7636						◎				
36	㈱デンソー 西尾製作所	下羽角町住崎1	55-1111	◎				◎				◎	
37	㈱デンソー 善明製作所	善明町一本松100	55-5511	◎				◎				◎	
38	アイシン・エーアイ㈱	小島町城山1	52-3111					◎				◎	
39	アイシン精機(株)	南中根町小割80	57-6200	◎									
40	(株)オティックス ホールディングス	中畑町二割19-2	59-6481	◎									
41	アイシン機工(株)	吉良町友国池上70-6	35-3855	◎		◎							

No	名称	住所	電話	地震 (★津波浸水想定区域)		津波		風水害(※災害発生時施設の1階への避難不可)						
				指定緊急 避難場所	指定避難所 (地震避難取 容施設)	指定緊急 避難場所	指定 避難所	洪水		高潮		土砂災害		
								指定緊急 避難場所	指定 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所	
42	一色西部小学校	一色町治明通68	72-8168	◎★	◎★				◎					
43	一色中部小学校	一色町一色下乾地55	72-8105	◎	◎	◎			◎					
44	一色南部小学校	一色町中外沢上大割115	73-6151	◎★	◎★				◎※					
45	一色東部小学校	一色町野田堤外36	72-8167	◎★	◎★				◎※	◎				
46	佐久島開発総合センター	一色町佐久島掛梨40	79-1001	◎	◎	◎				◎				
47	佐久島しおさい学校	一色町佐久島影無50	79-1203		△		△							
48	一色町公民館	一色町一色東前新田8	72-3411	◎★	◎★				◎※					
49	白浜小学校	吉良町白浜新田北切1	32-0155	◎★	◎★				◎	◎		◎		
50	吉田小学校	吉良町吉田大切間18	32-0154	◎★	◎★				◎※	◎※				
51	荻原小学校	吉良町荻原島帽子16	32-1053	◎★	◎★				◎※	◎		◎		
52	クリーンセンター管理棟	吉良町岡山大岩山65	32-8112			◎								
53	横須賀小学校	吉良町上横須賀菱池13-1	35-0100	◎	◎	◎			◎※				◎	
54	横須賀保育園	吉良町上横須賀宮腰162	35-0154	◎	◎	◎								
55	横須賀ふれあいセンター	吉良町小牧郷前5番地	35-3198	◎	◎	◎								
56	津平小学校	吉良町津平大入1	35-0056	◎	◎	◎			◎				◎	
57	津平保育園	吉良町津平下天神34	35-0456			◎								
58	吉良カントリークラブ	吉良町乙川北大山31	32-2111		△	◎								
59	幡豆小学校	西幡豆町北岡割1	62-2065	◎	◎	◎				◎			◎	
60	見影保育園	西幡豆町北岡割1	62-3612	◎	◎	◎								
61	幡豆いきいきセンター	西幡豆町仲田14-2	63-0181				△							◎
62	鳥羽老人憩の家	鳥羽町老丁田32-2	62-6073											◎
63	東幡豆小学校	東幡豆町中尾10-2	62-2101				△			◎			◎	
64	東幡豆体育館	東幡豆町中尾3-1	-	◎	◎	◎				◎			◎	
65	東幡豆保育園	東幡豆町中尾36	62-2181				△							
合 計				41	36	43	47	33	30	10		19	16	

◎ : 一次開設避難所 (場所) △ : 二次開設避難所 (場所)

その他の協力施設

1	吉良温泉観光組合
---	----------

※その他の施設とは災害支援協定を締結しており、特に津波発生時において積極的に避難者の受け入れをおこなう施設のこと

医療救護所開設予定場所

西尾地区	西尾小学校、鶴城小学校、平坂中学校、寺津中学校 福地南部小学校、三和小学校、米津小学校
一色地区	一色中部小学校
吉良地区	横須賀小学校
幡豆地区	幡豆小学校

(2) 風水害（洪水）において、収容しきれない場合の避難所

施設名	所在地	電話番号
一色町体育館	一色町坂田新田冲向 95 番地	73-4624
一色高等学校	一色町赤羽上郷中 14 番地	72-8165
一色西部保育園	一色町治明東川田 2 番地	72-8568
赤羽ふれあい会館	一色町赤羽下郷中 114 番地 1	—
一色中部保育園	一色町一色下乾地 85 番地 1	72-8358
一色老人福祉センター ※	一色町前野新田 48 番地 3	72-8169
一色児童センター	一色町一色中屋敷 84 番地 1	74-2800
味浜ふれあい会館	一色町味浜上乾地 4 番地 1	72-9347
池田ふれあい会館	一色町池田後河 25 番地	72-8580
一色南部保育園 ※	一色町中外沢中大割 21 番地	72-8947
一色保育園※	一色町一色前新田 200 番地	72-1555
一色学びの館 ※	一色町一色東前新田 8 番地	72-3880
一色健康センター※	一色町一色前新田 195 番地	73-4487
一色B & G海洋センター	一色町坂田新田冲向 100 番地 8	73-6187
一色東部保育園 ※	一色町野田堤外 51 番地	72-8567
松木島公民館 ※	一色町松木島宮東 135 番地 2	72-7815
酒手島構造改善センター ※	一色町酒手島東上通 1 5 番地	73-4951
吉良高等学校	吉良町白浜新田南切 1 番地 4	32-2231
白浜保育園	吉良町白浜新田上七八 1 番地	32-0242
離島保育園 ※	吉良町吉田忠四郎前 38 番地	32-0308
吉良保健センター ※	吉良町吉田大切間 17 番地 3	32-3001
吉良町公民館 ※	吉良町荻原川畑 16 番地 1	32-2151
荻原保育園 ※	吉良町荻原烏帽子 25 番地	32-0324
吉良中学校 ※	吉良町富田油田 8 番地	35-0350
横須賀保育園 ※	吉良町上横須賀宮腰 162 番地	35-0154
コミュニティ公園	吉良町上横須賀杉ノ木 30 番地	35-1544
横須賀ふれあいセンター	吉良町小牧郷前 5 番地	35-3198
津平保育園	吉良町津平下天神 34 番地	35-0456
東幡豆保育園	東幡豆町中尾 36 番地	62-2181
東幡豆老人憩の家	東幡豆町中尾 36 番地	62-2113
幡豆保育園	西幡豆町前田 35 番地	62-4302
見影保育園	西幡豆町北岡割 1 番地	62-3612
幡豆老人憩の家	西幡豆町前田 35 番地	62-4722
鳥羽保育園	鳥羽町古新田 16 番地 38	62-2375

※ 災害発生時、施設の1階への避難不可

(3) 福祉避難所

番号	法人名	施設名	住所	施設区分
1	医療法人 田中会	介護老人保健施設いずみ	和泉町1番地8	高齢者
2	医療法人 秀麗会	介護老人保健施設やまお	徳次町明大寺144番地5	高齢者
3	社会福祉法人 せんねん村	特別養護老人ホーム せんねん村	平口町大溝77番地	高齢者
4		せんねん村矢曾根 ショートステイはなれ	矢曾根町蓮雲寺52番地1	高齢者
5		せんねん村矢曾根の家	矢曾根町蓮雲寺55番地1	高齢者
6		デイサービスせんねん村	平口町大溝77番地	高齢者
7		せんねん村グループホーム 矢曾根	矢曾根町蓮雲寺74番地	高齢者
8		せんねん村グループホーム とみやま	富山町銭成畑9番地2	高齢者
9		せんねん村グループホーム きら	吉良町吉田山中6番地1	高齢者
10		せんねん村デイサービス とみやま	富山町矢田道12番地1	高齢者
11		せんねん村矢曾根	矢曾根町蓮雲寺29番地1	高齢者
12		医療法人 仁医会	西尾老人保健施設	寄住町洲田18番地
13	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	愛厚ホーム西尾苑	八ツ面町蔵屋敷120番地	高齢者
14	医療法人 米津会	米津老人保健施設	桜町4丁目31番地	高齢者
15	社会福祉法人 歩々の会	障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝75番地	障害者
16	社会福祉法人 誠正会	特別養護老人ホーム いちご	市子町稲荷122番地	高齢者
17		デイサービスセンター いちご	市子町稲荷122番地	高齢者
18	社会福祉法人 くるみ会	多機能型事業所にしお	家武町深篠96番地	障害者
19		いっしき	一色町池田埋田17番地	障害者
20		ながなわ	長縄町西落42番地、43番地	障害者
21		里山の家	家武町深篠115番地1	障害者
22		ののみや	野々宮町下宮東11番地6	障害者
23		Link	丁田町落33番地7	障害者

番号	法人名	施設名	住所	施設区分
24	特定非営利活動法人 ふれあいサポート	小規模多機能型居宅介護 ふれあいの家	駒場町東山39番地1	高齢者
25	有限会社 福寿会	まごころデイセンター本館	米津町家下1番地4	高齢者
26		まごころデイセンター 福寿館	米津町家下1番地5	高齢者
27	医療法人 社団福社会	高須ケアガーデン	一色町赤羽上郷中120番地	高齢者
28		高須デイサービスセンター	一色町赤羽北荒子18番地	高齢者
29		サンライズ高須	一色町赤羽北荒子20番地1	高齢者
30	医療法人 深見十全会	介護老人保健施設 らくらく一色	一色町松木島丸山54番地	高齢者
31	社会福祉法人 幡豆福社会	特別養護老人ホーム レジデンス宮崎	吉良町宮崎丸山14番地1	高齢者
32		特別養護老人ホーム しはとの郷	鳥羽町迎49番地2	高齢者
33		友国作業所	吉良町友国新田4番地2	障害者
34		特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	吉良町寺嶋川原15番地	高齢者
35		小規模多機能型居宅介護 レジデンス寺嶋	吉良町寺嶋川原15番地	高齢者
36	西尾市	看護専門学校	戸ヶ崎町広美109番地1	—

(4) 災害復旧用オープンスペース

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	所有者	有効 面積 (㎡)	利用可能な用途								その他備考	
					救援部隊活動拠点						ライフ ライン 復旧 用地	応急 仮設 住宅 建設 用地		災害 廃棄 物 置場
					人命救助活動拠点			生活支援・ 応急復旧部隊	航空部隊 活動拠点	自衛隊・警察 消防ヘリコプター				
					自衛隊	警察	消防							
1	市営北新田住宅	平坂町中奥	西尾市(建築課)	4,829									◎	
2	市立看護専門学校グラウンド (グラウンド)	戸ヶ崎町広美109-1	西尾市	3,901			◎			○				
3	古川緑地	志籠谷町上川成37-13ほか	県 (公園管理者 市)	21,600						○	◎			
4	矢作川西尾緑地	上町西新開1-5ほか	国 (公園管理者 市)	31,600	○	○	◎			○	○			
5	古川右岸1号緑地	天竹町川新田41-2ほか	県 (公園管理者 市)	2,500						○	○			
6	西尾公園(総合グラウンド)	山下町泡原70ほか	西尾市(公園緑地課)	27,064		○	◎	○		○				避難場所 防災活動拠点
7	西尾市スポーツ公園 (総合体育館駐車場等)	小島町大郷1-1ほか	西尾市 (公園緑地課)	4,000	◎	○								防災活動拠点
8	西尾市スポーツ公園第2駐車場 (総合体育館第2駐車場)	小島町大郷1-5	西尾市 (公園緑地課)	3,040						◎				
9	西尾市環境事業所	貝吹町大牛切32	西尾市(ごみ減量 課環境事業所)	16,000									◎	
10	市営新荒子住宅	戸ヶ崎町宝美58	西尾市(建築課)	3,913									◎	
11	みなとまち緑地	港町7-2	西尾市 (公園緑地課)	22,000	○	○		◎						
12	一色海浜公園 (グラウンド及び駐車場)	一色町坂田新田沖向100-1	西尾市 (公園緑地課)	35,000	○	○	◎			○	○	○		
13	一色海浜公園 (海洋センター及び駐車場)	一色町坂田新田沖向100-8	西尾市 (公園緑地課)	12,000	◎	○					○			防災活動拠点
14	西尾市一色地区一般廃棄物 最終処分場	一色町細川四ノ割1	西尾市(ごみ減量 課環境事業所)	1,000									◎	
15	一色漁港	一色町小藪船江東176 他	西尾市 (農林水産課)	47,000 の内 5,125							◎			
16	横須賀公園	吉良町中野瀬田65	西尾市 (公園緑地課)	18,000	○	◎	◎	◎		◎	◎			防災活動拠点
17	元郊外学園敷地	吉良町宮迫宮後52-3	西尾市(財政課)	4,100									◎	
18	吉良町テニスコート場	吉良町吉田須原 121外6筆	西尾市 (スポーツ課)	3,200									◎	
19	恵比寿海岸駐車場	吉良町宮崎宮前 105	西尾市 (商工観光課)	11,000									◎	
20	吉田港湾西港市有地	吉良町宮崎山鼻85	西尾市 (河川港湾課)	2,239									◎	
21	コミュニティ公園	吉良町上横須賀杉ノ木30	西尾市 (公園緑地課)	8,000									◎	
22	宮崎漁港	吉良町宮崎馬道	西尾市 (河川港湾課)	6,193									◎	
23	西尾市吉田地区コミュニティ センターグラウンド	吉良町吉田東中浜27-1	西尾市 (地域支援協働課)	4,433									◎	
24	緑ヶ崎野球場	東幡豆町緑ヶ崎10	西尾市 (スポーツ課)	9,997			◎			○				防災活動拠点
25	緑ヶ崎緑地公園	東幡豆町緑ヶ崎9の一部	西尾市 (スポーツ課)	2,638								○		
26	愛知こどもの国運動広場	東幡豆町	愛知県(健康福祉 部子育て支援課)	12,000	◎					◎				防災活動拠点
27	あさひが丘駐車場	東幡豆町奥ノ入21-6	あさひが丘 駐車場組合	13,056	○					○	○			
28	寺部野球場	寺部町小浜1-3	西尾市 (スポーツ課)	8,200			◎			◎				
29	浜ノ山グラウンドA	東幡豆町浜ノ山4-23	小見行組(市営)	3,400						○				
30	浜ノ山グラウンドB	東幡豆町浜ノ山4-23	小見行組(市営)	2,174						◎				
31	十三新田公園	鳥羽町十三新田46-91	西尾市 (公園緑地課)	4,197									◎	
32	雑種地(鳥羽地区)	鳥羽町十三新田1-106	西尾市(財政課)	4,646									◎	
33	ホワイトウェイブ21	吉良町岡山大岩山170	西尾市 (スポーツ課)	13,289			◎							
34	宅地(吉良地区)	吉良町上横須賀池端15-3	西尾市(財政課)	2,660									◎	
35	みなとまち1号緑地	港町2-1	西尾市 (公園緑地課)	46,867	◎	○	○	○		○				
36	ふるさと公園グラウンド	鳥羽町大谷35-10	西尾市 (スポーツ課)	13,541	◎	○	○	○		○				
37	ゆうひが丘駐車場	西尾市東幡豆町縄添7	ゆうひが丘 駐車場組合	2,400						◎				
38	使用済乾電池・廃蛍光管ス トックヤード	西尾市善明町山田12	西尾市 (環境業務課)	5,000									◎	
39	旧一般廃棄物処分場	一色町生田竹生新田4-51	西尾市(財政課)	3,800									◎	
40	寺津漁港	西尾市寺津町東一ノ割	西尾市 (河川港湾課)	3,289		◎	○							

◎:優先的な利用を予定 ○:利用可能

2 津波避難関係

(1) 津波危険地域（津波避難対象地区）

西尾地区	平坂町	【一ノ切、二ノ切、三ノ切、午築地、上縄、北町、熊野、古新田、下縄、空町、新町、堤根敷、仲間縄、丸山、山下谷】
	中畑町	【稲洲、卯新田上、卯新田下、卯新田中、鶉ノ首、江口、二割、浜田上、浜田下】
	楠村町	【北浜屋敷、寺下、南浜屋敷、明神後、明神左右、家下】
	西小柳町	【戌改、申改、己改、一番割、上イノ割、上口ノ割、ロノ割、三ノ切いノ割、埋地大縄場、堤跡、道場前 一丁目～九丁目】
	小栗町	【上ノ切用水西、上流作、新切悪水東、新切稲荷前、新切大道東、新切用水東】
	奥田町	【一丁目～十丁目】
	西奥田町	【一番割～九番割、一丁目～四丁目】
	南奥田町	【新田西、新田東】
	国森町	【稲川、五枚田】
	上矢田町	【川原、五反田、斉田、汐川、清水、下汐川、惣万田】
	下矢田町	【荒川、川田、岐路、倉骨、藤蔵、東野崎、宮東、六反田、川西、野崎】
	新在家町	【追羽、上追羽、箕輪屋下】
	寺津町	【一ノ割、東一割、西一割、二ノ割、二丁、二ツ家、三ノ割、三ノ割横道東、四ノ割横道東、四ノ割横道西、五ノ割横道東、五ノ割横道西、五十間、五十間南、十三間、十三間続、坎ノ口、起帰、亀井川田、除地、新小家、神明下、大明神、流、縄田、浜北、浜南】
	中根町	【一ノ割東、一ノ割西、二ノ割東、二ノ割西、三ノ割西、三ノ割南、三ノ割北、四ノ割東、四ノ割西、五ノ割東、五ノ割西、中根】
	徳永町	【欠下、喜路、五斗蒔、鼻欠、宝前、八ツ田】
	巨海町	【池田、一沖、一高、大口、上縄、北河原、北浜田、佐円、三沖、三高、下縄、天堀、中河原、中縄、中割、西古川、西脇、西割、東古川、東割、南河原、南浜田】
	刈宿町	【後畑、蒲田、上浜田、川原、下川田、下浜田、新割、出口、長割、西弥治、東弥治、東長】
	十郎島町	【茅場、下縄、長池】
	川口町	【松原】
	深池町	【江原地、上口、柄洲、腐田、構ノ内、小橋、五六、神田、新道、長縄、西ケ崎、道池】
	菱池町	【池ゾイ、一丁縄、大坪、落、洲崎、外河原、大道、中河原、信戸、蜂ノ尻、平池、六反縄】
	須脇町	【大境、流】、芥藤町【大割、上吹、上縄、郷中、下側、下縄、新田、羽根戸、前田、向縄、柳原】
	熱池町	【奥屋、落、上新田、神田、源田前、古新田、桜池、天白、中切、西切、東切、道下】
長縄町	【揚畑、井ノ元、落合、鍵島、汐川、玉屋、流レ、七ツ田、西落、東落、丸堀】	
上道目記町	【池田、上市場、上新田、北後、下市場、下新田、竹ノ花、流、中屋敷、宝六、四縄】	
下道目記町	【池田、上川田、下川田、神田、西裏、東裏、法六、山畔】	
針曾根町	【荒井側、海老池、大上ミ、風山、改良、北側、九左山、米竹、猿塚、寸曾、清六山、長池、中上ミ、中切、中道、鼠池、古川、丸山、南側、宮後、宮前】	
行用町	【揚西、荒子、池田、於莓、上山、喜右山、京太郎、玄海、高野山、地尻、下山、七右山、外野、出口、殿山、名飯、西京太郎、西長池、西屋敷、茨坪、東長池、東縄、東屋敷、広江、見セ田、南長池、宮前】	
八ヶ尻町	【川新田、喜右田、郷中、子捨野、堤東、前田】	

西尾地区	市子町	【稲荷、大宮西、大宮東、落合、折戸、上川田、酒屋乾地、塩田、下川田、新田、惣作、出藪、天白、西藪手、白山西、白山東、平加、真菰瀬、薬師】
	平口町	【赤池、大溝、奥川、川原、新田東、神明東、天王前、仏照伝、豆地、南川、向、蓮台】
	笹曾根町	【相丸、赤類、池田、塚下、上河原、上新畑、河新田、川中島、郷東、下河原、下新畑、寺前、中田東、中屋敷、西落合、西屋敷、東落合、東屋敷、松山、柳添、横堤】、
	横手町	【池田、市川田、大縄、上泓、古泓、下泓、出屋敷、二反田、畑割、溝東、元屋敷】
	天竹町	【下登、河原】
	野々宮町	【尾竹、上落、北大割、北川、間尻、越地野、斉藤泓、下宮東、茶木、百苺、平目、宮東】
	米津町	【大島、蓮池】
一色地区	次の地域を除く全域【赤羽上郷中、赤羽郷中、赤羽西乾地、味浜乾地、味浜北乾地、一色乾地、一色下乾地、佐久島秋葉山、佐久島逸崎、佐久島後口、佐久島遠田山、佐久島大山、佐久島小浜、佐久島上遠田、佐久島久保井、佐久島外浦、佐久島丹梨、佐久島土井木、佐久島西平地、佐久島東浦、佐久島東側、佐久島平古、佐久島平地、佐久島富士山、佐久島山ノ田】	
吉良地区	饗庭	【塚ノ口、形原、兼畑、上佃、神ノ木、刈谷前、川田、京田、小橋、澤、下佃、城ヶ下、須畑前、血洗、辻畑、西丁畑、子コロビ、東丁畑、深田、丸内、宮ノ越、向川田、薬師西、矢通、八縄】
	大島	【一反畑、梅田、大山、替地、垣江、蒲原、上、川原、勘兵衛、棧敷、下、高山、寺西、中、中道下、東島、彦兵衛山、宮東】
	荻原	【秋箱、一番割、牛池、埋畑、烏帽子、大貝戸、大堀合、大道通、小川尻、小野、斧田洗、金畑、上川田、上丁田、亀池、川中、川畑、桐杭、小入道、御用田、座甲、早渡、下川田、下丁田、城下、新池、百度荒子、外川田、中重田、七曲、浜田、東川田、細畑、渡辺、割田】
	乙川	【池下、北辰新、喜太夫、黒岩、源四、寺前、寺廻、西落、道上、道下、南辰新、六郎衛】
	小山田	【市場、上浜田、五反田、治ア田、下浜田、天神、西浜田、羽城、藤崎、藤崎、宮前】
	上横須賀	【青木前、五反田、小蒔田、神田、雑役免、野添、八枚、六石目】
	酒井	【赤坂、新井前、神場池、上撰、竹ノ子、長兵衛下、寺後、丸池、道下】
	下横須賀	【網坪、荒井、荒子、荒子前、池田、一ノ割、大山、御屋敷、勘左山、高德、郷西、下新田、須、須西、須前、瀬戸田、八ヶ尻、東下河原、本山、柳原、横枕、六人】
	白浜新田	【井骨道上、上七八、北切、北五六、下七八、寺西登、南切、南五六、宮前】
	富田	【油田、荒井屋敷、市子野、井戸尻、江ヶ原、沖田、海郷、陰無、五枚田、小割、堺前、鷺田、寺内、新道、新御堂、銭池、仙並、惣作、雑田、代官前、天白、徳法師、殿海戸、長根、中屋敷、西屋敷、八石、東屋敷、樋口、広畑、坊寺、堀ノ内、松原、的場、見取川新田】
	富好新田	【青鳥、井戸後、井戸東、上川並、川並、蔵井戸、紺屋堀、沢西、三角、下川並、新開、田中、地領、中川並、西青鳥、森根、役地、四縄、四反地】
	友国	【赤田、梶洗前】
	中野	【折地、川畔、郷中、曬稿、須原、瀬田、新堤、西荒井、西畑、東荒井、東深、屋下】
	八幡川田	【上、上川田、カヤハ、下川田、田島、西川田】

吉良地区	宮崎	【西宮後、若宮後】
	吉田	【亥改、石池、内川田、宇野津、大切間、上榎島、上島津、上浜、桐杭、桑ノ木、小池、西郷、斉藤久、下榎島、下屋敷、新田、新浜、神明塚、須原、高島新田、天笠桂、忠四郎前、伝蔵荒子、東郷、豊岡、取浜、長島、中屋敷、西川畔、西高島、西中浜、二割、離島、東高島、東中浜、平ヶ山、船戸、堀割、本浜、松木田、万田、宮腰、宮前、八ツ田、山中】
幡豆地区	東幡豆町	【浦和、烏帽子ヶ丘、新田、洲崎、中柴、走り付、東浜、琵琶浦、宮後】
	西幡豆町	【荒佐分、市場、後田、江尻、大坪、貝吹、古浜、西大坪、浜田、浜屋敷、松原】
	寺部町	【笠外、天王】
	鳥羽町	【老丁田、北荒井、古新田、崎山、下モ坪、出崎、十三新田、未新田、南荒井】

※ 愛知県地域防災計画附属資料より抜粋

(2) 津波一時待避所

校区	番号	施設名	住 所	使用場所
中畑	1	生活協同組合コープあいち 西尾センター	中畑町卯新田上8-1	2階
寺津	2	矢作川浄化センター	港町1	第2スクリーンポンプ棟 屋上部
一色 西部	3	県営開正住宅	一色町開正末宝15	3階以上の通路
	4	県立一色高等学校	一色町赤羽上郷中14	管理棟3階、教室棟3階
	5	高須病院	一色町赤羽上郷中113-1	病棟3階以上(3階・4階)の 通路(半分)と食堂・デイルーム、 リハビリ室、屋上
	6	雇用促進住宅 治明宿舎	一色町治明通縄13	3階以上の通路
	7	(株)オカセイ 本社	一色町治明本地12	3階会議室・研修室、屋上
	8	一色西部小学校	一色町治明通縄68	3階、屋上
	一色 南部	9	毎味水産(株)本社工場	一色町一色西塩浜211
10		(株)高須組 本社	一色町味浜中長割12-1	3階及び屋上
11		イケダヤ製菓(株)第2工場	一色町中外沢下長割8	3階、4階
12		一色南部小学校	一色町中外沢上大割115	3階、屋上
13		榊原工業(株)坂田A棟	一色町坂田新田御境82-3	屋上
一色 中部	14	一色中部小学校	一色町一色下乾地55	1～3階
	15	消防署 一色分署	一色町一色伊那跨53	3階の旧予防課・消防課 ・庶務課の事務室、 大会議室及び廊下
	16	旧一色支所	一色町一色伊那跨61	3階以上
	17	一色町公民館	一色町一色東前新田8	3階、屋上
	18	一色学びの館	一色町一色東前新田8	3階、屋上
一色 東部	19	一色東部小学校	一色町野田堤外36	3階、屋上
	20	(株)渡辺製作所 社屋	一色町千間上通東20-3	3階相当以上
	21	らくらく一色	一色町松木島丸山54	3階及び2階屋上
	22	酒手島排水機場	一色町酒手島鳥山屋敷1地先	屋上
荻原	23	荻原小学校	吉良町荻原烏帽子16	3階、屋上
	24	市営埋畑住宅	吉良町荻原埋畑91-1	3階及び4階の廊下、 階段踊り場
	25	吉良中学校	吉良町富田油田8	3階
	26	きら市民交流センター(仮称)	吉良町荻原桐杭18-1	2階
吉田	27	吉良保健センター	吉良町吉田大切間17-3	3階
	28	吉田小学校	吉良町吉田大切間18	3階、屋上
	29	荻原ポンプ場	吉良町吉田桑ノ木14-1	2階 監視室・電気室 3階 換気機械室
白浜	30	白浜小学校	吉良町白浜新田北切1	3階、屋上
	31	竜宮ホテル	吉良町宮崎宮前12	3階の宴会場、 3階から9階までの廊下
	32	吉良観光ホテル	吉良町宮崎田ノ上1515	地下1階、1階、2階

3 サイレン吹鳴パターン等による防災信号

(1) サイレン吹鳴パターン

信号の種類		吹鳴 (1回目)	吹鳴停止 (無音)	吹鳴 (2回目)	備考
地震防災信号		約 45 秒	約 15 秒	約 45 秒	5 回以上繰り返す
津波注意報		約 10 秒	約 2 秒	約 10 秒	
津波警報		約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	
大津波警報		約 3 秒	約 2 秒	約 3 秒	
水防信号	避難信号	約 3 秒	約 2 秒	約 3 秒	

(注) 信号継続時間は、適宜とする。

(2) J-ALERT放送内容

放送の種類	メッセージ内容	備考
弾道ミサイル情報	ミサイル発射情報、ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	国民保護情報
航空攻撃情報	航空攻撃情報、航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性がありますが。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	国民保護情報
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	ゲリラ攻撃情報、ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性がありますが。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	国民保護情報
大規模テロ情報	大規模テロ情報、大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。	国民保護情報
緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報		国民保護情報
緊急地震速報 震度4～7	緊急地震速報、大地震（おおじしん）です。大地震です。	災害情報
大津波警報	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。	災害情報
津波警報	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。	災害情報
東海地震予知情報	ただいま、東海地震予知情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意してください。	災害情報

(注) 同報無線の自動起動を行う放送。

第6 救助用施設・設備関係

1 防災倉庫及び防災資機材庫

(1) 水防倉庫

番号	河川 海岸名	名称	所在地	構造
1	矢作古川	江原防災倉庫	江原町古川新田	鉄骨造スレート葺二階建 (189.00 m ²)
2	矢作川	中畑水防倉庫	中畑町大山 75	鉄骨造スレート葺平屋建 (42.09 m ²)
3	寺津漁港海岸	寺津水防倉庫	巨海町北河原 54	鉄骨造トタン葺平屋建 (12.37 m ²)
4	須美川	室場水防倉庫	室町中屋敷 152	鉄骨造スレート葺平屋建 (19.74 m ²)
5	市内全域	消防本部防災倉庫	矢曾根町赤地 23-1	鉄骨造スレート葺二階建 (270.76 m ²)
6	矢作川	消防署西分署	楠村町寺前 12	鉄筋コンクリート造二階建 (325.46 m ²)
7	矢作川	消防署北出張所	米津町天竺桂 36-1	鉄筋コンクリート造二階建 (357.18 m ²)
8	矢作古川	消防署東出張所	米野町松葉内 7-1	鉄筋コンクリート造二階建 (335.29 m ²)
9	矢作古川	吉良水防倉庫	吉良町上横須賀杉ノ木 30	鉄骨造 (82.69 m ²)

(2) 防災倉庫

番号	名称	所在地	構造	設置年度
1	総合防災倉庫	高島町 7丁目 5	鉄骨造 2階建 (295 m ²)	平成 8年度
2	米津防災倉庫	米津町天竺桂 72-1	鉄骨造平屋建 (48.6 m ²)	平成 16年度
3	三和防災倉庫	米野町下野 1-2	鉄骨造平屋建 (48.6 m ²)	〃
4	室場防災倉庫	室町中屋敷 152	鉄骨造平屋建 (53.1 m ²)	平成 17年度
5	平坂地区防災倉庫	楠村町南浜屋敷 1-1	鉄骨造平屋建 (53.1 m ²)	〃
6	寺津防災倉庫	寺津町美之掛 23	鉄骨造平屋建 (49.77 m ²)	平成 18年度
7	福地防災倉庫	斉藤町向縄 1	鉄骨造平屋建 (49.77 m ²)	〃

(3) 防災資機材庫

番号	設置場所	構造	設置年度
1	西尾小学校	錦城町 162-1	海運用コンテナ (14.77 m ²)
2	平坂小学校	平坂町輪当 1	〃
3	鶴城中学校	鶴城町上道天 1-2	〃
4	中畑小学校	中畑町犬塚 65	〃
5	寺津中学校	巨海町若宮西 5	〃
6	福地南部小学校	熱池町古新田 42	〃
7	米津小学校	米津町家下 18	〃
8	三和小学校	米野町松葉内 25	〃
9	西野町小学校	上町御所ノ下 20	〃
10	矢田小学校	上矢田町神明寺 45	〃
11	室場小学校	室町東毘沙門 32	〃
12	八ツ面小学校	八ツ面町市場 71	〃
13	鶴城小学校	桜町溜池 27-5	〃
14	寺津小学校	巨海町若宮西 25-1	〃
15	福地中学校	上道目記町上新田 3	〃
16	福地北部小学校	鶯ヶ池町大道 10	〃
17	西尾中学校	今川町土井堀 1	〃

番号	設 置 場 所		構 造	設置年度
18	平坂中学校	平坂町吉山 1-1	〃	〃
19	東部中学校	下永良町西後落 20	〃	〃
20	伊文保育園	道光寺町天王下 30-2	〃	〃
21	総合体育館	小島町大郷 1-1	〃	〃
22	花ノ木小学校	高島町 6 丁目 1	〃	平成 15 年度
23	西尾公園総合グラウンド	山下町泡原 70	〃	〃
24	戸ヶ崎公園	戸ヶ崎三丁目 12	〃	〃
25	鶴城丘高等学校	亀沢町 300	〃	〃
26	西尾高等学校	桜町奥新田 2-2	〃	〃
27	アイシン精機	南中根町小割 80	〃	平成 28 年度
28	矢田公園	上矢田町寺前13-1	アルミニウム造(9.05 m ²)	平成 29 年度
29	総合防災倉庫	高島町 7 丁目 5	アルミニウム造(12 m ²)	平成 30 年度
30	佐久島しおさい学校	一色町佐久島影無50	〃	平成 14 年度
31	一色南部小学校	一色町中外沢上大割115	〃	〃
32	一色東部小学校	一色町野田堤外36	〃	〃
33	一色西部小学校	一色町治明通縄68	〃	〃
34	一色中部小学校	一色町一色下乾地 55	〃	〃
35	一色町公民館	一色町一色東前新田 8	〃	平成 15 年度
36	横須賀小学校	吉良町上横須賀菱池 13-1	〃	〃
37	津平小学校	吉良町津平大入 1	〃	〃
38	荻原小学校	吉良町荻原烏帽子 16	〃	〃
39	白浜小学校	吉良町白浜新田北切 1	〃	〃
40	吉田小学校	吉良町吉田大切間 18	〃	〃
41	東幡豆小学校	東幡豆町中尾 10-2	アルミニウム造 9.3 m ²	平成 17 年度
42	幡豆小学校	西幡豆町北岡割 1	〃	〃
43	幡豆支所	西幡豆町仲田 14-2	〃	〃

(4) その他備蓄倉庫等

番号	設 置 場 所		備 考
1	西尾市役所東側倉庫	寄住町下田 22	
2	鳥羽老人憩の家	鳥羽町壺丁田 32-2	納戸内に保管
3	デンソー西尾製作所	下羽角町住崎 1	
4	デンソー善明製作所	善明町一本松 100	
5	一色町公民館	一色町一色東前新田 8	
6	旧吉良町役場本庁舎	吉良町荻原川畑 20	
7	幡豆支所	西幡豆町仲田 14-2	

2 備蓄品一覧

(1) 水防資機材
ア 西尾地区

品名		水防倉庫等									計
		江原防災倉庫	中畑水防倉庫	寺津水防倉庫	室場水防倉庫	消防本部防災倉庫	消防署西分署	消防署北出張所	消防署東出張所	西尾市建設業災害防止協会	
備蓄資材	くい木(本)	1,124	450		260						1,834
	能りつ番線(箱)	2	2	2	2	20	5	5	5		43
	土のう袋(袋)	25,000	1,000	1,000	5,100	7,200	1,000	3,000	2,500	20,000	65,800
	鋼管杭(本)					314					314
	せき板鋼板(枚)					100					100
	大型土のう(袋)					21	20	20	20		81
	PPロープ(100m/巻)	1	3	1	1						6
備蓄器材	掛矢(丁)	58	5	2	5	7	5	2	2		86
	たこづち(丁)	26	5	5		3					39
	シャベル(丁)	225	5	30	10	60	10	10	10		360
	のこぎり(丁)	52		5		0	5	5	5		72
	おの(丁)	45				2	5	5	5		62
	ペンチ(丁)	92				0	5	3	5		105
	かま(丁)	108		5		9	12	5	5		144
	しの(丁)	47	2	2	2	10	5	5	5		78
	ハンマー(丁)	55				0	0	2	2		59
	クリッパー(丁)	14				7	3	2	2		28
	発電機(台)					15	1	1	1		18
	救命胴衣(個)					0	5	5	5		15
	一輪車(台)	13		4		6	2	2	2		29
	足場板(枚)	66									66
	排水機(台)					3	1				4
防水シート(枚)	10	10	10	10	50	12	10	10	500	622	
ウォーターブロック(個)					40					40	
大ハンマー(丁)					9					9	

イ 一色地区

対象河川海岸名		一色地区全域	一色地区全域	一色地区全域	計
所在地		一色町治明大江	一色町一色宮添	一色町松木島九軒前	
倉庫名		治明水防倉庫	一色水防倉庫	松木島水防倉庫	
面積		18	9.36	18.52	45.88
主要資材	くい木(本)		0	0	0
	土のう袋(袋)	1,000	1,000	1,000	3,000
	鉄線(kg)		0	0	0
主要器材	たこづち(丁)		0	0	0
	かけや(丁)		0	0	0
	シャベル(丁)	18	0	28	46
	クリッパー(丁)		0		0
	照明具(台)	1	1	1	3
	発電機(台)	1	1	1	3

ウ 吉良地区

分類	品名	単位	吉良水防倉庫	吉良支所旧本庁舎	規格
杭	2m	本	672	223	φ100mm L=2m
杭	3m	本	720	394	φ100mm L=3m
杭	4m	本	125	73	φ120mm L=4m
土のう袋	ポリプロヘリン	枚	16,400	13,000	
カスガイ		本	51	49	13mm×300mm
塩ビパイプ		本	9	10	φ150mm L=4m
縄		巻	5	5	1巻3.6kg
縄	P. P縄	巻	5	1	φ6mm×250m 1.2kg/巻
縄	クモナロプ	巻	15	26	φ12mm×100m 8.4kg/巻
縄	トラロープ	巻		1	4分×200m
鉄線		巻(kg)	50	500	#8 50kg/巻
鉄線	ナマン鉄線	巻(kg)	0	0	
たこづち		丁	25	24	四本手 270mm
掛矢		丁	16	29	金象印 105mm 八角
かつぎ棒		本	0	0	
シャベル		丁	53	76	金象印 Y柄付ショベル丸
のこぎり		丁	24	20	silky マサル330mm 東建造作 穴挽鋸360mm
ナタ		丁	24	22	信定印 特大
ペンチ		丁	24	26	タービール印 200
つるはし		丁	23	27	金象印 両ツル 柄付 3kg
ハンマー		丁	29	10	石頭(1.1kg)
かなづち		丁	24	8	千両
とうぐわ		丁	24	23	金象印 唐鋏 小かし柄
クリッパー		丁	25	22	MCCボルトクッパ [®] 350,450mm
オノ		丁	25	27	鞘付 信忠印 165M・480mm
厚ガマ		丁	24	24	地球馬印 厚鎌135mm
シノ		丁	56	35	(16mm)
防水シート	5.4m×2.7m	枚	39	3	
防水シート	5.4m×3.6m	枚	40	1	
防水シート	5.4m×5.4m	枚	24	7	
防水シート	10m×10m	枚	22	13	
一輪車	普通底	台	10	16	
一輪車	深底	台	4	6	
たけみ		筈	16	32	
トラ柵		丁	37	0	(「吉良町」文字入り)

※ 上記の他、水防倉庫において、「コーン、コーンパー、コーンベツ、点滅器」を保有。

(2) 防災倉庫、その他資材置場（平成31年3月31日現在）

ア 食料、保存水

食料・保存水1/2

品名	単位	総合	米津	三和	室場	平坂地区	福地	寺津
クラッカー(リッツ)	食	0	1,400	0	0	1,400	2,100	1,400
ライスクッキー	食	24,432	0	2,400	1,920	0	0	0
アルファ化米(五目)	袋	0	1,500	0	0	1,500	2,000	1,500
アルファ化米(わかめ)	袋	24,000	1,500	1,500	1,500	1,500	2,000	1,500
アルファ化米(田舎)	袋	24,000	0	1,000	1,500	0	0	0
アルファ化米(はんぶん米)	袋	1,000	0	0	0	0	0	0
やさしい野菜がゆ	袋	4,000	0	0	0	0	0	0
サバイバルフーズ	缶	0	0	0	0	0	0	0
保存水 500ml	本	2,592	480	480	480	480	480	480
粉ミルク 800g	缶	304	0	0	0	0	0	0

食料・保存水2/2

品名	単位	庁舎	一色・佐久島	吉良	幡豆	デンソー西尾	デンソー善明	合計
クラッカー(リッツ)	食	4,620	1,050	0	0	2,100	1,400	15,470
ライスクッキー	食	0	0	2,880	3,360	0	0	34,992
アルファ化米(五目)	袋	6,000	1,350	0	0	1,500	1,000	16,350
アルファ化米(わかめ)	袋	5,650	1,600	3,000	3,000	1,000	1,000	48,750
アルファ化米(田舎)	袋	0	0	3,000	5,000	0	0	34,500
アルファ化米(はんぶん米)	袋	500	0	0	0	0	0	1,500
やさしい野菜がゆ	袋	0	0	0	0	0	0	4,000
サバイバルフーズ	缶	0	66	0	0	0	0	66
保存水 500ml	本	4,800	672	1,440	1,440	480	480	14,784
粉ミルク 800g	缶	0	0	0	752	0	0	1,056

イ 資機材等

資機材等 1 / 2

品名	単位	総合	米津	三和	室場	平坂地区	福地	寺津	序舎	一色・佐久島	吉良	幡豆	デンソー西尾	デンソー善明	合計
雨具	着	60	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0			120
椅子	脚	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			35
一輪車	台	10	4	4	4	4	3	3	0	0	17	0			49
エンジンカッター	基	3	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			9
斧	丁	10	3	3	3	3	3	3	0	2	0	1			31
おむつ(紙)(大人用)	枚	1,902	806	806	542	522	542	366	0	396	396	396			6,674
おむつ(紙)(子供用)	枚	7,946	3,614	3,614	2,238	2,742	4,646	3,958	0	753	594	1,094			31,199
折りたたみベッド	台	7	3	3	3	3	3	3	2	0	3	3			33
ガーゼセット	セット	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			4
懐中電灯	個	403	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0			421
拡声器	台	30	2	2	2	2	2	2	11	2	1	2			58
かけや	丁	18	5	5	5	5	5	5	0	0	6	4			58
カセットコンロ	台	143	16	16	16	16	16	16	0	13	16	17			285
カセットボンベ	本	365	24	18	54	54	4	4	0	48	48	48			667
ガソリン携帯缶	缶	2	3	3	2	2	2	2	0	1	0	2			19
乾電池(単1)	本	80	20	20	20	20	20	20	0	0	20	20			240
乾電池(単2)	本	80	20	20	20	20	20	20	0	0	20	20			240
乾電池(単3)	本	160	40	40	40	40	40	40	0	0	40	40			480
救急箱	セット	5	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			11
空気入れ	台	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0			9
組立水槽	個	10	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			16
車椅子	台	12	2	2	2	2	2	2	0	0	0	13			37
工具セット	セット	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0			6
コードリール	台	15	4	4	4	4	4	4	4	0	5	6			54
コップ(紙)	個	15,200	700	900	400	2,200	900	700	0	0	0	0			21,000
ゴミ袋	枚	24,600	310	300	300	610	230	222	0	2,000	500	840			29,912
ザル	個	16	2	2	2	2	2	2	0	0	0	8			36
自転車	台	6	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			12
ジャッキ	台	84	1	1	1	1	1	1	0	4	4	4			102
しゃもじセット	個	4	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			10
充電器(手回し)	台	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			6
照明器具	台	30	10	10	10	10	10	10	3	7	10	10			120
じょれん	丁	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			6
スコップ	丁	47	10	10	10	10	10	10	0	5	10	10			132
スプーン(プラスチック)	本	0	200	200	100	600	300	200	0	0	0	0			1,600
生理用品	枚	16,784	2,592	2,592	2,952	7,056	3,600	3,600	0	1,440	1,224	844			42,684
扇風機	台	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			7
竹べら	本	6	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0			14
担架	台	26	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2			43
タンク(給水用)	個	10	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0			17
暖房器具	台	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			3

資機材等2/2

品名	単位	総合	米津	三和	室場	平坂地区	福地	寺津	庁舎	一色・佐久島	吉良	幡豆	テッソー西尾	テッソー善明	合計
チェーンソー	台	3	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			9
チェーンブロック	台	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			5
つるはし	丁	22	7	7	7	7	7	7	0	2	7	7			80
ディスクグラインダー	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			1
ティッシュペーパー	包	1	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0			26
テーブル	卓	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			2
手袋	双	1,068	588	1,090	645	703	1,000	1,000	0	132	0	1,850			8,076
電気ポット	台	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0			7
テント	張	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7			27
トイレ(簡易)	基	60	6	6	6	6	6	6	0	0	0	44			140
トイレ(仮設)	基	24	22	22	21	21	27	27	0	0	2	0			166
トイレ(携帯)	袋	4,100	2,600	2,600	2,600	2,300	2,600	2,600	0	1,600	2,600	5,300			28,900
トイレットペーパー	巻	768	100	100	100	100	100	100	0	216	100	100			1,784
投光器	台	23	4	4	4	4	3	3	1	0	2	5			53
特殊収納袋	個	89	10	10	10	10	9	9	0	0	0	0			147
トラサク	個	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			35
どんぶり(紙)	個	2,500	1,200	1,200	1,200	1,200	900	1,200	0	200	0	0			9,600
のこぎり	丁	28	8	8	8	8	8	15	0	2	7	6			98
パーテーション	個	69	40	40	40	40	40	40	0	47	73	62			491
バール	丁	30	8	8	8	8	8	8	0	5	11	8			102
バケツ	個	448	80	100	50	70	90	80	0	5	0	32			955
ハンリ(かまど)	個	15	2	2	2	2	2	2	2	0	0	3			32
バック(プラスチック)	個	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	19,500	0			23,500
発電機	台	53	2	2	2	2	1	1	1	2	3	7			76
発電機(緊急用)	台	1	1		1	1	1			1		1			7
ハンマー	丁	34	6	6	6	6	6	6	0	6	6	5			87
ひしゃく	本	11	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0			18
ビニール袋(給水用)	袋	3,150	200	200	200	200	200	180	0	0	200	200			4,730
フィルム	本	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2			20
ブルーシート	枚	451	50	50	50	89	55	50	0	10	40	50			895
ヘルメット	個	38	25	25	25	25	22	25	0	20	25	20			250
ほ乳びん	本	550	460	460	460	460	460	460	0	460	460	460			4,690
ポリタンク(給水用)	個	61	0	0	0	0	2	4	0	2	0	0			69
ボルトクリッパー	丁	20	5	5	5	5	5	5	0	0	5	5			60
ポンプ	個	15	2	2	2	2	1	1	0	0	0	0			25
マスク	枚	500	500	500	500	500	500	500	300	500	500	1,400			6,200
マット(シート)	枚	90	0	0	0	0	0	0	0	0	386	0			8,817
丸鋸	台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			1
毛布	枚	7,350	150	200	200	400	320	300	0	160	507	1,630	400	400	19,314
やかん	個	11	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0			41
ラジオ	個	9	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1			18
ランタン	個	42	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0			48
リヤカー(組立式)	台	3	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0			10
ロープ	本	3	5	5	5	7	3	3	66	1	0	2			100
割箸	膳	20,500	1,000	1,000	900	1,000	500	800	0	0	1,000	1,000			27,700

(3) 資機材庫 (平成31年3月31日現在)

ア 西尾地区

西尾地区1 / 2

品名	単位	西尾小	西尾中	総合グラウンド	花ノ木小	伊文保	鶴城小	鶴城中	鶴城丘高	西尾高	八ツ面小	戸ヶ崎公園	西野町小	中畑小	平坂小	
毛布	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
ブルーシート	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
テント	張	11	11	11	11	11	8	8	11	8	11	11	11	11	11	
仮設トイレ	個	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
発電機	台	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	
投光器	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
コードリール	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
懐中電灯	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
ラジオ	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
拡声器	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
救急箱	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
担架	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ロープ	本	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
バケツ(蓋付)	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
トイレトペーパー	巻	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
ゴミ袋	枚	600	1,000	1,000	1,000	600	430	600	1,000	1,000	650	950	600	600	600	
かまどセット	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
組立水槽	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
のこぎり	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
ハンマー	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
バール	本	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
つるはし	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
掛矢	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
ボルトクリッパー	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
ジャッキ	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
一輪車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
軍手	双	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
ガンリン携行缶	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ランタン	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
凝固・衛生袋	枚	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
非常用給水装置	セット	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
浄水装置	台	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1	
ホースリール	個	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	
ワンタッチパーテーション	個	10	10	0	10	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	
組立式リヤカー	台	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	
脚立	脚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
工具セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ストレッチフィルム	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ストレッチャー	枚															
マスク	枚															
避難所利用者登録票	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
鉛筆	タ-ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鉛筆削り	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
文具セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
文具セット内訳	ノート	冊	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	カッターナイフ	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	セロテープ	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マジック(黒)	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マジック(赤)	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	ボールペン(黒)	本	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ボールペン(赤)	本	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	シャープペンシル	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	シャープ芯(40本入)	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	はさみ	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スケッチブック	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
透明ブラケース	単1乾電池	本	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	単2乾電池	本	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	単3乾電池	本	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
ロール畳(体育館内)	巻	21	24	0	21	0	21	23	0	0	21	0	21	21	21	

西尾地区2/2

品名	単位	平坂中	矢田小	寺津小	寺津中	福南小	福地中	福北小	三和小	東部中	総合体育館	室場小	米津小	矢田公園	合計	
毛布	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	0	1,300	
ブルーシート	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	260	
テント	張	11	11	8	8	8	11	8	8	11	11	8	8	0	256	
仮設トイレ	個	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	104	
発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	34	
投光器	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	104	
コードリール	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	104	
懐中電灯	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	130	
ラジオ	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
拡声器	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	52	
救急箱	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
担架	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
ロープ	本	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	104	
バケツ(蓋付)	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	2,600	
トイレトペーパー	巻	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	2,600	
ごみ袋	枚	1,000	600	370	600	600	600	1,000	600	1,000	1,000	600	830	0	19,430	
かまどセット	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
組立水槽	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
のこぎり	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	130	
ハンマー	個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	130	
バール	本	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	156	
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	130	
つるはし	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	78	
掛矢	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	52	
ボルトクリッパー	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	52	
ジャッキ	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	52	
一輪車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
軍手	双	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	0	936	
ガンリン携行缶	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
ランタン	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	52	
凝固・衛生袋	枚	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	0	10,400	
非常用給水装置	セット	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	7	
浄水装置	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	21	
ホースリール	個	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	14	
ワンタッチパーテーション	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	240	
組立式リヤカー	台	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	18	
脚立	脚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	
工具セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
ストレッチフィルム	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
ストレッチャー	枚														210	
マスク	枚														7,000	
避難所利用者登録票	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	0	13,000	
鉛筆	タース	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
鉛筆削り	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
文具セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
文具セット内訳	ノート	冊	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	130	
	カッターナイフ	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
	セロテープ	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
	マジック(黒)	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
	マジック(赤)	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
	ボールペン(黒)	本	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	104
	ボールペン(赤)	本	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	104
	シャープペンシル	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	52
	シャープ芯(40本入)	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26
	はさみ	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26
スケッチブック	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	26	
透明ブラケース	単1乾電池	本	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	0	520	
	単2乾電池	本	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	0	468	
	単3乾電池	本	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	156	
ロール畳(体育館内)	巻	23	21	21	21	21	21	21	21	21	0	21	21	0	427	

イ 一色地区

品名	単位	一色町 公民館	西部小	中部小	南部小	東部小	佐久島	合計
エンジンチェーンソ	台	1	1	1	1	1	1	6
工具セット	箱	2	2	2	2	2	2	12
発電機	台	2	2	2	1	2	2	11
投光機	台	1	1	1	1	1	1	6
コードリール	台	1	1	1	1	1	1	6
救急箱	箱	1	1	1	1	1	1	6
チェンブロック	台	1	1	1	1	1	1	6
簡易トイレ	基	10	20	20	20	20	20	110
簡易トイレ用テント	基	10	20	20	20	20	20	110
バール	丁	5	5	5	5	5	5	30
スコップ	丁	5	5	5	5	5	5	30
つるはし	丁	2	2	2	2	2	2	12
のこぎり(折込式)	丁	2	2	2	2	0	2	10
オノ	丁	2	2	2	2	2	2	12
ハンソ	基	0	1	1	1	1	1	5
コンロ	台	38	0	0	0	0	0	38
ボンベ	本	30	0	0	0	0	0	30
プラスチック容器	枚	200	200	200	200	150	200	1,150
トイレトーパー	巻	216	180	180	180	180	120	1,056
ティッシュペーパー	箱	25	25	25	24	25	25	149
懐中電灯(防水)	個	5	0	5	5	5	5	25
ラジオ	個	1	1	1	1	1	1	6
ロープ	巻	1	1	1	1	1	1	6
スリングベルト(チェンブロック用)	本	2	2	2	2	2	2	12
軍手	双	132	111	70	123	120	120	676
バケツ	個	5	10	10	10	10	5	50
ポリタンク	個	2	2	2	2	2	2	12
吊り三脚(チェーン3本付)	基	1	1	1	1	1	1	6
アルミアカー	台	1	1	1	1	1	1	6
担架	台	11	11	11	6	11	1	51
救助工具箱	箱	1	1	1	1	1	1	6
子供用紙おむつ	枚	333	333	333	333	333	333	1,998
生理用品	枚	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	7,776
ガソリン携行缶	個	1	1	1	1	1	1	6
拡声器	個	2	6	4	6	6	0	24
ジャッキ	台	4	4	4	4	4	2	22
非常用照明器具	本	6	6	6	6	6	2	32
毛布	枚	170	210	180	180	210	200	1,150
防災マット	枚	80	112	112	112	144	0	560
小型ポンプ	台	1	0	0	0	0	0	1
乾電池セット(単1:20 単2:18 単3:6)	セット	1	1	1	1	1	1	6
ブルーシート	枚	10	10	10	10	10	20	70
トイレ処理剤	セット	1,000	400	400	400	400	400	3,000
浄水装置	台	0	1	1	1	1	1	5
テント	張	3	3	3	3	3	3	18
救護用テント	張	1	0	0	0	0	0	1
緊急用発電機	機	1	0	0	0	0	0	1
ワンタッチパーテーション	基	0	6	6	6	6	0	24
脚立	脚	1	1	1	1	1	1	6
ストレッチャー	枚	5	5	5	5	5	5	30
マスク	枚							1,000
避難所利用者登録票	枚	500	500	500	500	500	500	3,000
鉛筆	ダース	1	1	1	1	1	1	6
鉛筆削り	個	1	1	1	1	1	1	6
文具セット	セット	1	1	1	1	1	1	6
文具セット	キャンパスノート	冊	5	5	5	5	5	30
	カッターナイフ	本	1	1	1	1	1	6
	透明粘着テープ	個	1	1	1	1	1	6
	油性マジック 黒、赤	本	各1	各1	各1	各1	各1	各6
	ボールペン 黒、赤	本	各4	各4	各4	各4	各4	各24
	シャープペン	本	2	2	2	2	2	12
	シャープ替芯	個	1	1	1	1	1	6
	ハサミ	丁	1	1	1	1	1	6
	デスクトレイ	個	1	1	1	1	1	6
スケッチブック	冊	1	1	1	1	1	1	6

ウ 吉良地区

品名	単位	横須賀小	津平小	萩原小	白浜小	吉田小	合計
仮設トイレ	台	3	3	2	4	3	15
簡易トイレ	台	10	10	5	10	10	45
救急箱	箱	1	1	1	1	1	5
発電機	台	2	1	1	1	1	6
投光器	本	5	5	4	4	5	23
コードリール	台	2	2	2	2	3	11
吸水用土のう	箱	1	1	1	1	1	5
組立式リヤカー	台	1	1	1	1	1	5
チェーンソ	台	0	1	1	1	1	4
ジャッキ	台	2	1	2	2	2	9
手動式ウィンチ	基	1	1	1	1	1	5
拡声器	台	2	2	2	2	2	10
ラジオ	個	1	1	1	1	1	5
組立式防火水槽	式	2	1	1	0	1	5
ブルーシート	枚	14	4	1	14	16	49
軍手	双	22	24	24	24	24	118
ロープ	巻	1	1	1	1	1	5
道具箱	箱	1	1	1	1	1	5
スコップ	本	4	4	4	4	4	20
掛矢	本	2	2	2	2	2	10
パール	本	2	2	2	2	2	10
つるはし	本	2	2	2	2	2	10
乾電池セット(単1:20 単2:18 単3:6)	セット	1	1	1	1	1	5
要援護者用トイレ(ユニットイレ)	台	0	1	1	1	1	4
要援護者用トイレテント	張	0	1	1	1	1	4
カセットコンロ	台	0	0	4	0	4	8
カセットガス	本	0	0	12	0	12	24
毛布	枚	200	60	100	100	60	520
敷きマット	枚	0	0	50	50	50	150
災害時要援護者用間仕切り	箱	9	8	9	9	5	40
簡易ベッド	台	4	2	2	2	3	13
浄水装置	台	1	1	1	1	1	5
簡易可搬ポンプ	式	1	1	1	1	1	5
ガソリン携行缶	缶	1	1	1	1	2	6
テント	張	0	3	0	3	0	6
救護用テント	張	0	0	0	0	1	1
脚立	脚	1	1	1	1	1	5
工具セット	セット						6
ストレッチャー	枚	6	6	6	6	6	30
マスク	枚						1,000
避難所利用者登録票	枚	500	500	500	500	500	2,500
鉛筆	ダース	1	1	1	1	1	5
鉛筆削り	個	1	1	1	1	1	5
文具セット	セット	1	1	1	1	1	5
文具セット	キャンパスノート	冊	5	5	5	5	25
	カッターナイフ	本	1	1	1	1	5
	透明粘着テープ	個	1	1	1	1	5
	油性マジック 黒、赤	本	各1	各1	各1	各1	各5
	ボールペン 黒、赤	本	各4	各4	各4	各4	各20
	シャープペン	本	2	2	2	2	10
	シャープ替芯	個	1	1	1	1	5
	ハサミ	丁	1	1	1	1	5
	デスクトレイ	個	1	1	1	1	5
スケッチブック	冊	1	1	1	1	5	

エ 幡豆地区

品名	単位	東幡豆小	幡豆小	幡豆支所	鳥羽老人憩いの家	東幡豆老人憩いの家	幡豆老人憩いの家	合計	
毛布	枚	130	120	140	140	20	250	800	
ブランケット	枚	50	0	100	100	50	100	400	
防災マット	枚	80	80	0	0	0	0	160	
拡声器	台	1	1	1	0	0	0	3	
発電機	台	1	1	1	1	0	0	4	
投光器	台	2	2	1	3	0	0	8	
コードリール	台	5	1	2	2	0	0	10	
仮設トイレ	台	4	2	2	2	0	0	10	
簡易トイレ(便座)	個	13	12	10	6	0	0	41	
マンホールトイレ	セット	2	2	2	2	0	0	8	
凝固・衛生袋	枚	1,600	900	500	500	0	0	3,500	
トイレ用テント	基	20	20	19	7	0	0	66	
浄水装置	台	1	1	0	0	0	0	2	
組立水槽	基	1	1	1	1	0	0	4	
間仕切セット	セット	44	1	0	0	0	0	45	
救急箱	箱	1	1	1	1	0	0	4	
ブルーシート	枚	12	12	10	10	0	0	44	
アマチュア無線機器	台	1	1	1	1	0	0	4	
バケツ	個	10	3	0	0	0	0	13	
トイレ用ペーパー	巻	0	0	0	0	0	0	0	
ガソリン携行缶	缶	1	1	1	1	0	0	4	
机	台	0	1	0	0	0	0	1	
組立式リヤカー	台	1	0	0	0	0	0	1	
乾電池セット(単1:20 単2:18 単3:6)	セット	1	1	1	1	0	0	4	
テント	張	3	0	3	1	0	0	7	
救護用テント	張	1	1	1	1	0	0	4	
ラジオ	個	1	1	1	1	0	0	4	
緊急用発電機	台	0	0	1	0	0	0	1	
脚立	脚	1	1	1	1	0	0	4	
工具セット	セット							6	
ストレッチャー	枚							30	
マスク	枚							1,000	
避難所利用者登録票	枚	500	500	500	500	0	0	2,000	
鉛筆	ダース	1	1	1	1	0	0	4	
鉛筆削り	個	1	1	1	1	0	0	4	
文具セット	セット	1	1	1	1	0	0	4	
文具セット	キャンパスノート	冊	5	5	5	5	0	0	20
	カッターナイフ	本	1	1	1	1	0	0	4
	透明粘着テープ	個	1	1	1	1	0	0	4
	油性マジック 黒、赤	本	各1	各1	各1	各1	0	0	各6
	ボールペン 黒、赤	本	各4	各4	各4	各4	0	0	各24
	シャープペン	本	2	2	2	2	0	0	8
	シャープ替芯	個	1	1	1	1	0	0	4
	ハサミ	丁	1	1	1	1	0	0	4
	デスクトレイ	個	1	1	1	1	0	0	4
	スケッチブック	冊	1	1	1	1	0	0	4

オ その他資材置場

品名	単位	実数
一輪車	台	2
おむつ(子ども用)	枚	333
拡声器	台	2
ガソリン携行缶	個	2
乾電池(単2)	個	20
給水装置	セット	5
ジャッキ	台	8
スコップ	丁	5
生理用品	枚	1296
ティッシュペーパー	巻	25
トイレ(簡易)	基	26
トイレ用テント	基	26
バール	丁	5
ブルーシート	枚	50
ポリタンク	個	20
毛布	枚	60
リヤカー	台	3

品名	単位	実数
受付用ケース	箱	1
懐中電灯	個	5
かけや	丁	2
乾電池(単1)	個	20
乾電池(単3)	個	40
コードリール	台	2
寝台	台	3
生活用ケース	箱	1
つるはし	丁	3
テント	張	6
トイレットペーパー	箱	110
投光器	台	2
発電機	台	2
文具セット	セット	1
ボルトクリッパー	丁	1
ランタン	個	1
ローソク	個	30

(4) 特殊災害対策用防災資器材

資器材名	単位	西尾市消防本部 (西尾市危険物安全協会を含む)	備考
化学消火剤(泡)	kl	3.59	
化学消火剤(粉末)	kg		
オイルフェンス	m	246	吸着タイプを含む
油処理剤	kl	0.36	

3 PUSH型支援による西尾市への配分量

(1) 食料

種類	必要量	配分量				
		発災4日後	発災5日後	発災6日後	発災7日後	計
食料 (単位:食)	(4日～7日後) 1,618,885	268,334	284,333	300,331	316,367	(4日～7日後) 1,169,365

※「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」より抜粋

(2) 生活必需品

種類	必要量 (不足量)	配分量
毛布 (単位:枚)	152,479	110,427
育児用調整粉乳 (単位:Kg)	(4日～7日後) 635,317	421,067
携帯簡易トイレ (単位:回)	(4日～7日後) 1,382,214	890,447
乳児・小児用おむつ (単位:枚)	(4日～7日後) 84,272	72,347
大人用おむつ (単位:枚)	(4日～7日後) 13,985	16,429

※「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」より抜粋

4 物資集積拠点 (地域内輸送拠点)

名称	所在地	電話番号(FAX)	移動系
愛知中央青果株式会社 西尾市場	西尾市細池町神明 90	57-2070(54-3284)	
サンエイ株式会社西尾物流センター	江原町東塚田 17-2	52-9300(52-0880)	
カリツー株式会社西尾東物流センター	岡島町郷西 1 番 1	52-9161(52-0230)	
小松運輸株式会社西尾物流センター	岡島町郷西 23 番地 3	55-5310(55-5311)	
県立西尾東高等学校 体育館	小島町大郷 1 番地 4	56-1911(54-6961)	234
愛知中央青果株式会社 本社・岡崎市場	岡崎市土井町地堂 1-1	0564-54-1611(4166)	

5 広域物資輸送拠点施設

名称	所在地 (緯度経度) 【UTMポイント】	面積	備考	電話番号
中部トラック総合 研修センター	みよし市福谷町西ノ洞 21-127 (N 35°07' 24" E 137°06' 10.9") 【53SPU91608869】	83,467 m ²	駐車場 263 台	0561-36-1010

6 防災活動拠点

(1) 地区防災活動拠点

施設名	所在地 (緯度経度) 【UTMポイント】	面積 (ha)	付帯施設	施設電話番号	備考
西尾公園総合 グラウンド	山下町泡原 70 (N34° 51' 51" E137° 02' 48") 【53SPU87085989】	2.8			
一色海浜公園	一色町坂田神田沖向 (N34° 47' 11" E137° 01' 12") 【53SPU84825121】	4.7	一色B&G海洋 センター	0563-73-6187	駐車場 300台
横須賀公園	吉良町中野瀬田 (N34° 49' 39" E137° 04' 41") 【53SPU90045588】	2.5	横須賀ふれあい センター	0563-35-3198	駐車場 124台 グラウンド
緑ヶ崎野球場	東幡豆町緑ヶ崎 10 (N34° 47' 08" E137° 10' 02") 【53SPU98315141】	1.1		0563-63-0129	野球場 (海岸沿い)

(2) 地域防災活動拠点

施設名	所在地 (緯度経度) 【UTMポイント】	面積 (ha)	付帯施設	施設電話番号	備考
愛知 こどもの国	東幡豆町南越田 3 (N34° 47' 32" E137° 09' 28") 【53SPU97425212】	100.0		0563-62-4151	

(3) 広域防災活動拠点

地域名	市町村名	施設名	所在地 (緯度経度) 【UTMポイント】	面積 (ha)	付帯施設	施設電話番号	備考
県 中東部	岡崎 市	岡崎中 央総合 公園	岡崎市高隆寺町字峠 1 (N34° 56'50" E137° 12'31") 【53SQU01706944】	102.2	総合体育館	0564-25-7887	多目的広場 2.6ha 駐車場 3,000台

(4) 中核広域防災活動拠点

地域名	市町村名	施設名	所在地 (緯度経度) 【UTMポイント】	面積 (ha)	付帯施設	施設 電話番号	備考
全県	長久手市	愛・地球博 記念公園	長久手市茨ヶ廻間 (N35° 09'59" E137° 05'15") 【53SPU90129350】	147.4	地球市民交 流センター	0561- 64-1130 64-1150	野球場、多目的広場、温 水プール・アイススケ ート場、大芝生広場、駐車 場1,998台

7 飲料水兼用耐震性貯水槽

	設置場所	所在地	容量 (m ³)
1	西尾小学校	錦城町162番地1	100
2	米津小学校	米津町家下18番地	100
3	東部中学校	下永良町西後落20番地	100
4	平坂小学校	平坂町輪当1番地	100
5	寺津小学校	巨海町若宮西25番地1	100
6	福地中学校	上道目記町上新田3番地	100
7	一色町公民館	一色町一色東前新田8番地	100
8	東幡豆小学校	東幡豆町中尾10番地2	60
9	横須賀小学校	吉良町上横須賀菱池13番地1	100
10	矢田公園	上矢田町寺前	100

8 ヘリポート

(1) 緊急時ヘリポート可能箇所

番号	名称	所在地 (UTMポイント)	施設 管理者	電話番号	面積 (m ²)	幅 (m)* 長さ (m)	至近水 利まで の距離 (m)	東 経			北 緯			着陸可能 な機種
								度	分	秒	度	分	秒	
1	寺津小学校	巨海町若宮西25-1 (53SPU84595689)	学校長	59-6531	13,574	55*100	60	137	1	5	34	50	13	小型
2	室場小学校	室町東毘沙門32 (53SPU91745930)	学校長	52-1066	10,288	60*55	100	137	5	50	34	51	27	〃
3	三和小学校	米野町松葉内25 (53SPU92046166)	学校長	52-1168	18,607	50*120	60	137	6	1	34	52	46	〃
4	米津小学校	米津町家下18 (53SPU87786323)	学校長	57-3457	12,514	75*100	30	137	3	15	34	53	37	〃
5	西尾中学校	今川町土井堀1 (53SPU89115906)	学校長	57-4108	18,855	90*130	80	137	4	8	34	51	22	〃
6	鶴城中学校	鶴城町上道天1-2 (53SPU87906132)	学校長	56-2258	20,652	70*50	60	137	3	21	34	52	34	〃
7	平坂中学校	平坂町吉山1-1 (53SPU84735929)	学校長	59-6135	19,607	90*90	80	137	1	15	34	51	30	〃
8	福地中学校	上道目記町上新田3 (53SPU86735663)	学校長	56-2466	14,952	65*70	40	137	2	32	34	50	4	〃
9	東部中学校	下永良町西後落20 (53SPU92086092)	学校長	52-1067	16,043	70*70	50	137	6	5	34	52	21	〃

10	西尾公園 総合グラウンド	山下町泡原 70 (53SPU86995984)	市長	65-2149	27,500	80*150	70	137	2	47	34	51	51	小型
11	一色中部小学校	一色町一色下乾地 55 (53SPU85225439)	学校長	72-8105	7,281	80*110	30	137	1	30	34	48	53	〃
12	一色東部小学校	一色町野田堤外36 (53SPU86515250)	学校長	72-8167	9,558	100*130	30	137	2	20	34	47	50	〃
13	一色西部小学校	一色町治明通縄68 (53SPU84375509)	学校長	72-8168	7,527	80*80	20	137	0	57	34	49	16	〃
14	一色南部小学校	一色町中外沢上大割 115 (53SPU84505379)	学校長	73-6151	10,640	80*130	30	137	1	1	34	48	34	中型
15	一色中学校	一色町坂田新田冲向95 (53SPU85095141)	学校長	72-8240	37,484	340*380	100	137	1	22	34	47	17	大型
16	佐久島しおさい学校	一色町佐久島影無50 (53SPU87064471)	学校長	79-1203	5,613	80*100	50	137	2	34	34	43	40	小型
17	一色高等学校	一色町赤羽上郷中14 (53SPU84835511)	学校長	72-8165	13,500	90*150	30	137	1	15	34	49	17	中型
18	吉良中学校	吉良町富田油田 8 (53SPU89025499)	学校長	35-0350	28,605	140*110	100	137	4	0	34	49	9	小型
19	吉田小学校	吉良町吉田大切間 18 (53SPU88975243)	学校長	32-0154	14,992	100*140	50	137	3	56	34	47	45	〃
20	白浜小学校	吉良町白浜新田北切 1 (53SPU90345162)	学校長	32-0155	10,354	70*120	50	137	4	50	34	47	18	〃
21	横須賀公園	吉良町中野瀬田 65 (53SPU90045588)	市長	65-2149	14,931	120*110	70	137	4	40	34	49	38	〃
22	吉良高等学校	吉良町白浜新田南切 4-1 (53SPU90185137)	学校長	32-2231	18,536	130*100	40	137	4	43	34	47	12	〃
23	寺部野球場	寺部町小浜1-3 (53SPU94835107)	市長	54-0002	8,900	81*93	10	137	7	45	34	46	59	〃
24	寺部ソフトボール場	寺部町小浜1-3 (53SPU94965115)	市長	54-0002	4,475	65*65	50	137	7	50	34	47	2	〃
25	幡豆小学校	西幡豆町北岡割10 (53SPU93815229)	学校長	62-2065	9,581	50*100	10	137	7	6	34	47	39	〃
26	緑ヶ崎野球場	東幡豆町緑ヶ崎10 (53SPU98315141)	市長	54-0002	9,997	100*106	10	137	10	2	34	47	7	〃
27	東幡豆小学校	東幡豆町中尾10-2 (53SPU96475202)	学校長	62-2101	3,951	50*60	10	137	8	51	34	47	28	〃
28	幡豆中学校	西幡豆町京田33 (53SPU94565235)	学校長	62-2451	11,249	95*100	100	137	7	35	34	47	40	〃

受け入れ時の準備

- ア 着陸地点には、下記基準の H 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- イ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂じんの舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又ははてん圧を実施する。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

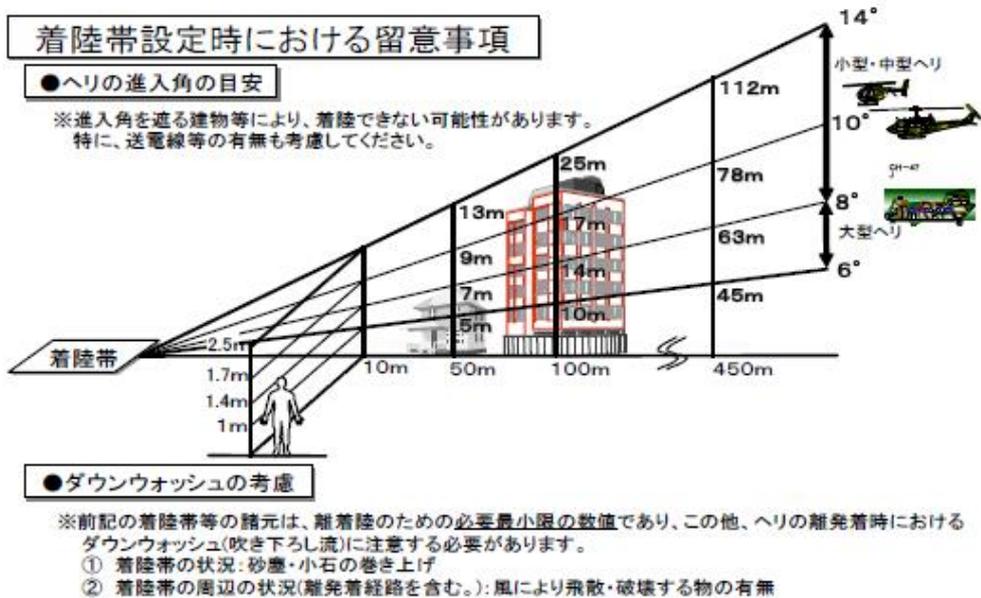
(2) 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場

(出典：「愛知県地域防災計画付属資料」)

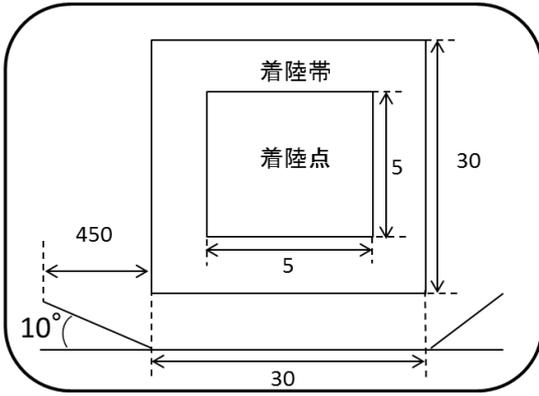
名称	所在地 (UTMポイント)	施設等管理者	電話番号	着陸帯			東 経			北 緯			区 分
				長さ×幅 (m)	度	分	秒	度	分	秒			
西尾公園 総合 グラウンド	山下町泡原 70 (53SPU87075990)	市公園緑地課	65-2149	38 × 38	137	2	47	34	51	51	防 災		
デンソー 善明製作所	善明町一本松 100 (53SPU91905807)	(株)デンソー 善明製作所	55-5511	20 × 20	137	5	56	34	50	49	夜 間		
吉良中学校	吉良町富田油田 8 (53SPU89025499)	吉良中学校	35-0350	18 × 21	137	4	3	34	49	9	一 般		
佐久島しお さい学校	一色町佐久島影無 50 (53SPU87064471)	佐久島 小中学校	79-1203	38 × 38	137	2	34	34	43	38	防 災		
坂田球場	一色町坂田新田冲向 100 - 1(53SPU87064471)	B&G 海洋センター	73-6187	38 × 38	137	1	12	34	47	10	防 災		
緑ヶ崎 野球場	東幡豆町緑ヶ崎 10 (53SPU84825120)	市スポーツ課	54-0002	18 × 21	137	10	2	34	47	8	一 般		

区分 一般：一般離着陸場 防災：防災対応離着陸場 夜間：夜間対応離着陸場

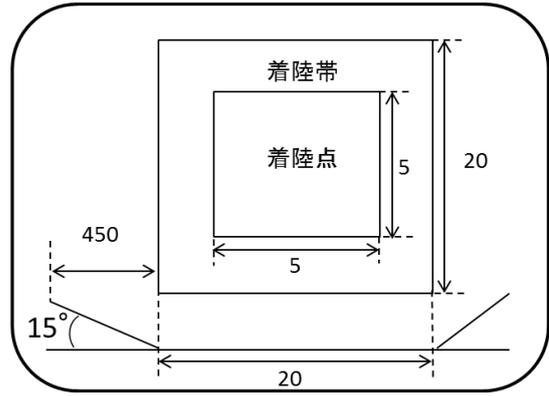
(3) ヘリコプター場外離発着場の着陸帯



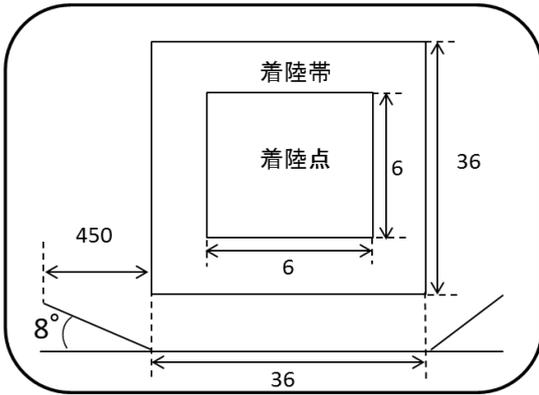
(a-1) 小型機(OH-6)の場合《標準》



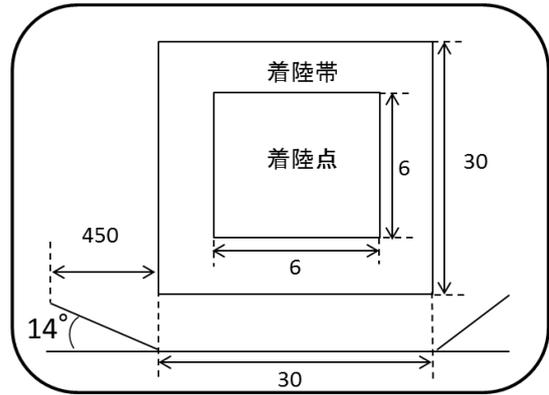
(a-2) 小型機(OH-6)の場合《応急》



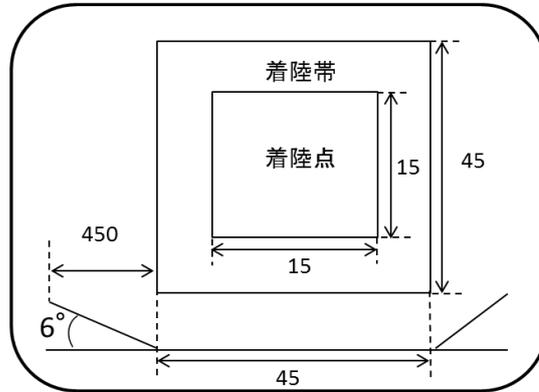
(b-1) 中小型機(UH-1)の場合《標準》



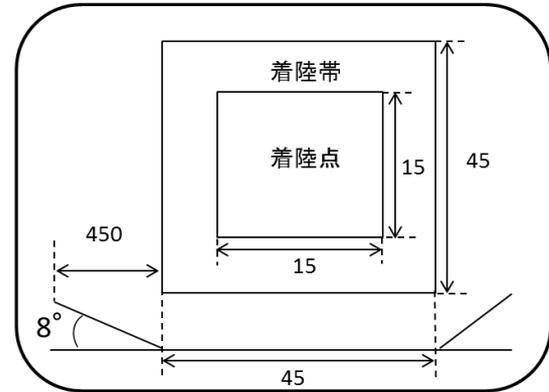
(b-2) 中小型機(UH-1)の場合《応急》



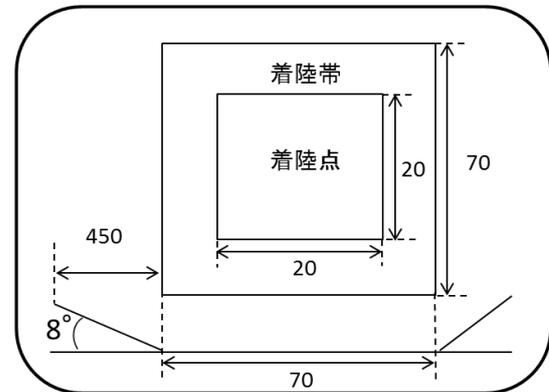
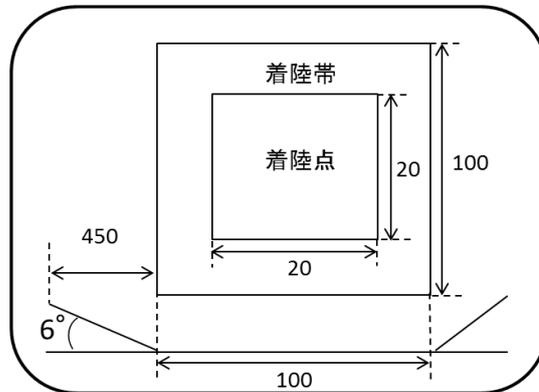
(c-1) 大型機(UH-60J)の場合《標準》



(c-2) 大型機(UH-60J)の場合《応急》



(d-1) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《標準》(d-2) 大型機(CH-47及びV-107)の場合《応急》



※ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備する。

9 医療施設

(1) 災害拠点病院

(出典「愛知県地域防災計画附属資料」)

名 称	種類	所在地	電話番号	医療圏名
藤田保健衛生大学病院	基幹	豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98	(0562) 93-2000	尾張東部
愛知医科大学病院	基幹	長久手市岩作雁又 1-1	(0561) 62-3311	尾張東部
岡崎市民病院	中核	岡崎市高隆寺町五所合 3-1	(0564) 21-8111	西三河南部東
厚生連安城更生病院	中核	安城市安城町東広畔 28	(0566) 75-2111	西三河南部西
刈谷豊田総合病院	中核	刈谷市住吉町 5 - 15	(0566) 21-2450	西三河南部西
西尾市民病院	地域	西尾市熊味町上泡原 6	(0563) 56-3171	西三河南部西

基幹：基幹災害拠点病院、中核：地域中核災害拠点病院、地域：地域災害拠点病院

(2) 救急病院・救急診療所

(出典「愛知県地域防災計画附属資料」)

名 称	種類	所在地	電話番号
西尾市民病院	病院	西尾市熊味町上泡原 6	(0563) 56-3171
医療法人秀麗会 山尾病院	病院	西尾市桜木町 5 丁目 14	(0563) 56-8511
医療法人田中会 西尾病院	病院	西尾市和泉町 22	(0563) 57-5138
医療法人社団福祉会 高須病院	病院	西尾市一色町赤羽上郷中 113-1	(0563) 72-1701

(3) 被ばく医療機関

(出典「愛知県地域防災計画附属資料」)

区 分	名 称	所在地	電話番号	
東日本ブロック (静岡県)	二次	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111
	初期	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ浦 1-1	0537-21-5555
西日本ブロック (福井県)	二次	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3	0776-61-3111
	初期	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-1	0770-25-1600

(4) 感染症指定医療機関及び指定病床数

(出典「愛知県地域防災計画附属資料」)

ア 第一種感染症指定医療機関

名 称	所在地	電話番号	指定病床数
名古屋第二赤十字病院	名古屋市昭和区妙見町 2-9	(052) 832-1121	2

イ 第二種感染症指定医療機関

名 称	所在地	電話番号	指定病床数
名古屋市立東部医療センター	名古屋市千種区若水 1-2-23	(052) 721-7171	10
厚生連海南病院	弥富市前ヶ須町南本田 396	(0567) 65-2511	6
公立陶生病院	瀬戸市西追分町 160	(0561) 82-5101	6
一宮市立市民病院	一宮市文京 2-2-22	(0586) 71-1911	6
春日井市民病院	春日井市鷹来町 1-1-1	(0568) 57-0057	6
厚生連知多厚生病院	知多郡美浜町大字河和字西谷 81-6	(0569) 82-0395	6

名 称	所在地	電話番号	指定病床数
厚生連豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原 500-1	(0565) 43-5000	6
愛知県がんセンター愛知病院	岡崎市欠町字栗宿 18	(0564) 21-6251	6
刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町 5 - 15	(0566) 21-2450	6
豊橋市民病院	豊橋市青竹町字八間西 50	(0532) 33-6111	10
計	10箇所	—	68

10 衛生施設

(1) 火葬場施設

事業主体名	名 称	所 在 地	電 話 番 号	炉数
西尾市	斎場やすらぎ苑	西尾市吉良町宮迫檜木 15	35-2233	7

(2) ごみ処理施設

事業主体名	名 称	所 在 地	処 理 能 力
西尾市	平原地区一般廃棄物最終処分場	平原町花籠 60-1 TEL (0563) 52-2106	
	一色地区一般廃棄物最終処分場	一色町細川四ノ割 1 TEL (0563) 72-2924	
	佐久島地区一般廃棄物最終処分場	一色町佐久島後口 79	
	吉良地区一般廃棄物最終処分場	吉良町饗庭二本松 1 TEL (0563) 32-3636	
	幡豆地区一般廃棄物最終処分場	鳥羽町笹頭 49-1	
	西尾市クリーンセンター	吉良町岡山大岩山 65 TEL (0563) 34-8112	ごみ焼却施設 65t/24H×3炉 リサイクル施設 50t/5H 廃プラスチック 減容処理施設 8.1t/5H

(3) し尿処理施設

事業主体名	名 称	所 在 地	電話番号	処理能力 (kl/日)
西尾市	西尾市浄化センター	長縄町井ノ元 60	(0563) 56-3756	154

(4) 死亡獣畜処理施設

所在地	設置者氏名	管轄保健所名
あま市西今宿字平割四 72～79	愛知化製事業協業組合	津島保健所
豊橋市大岩町字大穴 104-1	有限会社金子あらかや商店	豊橋市保健所
豊橋市大岩町字大穴 100-2	株式会社豊橋レンダリング	豊橋市保健所

第7 災害協定・覚書等

災害種別番号	災害種別
①	消防・救急
②	上水道関連
③	医療・医薬品
④	廃棄物
⑤	応急・復旧相互応援
⑥	被災者への情報提供
⑦	避難所等の提供
⑧	食料品の供給
⑨	飲料水の供給
⑩	避難所等への物資供給
⑪	物資運搬車両の提供・避難者の移送等
⑫	し尿・ゴミ運搬
⑬	施設の利用
⑭	葬祭業務の協力
⑮	LP ガスの供給
⑯	建設資機材、労務の提供
⑰	井戸水の提供
⑱	災害時の情報・伝達
⑲	災害時相互応援（親善市町）
⑳	災害時相互応援（近隣市）
㉑	登記関係相談所開設
㉒	防災ヘリコプター支援
㉓	ボランティア支援本部の開設
㉔	徒歩帰宅支援関連
㉕	リエゾンの派遣
㉖	船舶を用いた協力
㉗	福祉避難所の開設
㉘	避難誘導看板の設置
㉙	応急危険度判定の協力
㉚	地図製品の提供
㉛	石油類等の燃料確保
㉜	物資集積拠点の提供
㉝	要配慮者施設の提供
㉞	庁舎等の一時使用

災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容
① 消防・救急	西三河地区消防相互応援協定書	西三河地区の消防機関	S43.5.1 (H19.4.1)	消防業務、救急業務の応援
	西三河地区消防相互応援協定書に基づく救急業務の応援についての覚書	西三河地区の消防機関	S43.5.1 (H17.4.1)	救急業務の応援
	三河湾離島消防応援協定書	南知多町	S46.8.25 (H23.4.1)	消防団における佐久島・日間賀島・篠島への応援
	消防相互応援協定書	蒲郡市	S51.9.30 (H23.4.1)	消防業務、救急業務の応援
	愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県内の市町村 広域連合及び一部事務組合	H15.4.1	消防応援隊の派遣
	臨時防災ヘリポート用地の使用承諾証	(株)デンソー善明製作所	H16.10.1	施設の利用
	消防協力隊の災害応急活動に関する協定書	(株)デンソー西尾製作所・善明製作所	H19.12.1	事業所周辺地域における消火、救急及び救助活動
		アイシン精機(株)西尾工場		
アイシン・エアアイ(株)		H24.11.5		
アイシン高丘(株)吉良工場				
災害時における消防用水及び生活用水等の確保に関する協定書	西三河生コンクリート協同組合	H29.12.26	消防用水及び生活用水供給協力	
② 上水道関連	災害時等における県営水道テレメータ施設使用に関する協定書	愛知県公営企業管理者	S52.3.15	県営水道施設の使用
	水道災害相互応援に関する覚書	愛知県内の上水道事業者	S53.3.29 (H16.7.30)	応急給水作業、応急復旧作業、資機材の供出、工事業者のあっせん
	緊急連絡管に関する協定書	岡崎市	S54.	飲料水の相互融通
		安城市	S58.4.12	
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部	H20.2.7	水道施設の復旧	
③ 医療・医薬品	災害時の医療救助に関する協定書	(一社)西尾市医師会	H7.6.30 (H28.4.25)	医療救護班の派遣等
	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書	西尾市薬剤師会	H22.8.16	医薬品等の提供
	災害時の歯科医療救護に関する協定書	一般社団法人西尾市歯科医師会	H24.7.9 (H25.4.1)	歯科医療
④ 物廃棄	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る災害相互応援に関する協定書	愛知県内の市町村一部事務組合及び下水道管理者	H8.3.12 (H26.1.1)	一般廃棄物の処理
⑤ 応急・復旧相互応援	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	北海道砂川市	H8.4.1 (H24.3.1) (H25.4.1)	応急対策、復旧対策の相互応援
		岩手県一関市		
		茨城県笠間市		
		茨城県桜川市		
		栃木県大田原市		
		群馬県藤岡市		
		東京都千代田区		
		東京都港区		

災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容
⑤ 応急・復旧相互応援	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	東京都新宿区	H8. 4. 1 (H24. 3. 1) (H25. 4. 1)	応急対策、復旧対策の相互応援
		東京都墨田区		
		新潟県新発田市		
		長野県諏訪市		
		滋賀県大津市		
		滋賀県野洲市		
		兵庫県相生市		
		兵庫県豊岡市		
		兵庫県赤穂市		
		兵庫県加西市		
		兵庫県篠山市		
		兵庫県加東市		
		広島県三次市		
		熊本県山鹿市		
災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書	西尾市建設業災害防止協会	H16. 3. 15 (H23. 4. 1)	応急復旧工事、応急対策工事の協力	
	西尾造園協会	H18. 4. 18 (H22. 6. 8)		
	愛知県東部電気工事協力会刈谷支部西尾地区	H18. 8. 1 (H25. 6. 11)		
防災協定書	日耕機電株式会社	H26. 4. 1	排水機場の巡視、応急工事の実施	
	鍛冶賢工業株式会社	H27. 1. 14		
災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書	三治植木園	H28. 4. 1	応急復旧工事、応急対策工事の協力	
災害発生時における復旧活動拠点(ライフライン復旧用地)に係る承諾書	ゆうひが丘駐車場組合 あさひが丘駐車場組合 小見行組	H28. 5. 20	復旧用地の提供	
災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書	中部電力株式会社西尾営業所	H28. 7. 1	災害復旧用オープンスペースの提供(ゆうひが丘駐車場)	
西尾市と一般社団法人西尾青年会議所との大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人西尾青年会議所	H29. 11. 17	情報の提供、支援物資の提供、被災者支援活動(人的支援)	
災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書	中部電力株式会社西尾営業所	H30. 3. 1	災害復旧用オープンスペースの提供(総合体育館第2駐車場)	
の⑥ 情報被災者 提供へ	災害時における支援協力に関する協定書	西尾郵便局 西尾米津郵便局	H10. 8. 24 (H30. 3. 14)	被災者の情報提供、道路等の損傷状況の情報提供、車両の提供、広報活動等
⑦ 避難所等の提供	大規模地震災害発生時における支援協力に関する覚書	吉良ゴルフ(株)	H15. 10. 1 (H29. 7. 27)	避難場所の提供、トイレ・風呂等の施設の利用、軽食の提供等
	水害時における避難所としての施設使用に関する協定書	(株)デンソー	H15. 10. 16	避難所の提供
		アイシン・エーアイ(株)		
	宮崎地区宿泊施設との災害時における応急対策に関する協定書	吉良温泉観光組合	H15. 10. 31 (H30. 1. 19)	帰宅困難者の輸送、宿泊、宿泊客の応急救護等
		吉良温泉旅館組合		
愛知県立鶴城丘高等学校に開設する避難所に係る覚書	県立鶴城丘高等学校	H18. 2. 3 (H23. 4. 1) (H30. 2. 1)	避難所としての指定	
愛知県立西尾高等学校に開設する避難所に係る覚書	県立西尾高等学校	H18. 2. 14 (H23. 4. 1) (H30. 2. 1)	避難所としての指定	

災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容
⑦ 避難所等の提供	西尾市浄化センター管理棟の利用に関する覚書	社会福祉法人 くるみ会 ながなわ	H26.9.18	災害時一時避難場所としての利用
	大規模地震災害時における支援活動に関する協定書	株式会社デンソー西尾製作所	H27.4.27	情報の提供、水、食料及び資機材の事前保管、施設等の一時的な使用、輸送手段の一時的活用
		株式会社デンソー善明製作所		
	大規模地震災害時における支援活動に関する協定書	アイシン精機(株)西尾工場	H27.9.1	情報の提供、水、食料及び資機材の事前保管、施設等の一時的な使用
	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社オティックスホールディングス	H28.8.9	施設等の一時的な利用及び情報共有
	大規模地震災害時における支援活動に関する協定書	アイシン機工株式会社	H29.3.16	情報の提供、水、食料及び資機材の事前保管、施設等の一時的な使用、輸送手段の一時的活用
	災害時における施設等の使用に関する協定書	伊文保育園 福地北部保育園 中畑保育園	H30.2.26	指定緊急避難場所及び指定避難所としての利用
	災害支援協力に関する協定書	生活協同組合コープあいち	H30.4.13	・食料等生活物資の提供 ・津波一時待避所としての利用(コープあいち西尾センター)及び避難者への食料の提供 ・物資集積拠点としての施設利用 ・防災啓発活動、防災訓練などへの参加
	津波災害時における一時待避所の使用に関する覚書	高須病院	H24.1.12	
		県立一色高等学校	H24.1.13	
		雇用促進住宅 治明宿舎	H24.1.10	
		県営開正住宅	H24.1.25	
		(株)オカセイ	H24.1.12	
		イケダヤ製菓(株) 第2工場	H24.1.12	
		毎味水産(株)	H24.1.11	
吉良観光ホテル		H24.1.24		
竜宮ホテル		H24.1.18		
矢作川浄化センター		H27.3.11		
株式会社 渡辺製作所		H27.5.8		
医療法人 深見十全会		H27.5.8		
株式会社 高須組		H28.2.26		
榊原工業株式会社	H28.7.21			
コープあいち西尾センター	H30.4.13			
津波一時待避所使用承諾書	矢作川浄化センター 管理本館	H24.7.24 (H27.3.11)	緊急一時待避施設の指定	

災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容	
⑧ 食料品の供給	災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書	矢田平パン(株)	H16. 1. 16	食料品等の供給	
		有限会社三和パン	H16. 1. 20		
		キングパン協業組合	H16. 1. 21		
		(株)ヤマナカ	H16. 3. 3		
		マックスバリュ東海(株)	H16. 4. 30		
		(株)ドミー	H16. 5. 21		
	災害時における米穀の供給協力に関する協定書	西尾米穀商組合	H16. 1. 21	米穀の供給及び搬出	
	災害時における米穀の供給協力に関する協定書	一色町米穀商小売組合	H19. 10. 3	米穀の供給	
	災害時における支援協力に関する協定書	吉良平成会	H19. 11. 26	食料、飲料水、生活必需品、資器材等の供給、その他の人的・技術的支援	
	災害支援協力に関する協定書	生活協同組合 コープあいち	H24. 5. 25	食料品等供給など	
⑨ 飲料水の供給	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	(有)いわもと	H16. 1. 20	飲料水の供給	
		(有)明治牛乳西尾販売所	H16. 1. 22		
		(有)西尾ミルクセンター杉商	H16. 1. 26		
		(株)マルセン商事	H16. 1. 30		
災害時における飲料の供給協力に関する協定書		明治牛乳一色販売店	H19. 9. 3	飲料の供給、搬出	
		名古屋牛乳一色販売店			
大規模災害時における支援活動に関する協定		大塚製薬株式会社	H30. 3. 23	情報の共有 飲料水・食料等の無償提供	
⑩ 物資の供給	災害時における簡易トイレ等の供給協力に関する協定書	(株)三河機工	H16. 2. 27	簡易トイレの供給	
	災害時における応急対策資機材の貸借に関する協定書	レンテック大敬(株) 幸田営業所	H24. 7. 30	資機材の貸借（仮設トイレ、建設機械等）	
	災害時におけるダンボール製品等の供給に関する協定書	株式会社鈴木紙器	H29. 6. 2	災害時におけるダンボール製品等の供給	
	災害時における物資供給に関する協定	NP0法人コメリ災害対策センター	H30. 3. 23	情報の共有 調達可能な物資の供給	
	災害時における生活必需品の供給協力に関する協定書		ユニー株式会社アピタ西尾店	H30. 4. 20	生活必需品の供給
			DCMカーマ（DCMホールディングス(株)）	H16. 4. 6	
大規模災害時における物資供給に関する協定書		株式会社サリューズ	H31. 3. 19	物資の供給・運搬・設置協力	
⑪ 者の物資運搬車両の提供・避難	災害時における物資運搬車両の提供協力に関する協定書	西尾トラック事業協同組合	H16. 1. 26	物資運搬車両の提供	
		愛知県トラック協会西三支部西尾部会	H16. 1. 28		
	大規模災害時における支援活動に関する協定書		太陽建機レンタル株式会社西尾支店	H29. 11. 21	情報の提供、建設用重機の提供、輸送車両の提供、搬送の協力
	災害時における避難者等の移送に関する協定書		愛知県タクシー協会 刈谷碧南支部	H30. 5. 28	・避難者の移送 ・ボランティアの移送 ・災害応急対策に必要な要員の移送 ・その他車両による支援業務

災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容
⑫ し尿・ゴミ運搬	災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書	西尾衛生社	H16. 1. 28	し尿の収集、運搬業務
		(株)エヌジェイエス		
		(有)平坂浄化槽維持管理センター	H16. 3. 30	
	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	享栄建設工業(株)	H22. 12. 15	災害廃棄物の処理等
	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	H26. 7. 28	廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、処分等
	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	西尾市衛生事業協同組合	H28. 10. 27	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別等
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	有限会社コスモエコサービス	H28. 12. 5	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別等	
⑬ 施設の利用	災害時における施設の使用に関する覚書	県立西尾東高等学校	H16. 1. 30 (H28. 11. 18)	施設の利用
	災害時における支援活動に関する協定	西三河農業協同組合 株式会社エーコープあいち	H30. 3. 2	【西三河農業協同組合】 事務センター敷地内での物資保管 施設等の一時利用 【株式会社エーコープあいち】 物資の供給 店舗駐車場の利用
⑭ 葬祭業務の協力	災害時における葬祭業務の協力に関する協定書	合資会社澤村	H16. 2. 9	葬祭業務の協力
		文十冠婚葬祭(株)	H16. 2. 10	
	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	愛知県内の市町村一部事務組合	H18. 3. 30	火葬業務の相互応援
災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書	社団法人 全国霊柩自動車協会	H22. 10. 14	遺体の搬送	
⑮ のL供給ガス	災害時におけるL Pガス等の供給協力に関する協定書	社団法人愛知県エルピーガス協会 西三河支部南分会西尾地区会	H16. 3. 1	L Pガス等の供給
⑯ 建設資機材、労務の提供	災害時における地域応援に関する協定書	(株)梅田組	H16. 4. 1	建設資機材、労務の提供、応急復旧対策の実施
		鈴木建設(株)		
(株)鈴木水道				
山岡建設(株)				
(株)深谷工務所				
(株)木下組				
(株)吉見建設				
(有)スギエンジニアリング				
庭長				
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	西尾市建設業災害防止協会	H30. 2. 27	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別等	

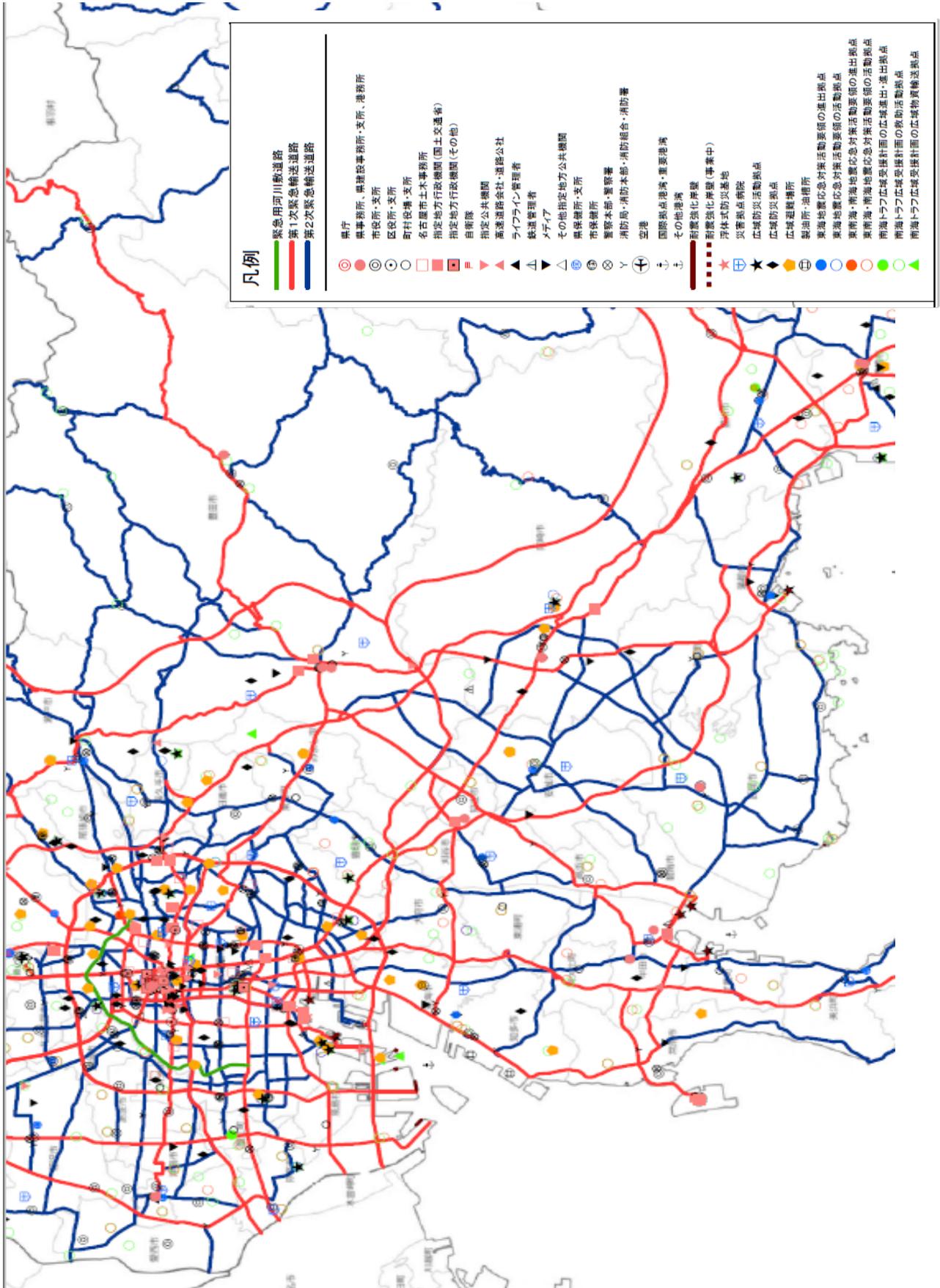
災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容
⑰ 井戸水の提供	災害時における生活用水の供給に関する協定書	(株)磯谷組	H17.5.16	井戸水の提供
		(株)稲垣工業	H17.5.16	
		石川農機(株)	H17.5.17	
		アイシン・エーアイ(株)	H17.5.20	
		東洋タイヤコード(株)	H17.5.23	
		(株)杉浦製作所	H17.5.23	
		ヒオキ産業(株)	H17.5.23	
		(株)オティックス	H17.5.31	
		(株)オティックス西尾		
		アイシン精機(株)西尾工場	H17.9.1	
⑱ 災害時の情報・伝達	アマチュア無線の非常通信業務等応援協定書	吉良町防災HAMクラブ	H17.6.1	情報収集・伝達
	災害時の放送に関する協定書	(株)キャッチネットワーク	H15.12.1 (H18.2.1) (H24.12.1) (H26.4.1)	災害時の放送
		(株)エフエムキャッチ		
	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー(株)	H25.8.15	キャッシュサイトによるHPのアクセス不可軽減、避難所等・避難勧告等の情報提供
	災害時における情報収集等支援活動協力に関する協定書	PM・パラ・くるう・ピエロ	H27.3.10	災害時におけるパラモーターによる空からの情報収集・物品輸送等
	災害時における情報収集等の協力に関する協定書	株式会社モーション・ビジュアル・ジャパン	H28.7.22	マルチコプターによる情報収集・映像伝送
災害時における情報収集等支援活動協力に関する協定書	BC・AMUSE	H28.8.1	災害時におけるバイクによる情報収集・物品輸送等	
⑲ 災害時相互応援(親善市町)	西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定	恵那市	H18.8.20	食料、飲料水、資機材、車両、医薬品等の提供、職員の派遣、施設の提供、ボランティアのあっせん
		越前町		
	愛知県西尾市及び山形県米沢市大規模災害時相互応援協定	山形県米沢市	H25.6.28	応急対策、復旧対策の相互応援
	災害時相互応援に関する協定	茨城県日立市 栃木県小山市 埼玉県新座市 愛知県豊川市 東京都東村山市 愛知県安城市	H28.3.18 (H30.6.1) (H30.11.1)	応急対策、復旧対策の相互応援
災害時相互応援協定書	長野県朝日村	H30.8.1	食料、飲料水、生活必需品、資機材、車両等の提供、職員の派遣	

災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容
⑩ 災害時相互応援(近隣市)	西三河災害時相互応援協定	岡崎市	H25. 7. 3	応急対策、復旧対策の相互応援
		碧南市		
刈谷市				
豊田市				
安城市				
知立市				
高浜市				
みよし市				
幸田町				
防災対応力強化のための連携・強力に関する覚書	名古屋大学減災連携研究センター	岡崎市	H26. 12. 26	災害対策の強化に資する連携、SIP実施
		碧南市		
		刈谷市		
		豊田市		
		安城市		
		知立市		
		高浜市		
		みよし市		
		幸田町		
相談登録所開設係	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H19. 7. 2	公共施設等の被災状況調査、筆界点情報の収集・復元、登記・境界関係の相談所の開設等
プロタ防炎ヘリコプター支援	愛知県防災ヘリコプター支援協定書	愛知県内の市町村広域連合及び一部事務組合	H19. 8. 1	防災ヘリコプターの支援
開設支援ボランティア本部の	西尾市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人西尾市社会福祉協議会	H22. 3. 23	ボランティア支援本部の開設、運営
連宅支徒歩関	災害時における徒歩帰宅支援に関する協定書	(株)日本メカトロニクス	H23. 5. 9	徒歩帰宅支援
ン⑤のリエ遣	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 7. 12	現地情報連絡員(リエゾン)派遣
⑥ 船舶を用いた協力	災害時における船舶を用いた活動の協力に関する協定書	西三河漁業協同組合	H24. 9. 14	船舶を用いた活動協力
		衣崎漁業協同組合		
		吉田漁業協同組合	H24. 9. 18	
		幡豆漁業協同組合		
		東幡豆漁業協同組合		

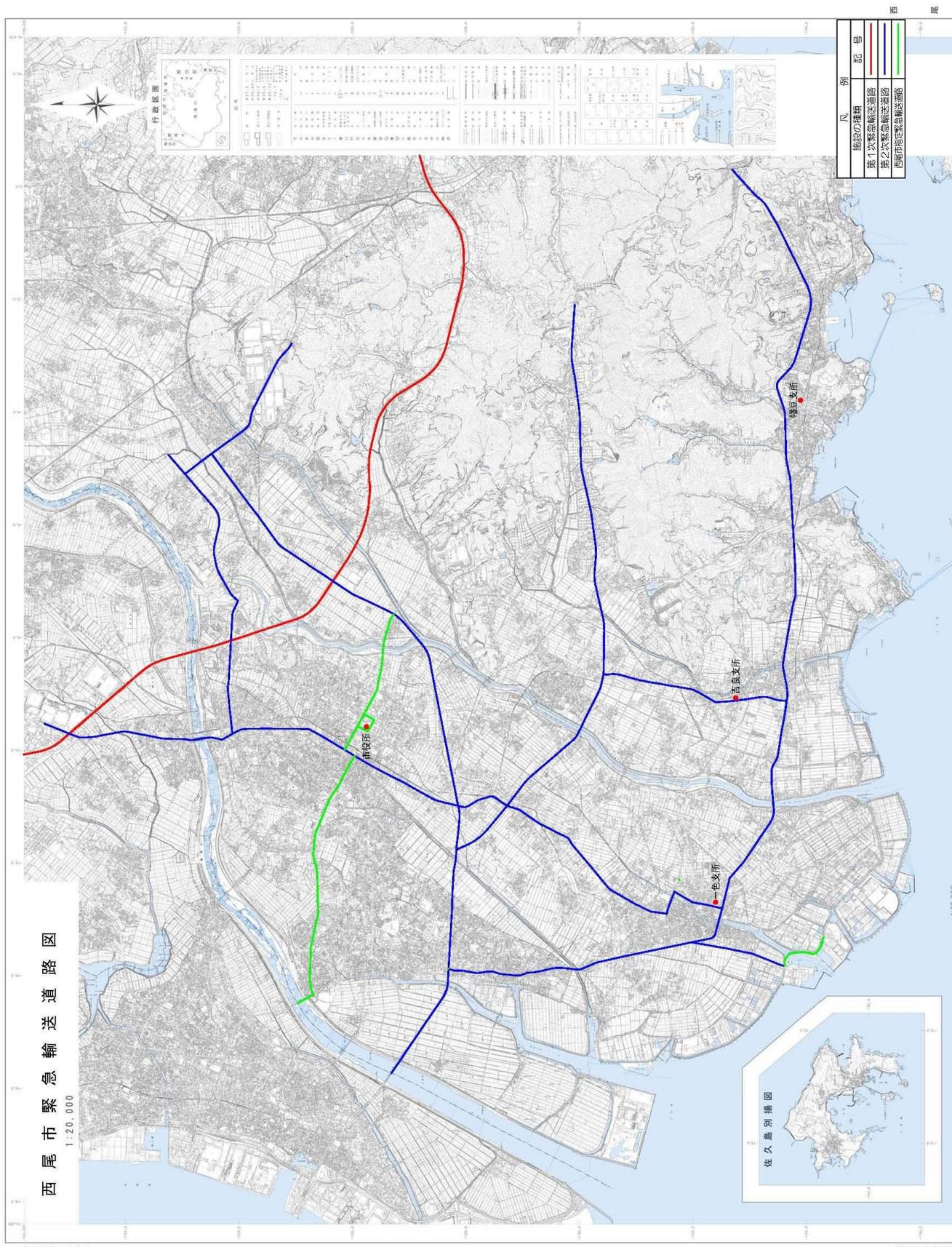
災害種別	協定名	協定先	締結(改定)年月日	協定の主な内容
⑦ 福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	医療法人 田中会	H25. 4. 3	福祉避難所の開設、運営
		医療法人 秀麗会		
		社会福祉法人 せんねん村		
		医療法人 仁医会		
		社会福祉法人 愛知県厚生事業団		
		医療法人 米津会		
		社会福祉法人 歩々の会		
		社会福祉法人 誠正会		
		㈱ふじケアサポート		
		特定非営利活動法人 ふれあいサポート		
福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	㈱福寿会	H25. 4. 3	福祉避難所の開設、運営
		医療法人 社団福祉会		
		医療法人 深見十全会		
		社会福祉法人 くるみ会	H25. 4. 3 (H25. 7. 1)	
		社会福祉法人 幡豆福祉会		
置 ⑧ 避難誘導看板の設	避難誘導案内板の設置及び維持管理事業に関する協定書	特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター	H25. 7. 18	避難誘導案内板の設置・維持管理
		中電興業株式会社岡崎支社	H26. 1. 29	避難場所案内看板の設置
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	テルウェル西日本株式会社東海支店			
判 ⑨ 応急危険度判定	西尾市地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書	公益社団法人愛知建築士会西尾支部	H26. 3. 19	応急危険度判定の協力
		公益社団法人愛知県建築士事務所協会西尾支部		
品 ⑩ 地図の提供	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H26. 12. 12	地図製品等の提供
確 ⑪ 石油類等の燃料	災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定	愛知県石油商業組合	H27. 3. 31	災害時における緊急車両等のための石油類燃料の確保
	災害時における石油類燃料の供給協力に関する協定書	愛知県石油商業組合西尾地区	H28. 3. 23	石油類燃料の供給、運搬協力
の ⑫ 物資集積拠点	災害時における物資集積拠点に関する協定書	愛知県中央青果株式会社	H29. 8. 10	物資集積拠点の提供
	災害時における物資集積拠点に関する協定書	カリツー株式会社、小松運輸株式会社、サンエイ株式会社、株式会社デンソー	H29. 11. 1	物資集積拠点の提供
提者 ⑬ 施設配の慮	災害時における施設の使用に関する覚書	県立一色高等学校	H30. 3. 15	要配慮者利用施設としての利用
時等 ⑭ 使用一舎	東海地震等の大規模地震の警戒警備に伴い西尾市役所本庁舎（3支所）及び会議棟の一時使用に関する覚書	西尾警察署	H25. 9. 26	警戒警備のための本庁舎（3支所）及び会議棟の一時使用

第8 交通関係

1 愛知県緊急輸送道路図



2 西尾市緊急輸送道路図



4 大震災発生時の交通規制計画

(1) 緊急交通路の指定

南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した際に、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、緊急交通路として確保する具体的な路線を定め、発災時にはこれらの路線について交通規制を実施する。

(2) 交通検問所等の設置

緊急交通路として交通規制を実施する路線において、緊急通行車両又は規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止・制限するため、交通検問所等を設置する。

交通検問所等は、その活動内容に応じ次のように区分される。

○ 交付検問所

緊急通行車両等と一般車両を選別し、緊急通行車両等は通行させるが、一般車両は通行禁止とし、標章の交付申請（事前届出車両を含む。）があった場合に標章を交付する検問所

○ 選別検問所

緊急通行車両等と一般車両を選別し、緊急通行車両等は通行させるが、一般車両は通行禁止とし、原則として標章の交付事務は実施しない検問所

(3) 交通規制対象路線

ア 最優先路線

路線名・路線番号	起 点	終 点	距離 (Km)
東名・名神高速道路	豊川 I C (静岡県境)	一宮 I C (岐阜県境)	106.4
(国) 1号	豊橋市東細谷町 (静岡県境)	弥富市五明町 (三重県境)	93.7
(国) 23号	豊橋市東細谷町 (豊橋東)	弥富市富島 1 (三重県境)	110.6

イ 優先路線

路線名・路線番号	起 点	終 点	距離 (Km)
(国) 247号	熱田区伝馬 1 (熱田神宮南交差点)	豊川市小坂井町 (宮下交差点)	43.8
(国) 248号	額田郡幸田町深溝 (深溝交差点)	瀬戸市下半田川町 (岐阜県境)	38.3

ウ 重点路線

路線名・路線番号	起 点	終 点	距離 (Km)
(主) 豊田一色線 12	豊田市大林町 (永覚新町交差点)	西尾市熱池町 (熱池町交差点)	17.6
(主) 西尾幸田線 41	西尾市寺津町 (寺津大明神交差点)	西尾市吉良町 (六石目交差点)	6.4
(主) 西尾吉良線 42	西尾市吉良町 (六石目交差点)	西尾市吉良町 (吉田交差点)	3.3
(主) 岡崎碧南線 43	西尾市熊味町 (熊味町西交差点)	西尾市道光寺町 (道光寺町南交差点)	0.4
(県) 幸田石井線 292	額田郡幸田町 (菅田交差点)	西尾市東浅井町 (東浅井町交差点)	5.6
(県) 桜井岡崎線 293	岡崎市六名 1 (六名 1丁目交差点)	岡崎市下青野町 (奥屋敷交差点)	4.5
(県) 熊味岡崎線 479	岡崎市下青野町 (奥屋敷交差点)	西尾市志龍谷 (志龍谷交差点)	4.8

第9 条例・要綱等

1 西尾市防災会議条例

昭和37年12月24日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、西尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西尾市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員45人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は再任されることができる。
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年3月28日条例第13号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第21号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第28号) この条例は、公布の日から施行する。

2 西尾市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市防災会議条例（昭和37年西尾市条例第29号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、西尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故あるときは、条例第3条第4項の委員がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(異動等の報告)

第4条 条例第3条第5項第1号から第3号及び第7号の委員に異動等があつた場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 西尾市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を危機管理局危機管理課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記を置く。
- 3 事務局長は、危機管理局危機管理課長をもつて充てる。
- 4 書記は危機管理局危機管理課の職員のうちから市長が指名する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、昭和38年5月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 西尾市災害対策本部条例

昭和37年12月24日
条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき西尾市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 西尾市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市災害対策本部条例（昭和37年西尾市条例第31号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、西尾市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 市長は、市の地域において災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、西尾市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定めるところにより、本部を設置する。

2 本部は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、廃止する。

(組織及び分掌事務)

第3条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 本部各部の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(災害対策副本部長)

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を助け本部長に事故があるときは、副市長の順位により、その職務を代理する。

(災害対策本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(部長等)

第6条 部に部長を、班に班長及び班員を置く。

2 部長及び班長は、別表第2の部長及び班長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班員は、別表第1において、班を構成する課かいに属する職員をもって充てる。

4 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(災害対策本部員会議)

第7条 本部長は、災害応急対策及び災害復旧対策（以下「災害対策」という。）についての重要な指示又は総合調整を行うため必要があるときは、災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に防災関係機関の出席を求めることができる。

4 本部員会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、基本方針を決定する。

- (1) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 避難のための立退きの勧告及び避難のための立退きの指示に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (5) 政府機関、公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- (7) 交通規制に関すること。
- (8) 労務計画に関すること。
- (9) 配車等の輸送計画に関すること。
- (10) その他災害対策の重要事項に関すること。

(非常配備体制)

第8条 本部の各組織は、別表第4に定める基準に基づき、非常配備体制を整備し、災害応急対策の協力及び円滑な実施並びに職員の合理的配置を図るものとする。

(指定避難場所等の開設及び閉鎖)

第9条 本部長は、大規模地震により市の区域内において甚大な被害が発生した場合は、防災計画に定めるところにより、指定避難場所、指定避難所及び福祉避難所（以下「避難所」という。）を開設する。

2 避難所は、別表第5のとおりとする。

3 避難所は、地域の災害応急対策が概ね完了したと認めるときその他避難所を設置しておく必要がないと認めるときは、当該地域の状況に応じて、一部又は全部の避難所を閉鎖する。

(避難所配置職員)

第10条 市長は、避難所配置職員として職員のうちから避難所ごとに班長、副班長及び班員を選任する。

(班長等)

第11条 避難所に班長、副班長及び班員を置く。

2 班長は、本部長の命を受け、避難所の業務を掌理し所属班員を指揮監督する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(各担当)

第12条 避難所の班長は、次に掲げる担当をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 被害調査担当
- (2) 避難施設及び避難者担当
- (3) 資機材及び物資担当
- (4) 臨時救護担当（救護所を受け持つ避難所のみ）
- (5) 広報及び連絡調整担当
- (6) 通信担当者

(業務)

第13条 避難所の分担業務は、別表第2の避難所配置職員欄のとおりとする。

(緊急時における避難所の班長の権限)

第14条 避難所の班長は、緊急時において特に必要があると認めるときは、本部長の命令を待つことなく、次に掲げる業務を自らの判断で実施することができる。

- (1) 初期における自主防災組織及び避難施設管理者等との調整に関すること。
- (2) その他緊急対応に関すること。

2 前項の規定により、避難所の班長が実施した業務は、本部長が実施したものとみなす。

3 第1項の規定により、避難所の班長が実施した業務のうち、重要なものについては、当該業務の実施後、速やかに本部長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

備考

1 本部長不在による指揮者順位

本部長が不在の場合は、副本部長が指揮をとる。

副本部長が不在の場合は、登庁してきた者の内から指揮者を定め、速やかに災害対策本部を設置し、機能できるように配慮する。

副本部長に代って指揮をとる者の順位は、次のとおりとする。

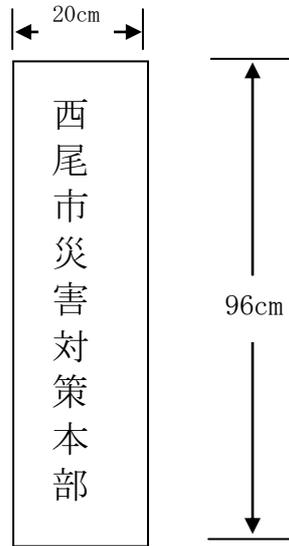
①教育長、②危機管理局長、③消防長

以下、企画部長、総務部長、健康福祉部長、子ども部長の順とする。

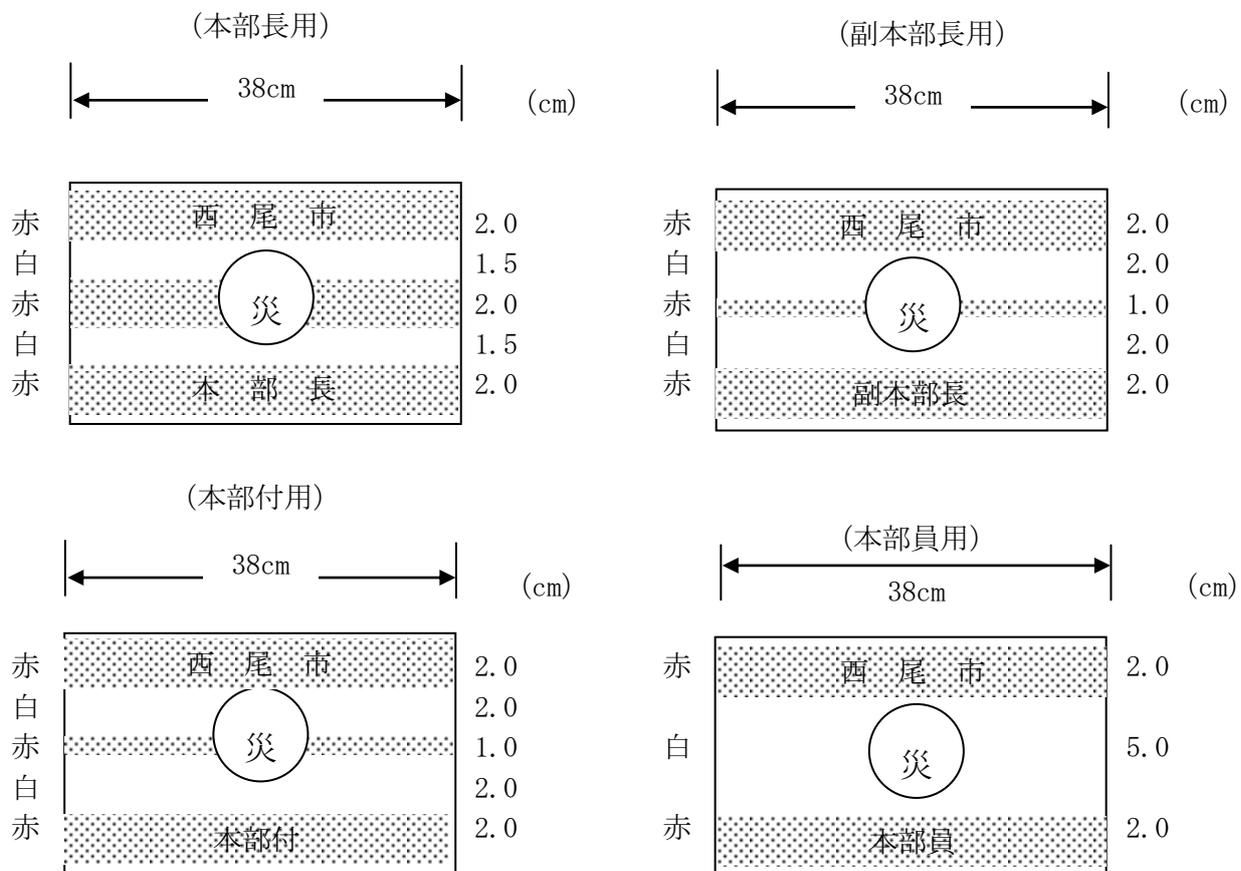
別表省略

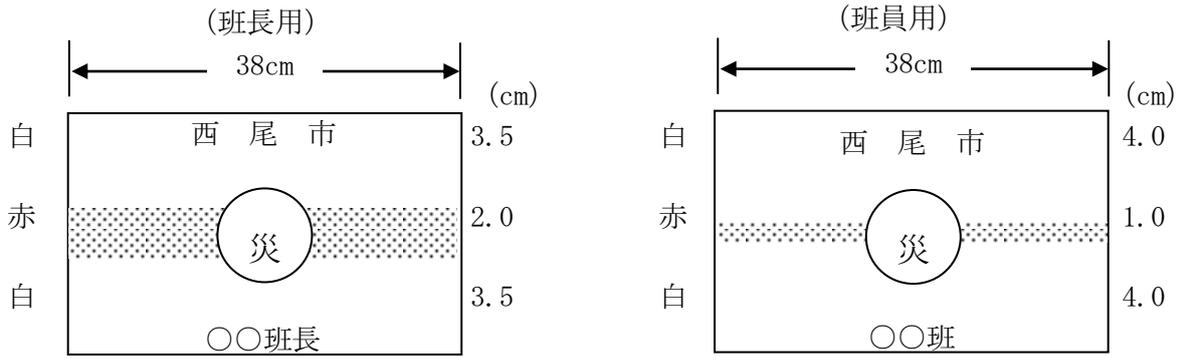
5 標章・腕章・標旗の規格

(1) 表示板



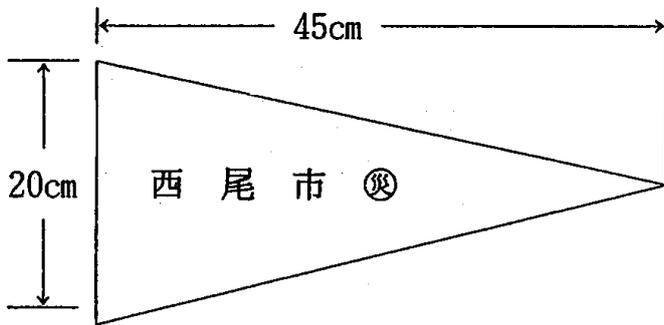
(2) 腕章





文字は黒色、中央のマークは直径 3.5cm とし黒色とする。

3 標旗



(注) 文字は黒色⊗は直径10cm
とし赤色とする。

6 西尾市地震災害警戒本部条例

平成14年6月24日
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、西尾市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長が市の職員のうちから任命する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年西尾市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

防災会議委員

」
を

「

防災会議委員
地震災害警戒本部員

」

に改める。

7 西尾市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市地震災害警戒本部条例（平成14年西尾市条例第14号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、西尾市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 市長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条の規定による警戒宣言が発令されたときは、本部を設置する。

2 本部は、西尾市役所庁舎内に置く。

3 本部は、警戒宣言に係る大規模地震が発生し西尾市災害対策本部が設置されたとき又は警戒宣言が解除されたときは、廃止する。

(組織及び分掌事務)

第3条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 本部各部の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(地震災害警戒副本部長)

第4条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け本部長に事故があるときは、副市長の順位により、その職務を代理する。

(地震災害警戒本部員)

第5条 条例第2条第5項に規定する西尾市地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(部長等)

第6条 部に部長を、班に班長及び班員を置く。

2 部長及び班長は、別表第2の部長及び班長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班員は、別表第1において、班を構成する課かいに属する職員をもって充てる。

4 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員の指揮監督をする。

5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員の指揮監督をする。

6 班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(地震災害警戒本部員会議)

第7条 本部長は、警戒宣言発令時の応急対策上の重要な指示又は総合調整を行うため必要があるときは、地震災害警戒本部員会議（以下「本部員会議」という。）を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 条例第2条第5項第1号、第4号及び第5号の本部員がやむを得ない事情により出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 本部長は、必要があるときは本部員会議に防災関係機関の出席を求めることができる。

(地震警戒非常配備体制)

第8条 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたときの配備体制は、西尾市災害対策本部要綱で定めるとおりとし、職員は、注意情報の発表又は警戒宣言の発令を知ったときは、直ちに所属又はあらかじめ定められた場所に参集し、上司の指示を受ける。

(指定避難場所の開設)

第9条 市長は、注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発令され警戒本部を設置したときは、併せて別表第4に掲げる指定避難場所（以下「避難所」という。）を開設する。

(避難所の組織及び運営等)

第10条 避難所の組織及び運営等については、西尾市災害対策本部要綱第10条から第14条までを準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表省略

8 西尾市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 災害予防（第10条—第14条）

第3章 災害応急対策（第15条—第18条）

第4章 復興（第19条）

第5章 応援協力（第20条・第21条）

附則

近年、日本各地では大型台風や集中豪雨などによる被害が頻発しており、県内においても平成12年9月の東海豪雨や平成20年8月末豪雨で甚大な被害を受けている。また、平成26年5月に開催された愛知県防災会議において、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果が発表され、本市の被害は、県内で最も深刻なものになるとの予測がされた。

こうした状況を踏まえ、本市では、頻発する自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災事業を最重要施策として位置付け、ハード面及びソフト面において対策を進めている。

災害から命を守るためには、行政が市民を災害から守る「公助」だけでなく、自らの身は自らが守る「自助」、地域においてお互いが助け合う「共助」が必要不可欠である。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、「津波てんでんこ」の教えにより「自助」を実践し、釜石市内の小中学生が、自らの命を津波から守った。また、平成26年11月に発生した長野県神城断層地震では、白馬村において住宅の全壊、半壊等多数の被害を受けたが、「共助」を実践し、住民による迅速な安否確認と救助活動を行ったことで、奇跡的に死者は皆無であった。これらは、行政のみに頼らず、「自助」及び「共助」を実践した結果であったと言える。

これらの教訓から、市民、自主防災組織、事業者、市及び議会が一体となって災害に立ち向かう強い決意を胸に、それぞれの責務を明確にすることで、相互に連携して協力しあいながら、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害に強いまちづくりを推進するため、市民、自主防災組織及び事業者（以下「市民等」という。）、市並びに議会の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策、復興及び応援協力に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (4) 自主防災組織 市民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を営む法人又は個人をいう。
- (6) 防災関係機関 警察、自衛隊、報道機関、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する指定行政機関、同条第4号に規定する指定地方行政機関、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び公共的団体をいう。

- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等の災害時に特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難行動要支援者 自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

(基本理念)

第3条 市民等、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有しており、次に掲げる理念に基づき、災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

- (1) 自らの身は自らが守る自助の理念
- (2) 地域においてお互いが助け合い、お互いを災害から守る共助の理念
- (3) 市が市民を災害から守る公助の理念

2 市民等、市及び議会は、地域全体で災害対策に取り組む防災協働社会の形成を目指すとともに、過去の災害から得られた知識及び教訓を後世に伝え、今後起こり得る災害に備えるよう努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 法第16条第1項の規定により設置された西尾市防災会議は、法第42条第1項の規定により作成された西尾市地域防災計画を修正する場合、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (2) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (3) 市、自主防災組織又は事業者との災害対策活動における連携及び協力
- (4) 地震による家具等の転倒落下防止
- (5) 飲料水、食料その他の生活必需品の備蓄
- (6) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (7) 災害発生時における家族間の連絡方法及び集合場所の確認
- (8) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (9) 防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得

2 市民は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 自己及び家族の安全確保
- (2) 地域の一員としての市民相互の安全確保
- (3) 市、自主防災組織又は事業者と相互に協力した災害応急対策

(自主防災組織の責務)

第6条 自主防災組織は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練
- (3) 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理

2 自主防災組織は、災害発生時に市民の安全を確保するため、市、市民及び事業者と相互に協力して、災害応急対策に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (2) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (3) 市、市民又は自主防災組織との災害対策活動における連携及び協力
- (4) 地震による機器設備等の転倒落下防止

- (5) 飲料水、食料その他の必要となる物資の備蓄
 - (6) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の従業員及び事業所に来所する者への周知
 - (7) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
 - (8) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得
 - (9) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
- 2 事業者は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- (1) 従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施設及び設備の安全確保
 - (2) 地域の一員としての事業所周辺地域の市民の安全確保
 - (3) 市、市民及び自主防災組織と相互に協力した災害応急対策
(市の責務)

第8条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、平常時から次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 災害対策に関する計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
 - (2) 県、防災関係機関及び市民等と連携した災害対策
 - (3) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
 - (4) 管理する道路施設、河川海岸施設、上下水道施設等の安全確保
 - (5) 市民等に対する防災知識向上のための啓発、施策の推進及び支援
 - (6) 避難者等に必要となる飲料水、食料その他の必要となる物資の備蓄
 - (7) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、啓発及び支援
 - (8) 家具等の転倒落下防止対策の推進及び支援
 - (9) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- 2 市は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- (1) 防災情報の収集及び市民等への情報提供
 - (2) 早期の救難、救助、水防活動、消防活動及び応急措置
 - (3) 業務継続計画に基づく行政機能の継続性の確保
- 3 市は、災害発生後に市民等の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなければならない。
(議会の責務)

第9条 議会は、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常時から市の地域特性を勘案した防災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

- 2 議会は、災害発生時に被災状況を把握するとともに、市民に対する情報発信に努めなければならない。
- 3 議会は、国及び県への働きかけを行い、災害予防、災害応急対策及び復興の推進に努めなければならない。

第2章 災害予防

(災害に強いまちづくりの推進)

第10条 市は、道路、河川、海岸、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進しなければならない。

(自主防災組織及びボランティアに対する支援等)

第11条 市は、自主防災組織の活動に対して、指導的役割を担う人材の育成等必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、災害発生時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、人材の確保及びボランティアの受入体制の整備に努めなければならない。

(防災知識の普及等)

第12条 市は、防災知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災意識の高揚を図らなければならない。

- 2 市は、市民の防災に関する能力向上のため、自主防災組織及び事業者と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めなければならない。

(要配慮者への支援)

第13条 市民等及び市は、災害発生時に備え、要配慮者に配慮した情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

(避難行動要支援者に係る名簿情報の整備)

第14条 市は、法第49条の10第1項の規定に基づき避難行動要支援者の支援を行うために必要な名簿情報を整備し、法第49条の11第2項の規定に基づき、当該情報を自主防災会、町内会、民生委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。

2 前項の規定により、名簿情報の提供を受けたものは、当該名簿情報を適正に管理するとともに、法第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者の支援以外の目的で使用してはならない。

第3章 災害応急対策

(災害応急措置)

第15条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるとともに、市民等に対し、直ちに避難及び被害の状況並びに応急措置等に関する情報を提供するものとする。

(避難対策)

第16条 市は、飲料水、食料その他の避難生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、避難所及び避難場所の確保及び整備に努めるとともに、市民等に避難所、避難場所、避難勧告等の情報を提供するものとする。

3 市は、傷病者に医療を行い、救護するための体制の整備に努めるものとする。

4 市は、避難所で生活する避難者だけでなく、自宅等で避難生活を送る者も支援の対象とするよう努めるものとする。

5 市民は、市及び防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報があったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めるものとする。

6 自主防災組織は、防災に関する活動を行う機関及び団体と相互に連携し、災害時における市民の避難誘導に努めるものとする。

7 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(緊急輸送対策)

第17条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を円滑に実施するため、関係機関と連携し、道路啓開及び車両等の調達に関し対策を講じ、緊急輸送が円滑に行えるよう努めるものとする。

2 市民等は、災害発生時において、自動車の使用を自粛する等緊急輸送が円滑に行われるように協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策)

第18条 市は、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員及び事業所に来所する者の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 復興

第19条 市は、国及び県の策定する復興基本方針を受け、市民等の意見等を反映した復興計画を策定し、市民生活の再建及び安定に努めなければならない。

2 市民等は、市の実施する復興事業の推進に協力するよう努めなければならない。

第5章 応援協力

(協力の要請)

第20条 市は、災害時に他の地方公共団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するよう努めな

ければならない。

(他の被災地に対する支援)

第21条 市は、甚大な被害を受けた他の被災地に対し、市民等の協力を得て、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市民等は、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第10 様式等

1 職員関係

様式1

職員応援要請書

月 日

災害対策本部長あて

部長

動 員 期 間	月 日 ~ 月 日 (日間)
応援の必要な班及び 勤務(従事)場所	班
作 業 内 容	
応援の必要な人数 及び職種	
携 帯 品	
集 合 日 時 ・ 場 所	
そ の 他 参 考 事 項	

2 応援可能職員調べ

様式2

応援可能職員調べ

部

課 名	応援可能職員			現在出勤中職員			備 考
	男	女	計	男	女	計	

3 災害情報報告

様式1

災 害 情 報 報 告 書

		災害情報第 号	
本部長	副本部長	災害対策本部 (危機管理局危機管理課)	
		(決裁欄)	
主管本部員	発(受)信時刻 月 日 時 分	発信者	住所 氏名 電話
		受信者	部 課 氏名
<p>報告内容 発生 部 課長</p> <p>原因</p> <p>次のとおり報告します。</p> <p>被害区域(場所)・被害程度</p> <p>要請事項等</p> <p>応急対策措置状況 職員動員状況</p> <p>その他</p>			
本部会議の指示事項			

裏にメモ書きし、表に記載してください。

様式2

災害応急対策状況報告書

		災害情報第 号 第 報	
本部長	副本部長	災害対策本部 (危機管理局危機管理課)	
		(決裁欄)	
主管本部員	災害発生時間 月 日 時 分	被害報告時間 月 日 時 分	部 課長 次のとおり報告します。
被害区域・被害程度 (概要)			
応急対策の状況 (現場図)			
その他参考事項			

裏にメモ書きし、表に記載してください。

4 県・消防庁報告

〈県への連絡先〉

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務時間内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)	052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助)	(直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)	052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部部局班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5320~5322 (情報部公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部限務会計班)	
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))		052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)		600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防災行政無線(FAX)	600-1510		600-1514		
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線(FAX)	600-4695(宿日直室)			同上	
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					

〈消防庁への連絡先〉

通常時 (平日(祝日、年末・年始除く)9:00~17:00) (消防庁応急対策室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-90-43xxx	9-048-500-90-43xxx
		(43xxxの下3桁は衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537(FAX)	92-9049033(FAX)	9-048-500-90-49033(FAX)

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	92-90-49102	9-048-500-90-49102
03-5253-7553(FAX)	92-90-49036(FAX)	9-048-500-90-49036(FAX)

※無線発信番号(TN:衛星発信特番)

西尾市役所
内線電話からかける場合 78(79)
無線専用電話(PHS)からかける場合 8(9)
無線FAXから送信する場合 8(9)

西尾市消防本部
内線電話 発信不可
無線専用電話(PHS)からかける場合 8(9)
無線FAXから送信する場合 番号不要(9)

様式1 (消防庁第4号様式その1)

(市町村・愛知県用)

第1報

[災害概況即報]

[災害概況即報]		報告日時	
		都道府県	
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
災害名	(第 報)		

災害の概況	発生場所				発生日時	月	日	時	分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)

様 式 2

(市町村用)

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時		年 月 日 時 分						
発 信 場 所												
発 信 機 関				発 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死 者	1	人	河川	橋りょう	31	か所	その他	水産被害	61	千円	
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商工被害	62	千円	
	負傷者	重傷	3		人	越 水	33		か所	その他	63	千円
		軽傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所	被害総額	64	千円
住家被害	全 壊	5	棟	その他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置		
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止		
		7	人		清掃施設	37	か所	避難の勧告・ 指示等の状況	67	地区		
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		68	世帯		
		9	世帯		地すべり	39	か所		69	人		
		10	人		土石流	40	か所	消防職員出動 延人数	70	人		
	一部破損	11	棟		鉄道不通	41	か所	消防団員出動 延人数	71	人		
		12	世帯		被害船舶	42	隻	避難所数	72	か所		
		13	人		水 道	43	戸	避難人数	73	人		
	床上浸水	14	棟		電 話	44	回線	避難人数 (うち自主避難)	74	人		
		15	世帯		電 気	45	戸	避難世帯数	75	世帯		
		16	人		ガ ス	46	戸	避難世帯数 (うち自主避難)	76	世帯		
	床下浸水	17	棟		ブロック塀等	47	か所	被害程度及び応急対策状況（経過）				
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯					
		19	人		り災者数	49	人					
	非住家	公共建物	20		棟	火災発生	建 物	50	件			
		その他	21		棟		危 険 物	51	件			
	その他	田	流失・埋没		22	ha	その他	そ の 他	52	件		
			冠 水		23	ha		公立文教施設	53	千円		
畑		流失・埋没	24	ha	農林水産業施設	54	千円	要 請 事 項				
		冠 水	25	ha	公共土木施設	55	千円					
文教施設		26	か所	その他の公共施設	56	千円						
病 院		27	か所	小 計	57	千円						
道路		損 壊	28	か所	その他	農産被害	58	千円				
		冠 水	29	か所		林産被害	59	千円				
	(うち通行不能)	30	か所	畜産被害		60	千円					

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式3

(市町村用)

人 的 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
受信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別 男 ・ 女 ・ 不明)	
	住 所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式4

(市町村用)

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報告の時点		日時分現在		受信時刻		時分					
発信機関				受信機関							
発信者名				受信者名							
内 容											
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数		実施機関	収容人数の最大値					
			受入	搬送		重傷	軽傷				

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

被害認定基準

(資料:愛知県地域防災計画)

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。

被害区分	認定基準
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
(通行不能)	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港湾 漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
その他 清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック 塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

被害区分		認定基準
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカツコ外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

様式1

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送 信 者	受 信 者	送 受 信 時 間
機 関 名 氏 名	機 関 名 氏 名	
		月 日 時 分
		月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等（該当する番号に○をつけること）
①東海地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑨地震災害警戒本部(災害対策本部)の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
備 考	

(注) 警戒宣言発令後、1時間以内に県(事務所経由)に報告する。

様式2

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送 信 者	受 信 者	送 受 信 時 間
機 関 名 氏 名	機 関 名 氏 名	
		月 日 時 分
		月 日 時 分

避 難 状 況	① 避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
地 震 防 災 応 急 対 策	② 避難の完了	避難場所名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置
	③	東海地震予知情報の到達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急		
	⑤	応急の救護を要するとされる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止、被害の軽減を図るための措置		
		備 考		

(注) 報告時期 様式1による報告後は、本様式により逐次報告するものとする。

- ・①は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後直ちに報告
- ・②は避難に係る措置が終了した後、速やかに報告
- ・③～⑩は、それぞれの措置を実施するために必要な体制を整備したと
- ・その他、経過に応じて逐次報告

5 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣・撤収要請依頼書

愛知県別記様式1

災 害 派 遣 要 請 依 頼 書

西 第 号 年 月 日
愛 知 県 知 事 殿 (災 害 派 遣 要 請 者)
西 尾 市 長
部 隊 等 の 派 遣 要 請 依 頼 書
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を依頼する理由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
4 その他参考となるべき事項 その他の細部については、 において調整する。

記の2に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現とすること。

愛知県別記様式3

災害派遣部隊撤収要請依頼書

西 第 号
年 月 日

愛知県知事 殿
(災害派遣要請者)

西尾市長

災害派遣部隊撤収要請依頼書

災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって
派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。

(2) 災害派遣命令者及び担当窓口

命令者 (連絡窓 口)	陸上自衛隊				海上自衛隊	航空自衛隊	
	第10師団長 (指令部防衛班)	第10特科連隊長 (連隊本部第3科)				横須賀地方総監 (総監部第3幕僚室)	第1輸送航空隊司令 (防衛部)
担当地域	県全域	県東部				県全域	県全域
		(豊田市始め1市1町) 第1大隊	(新城市始め1市2町1村) 第2大隊	(西尾市始め7市4町) 第3大隊	(豊橋市始め4市1町) 第5大隊		
所在地	〒463-8686 名古屋市守山区守山3-12-1	〒442-8602 豊川市穂ノ原1-1				〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地	〒485-0025 小牧市春日寺1丁目1番地
電話番号 (加入電 話)	(052)791-2191 課業時間内: 内線 4235(防衛班) 課業時間外: 内線 4301(当直室) 【衛星電話】 9-023-230-31	(0533)86-3151 課業時間内: 内線 3232(第3科) 課業時間外: 内線 3302(当直室) 【衛星電話】 9-023-240-31				課業時間内: (046)822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: (046)823-1009 (オペレーション) 【衛星電話】 9-012-637-723(第3幕僚室)	(0568)76-2191 課業時間内: 内線 4032(防衛部) 課業時間外: 内線 4017(基地当直) 【衛星電話】 9-023-250-31
愛知県 防災行政 無線	【地上系】 無線発信番号-8230-31 (作戦室) 無線発信番号-8230-32 (当直) 無線発信番号-8230-33 (防衛班) 無線発信番号-8230-11 (FAX) 【衛星系】 衛星発信特番-同上	【地上系】 無線発信番号-8240-31(作戦室) 無線発信番号-8240-32(当直) 無線発信番号-8240-33(第3科) 無線発信番号-8240-11(FAX) 【衛星系】 衛星発信特番-同上					【地上系】 無線発信番号-8250-31(作戦室) 無線発信番号-8250-32(当直) 無線発信番号-8250-11 (FAX) 【衛星系】 衛星発信特番-同上

6 緊急通行車両等届出関係

(1) 緊急通行車両等届出書

平成 年 月 日	
緊急通行車両等届出書	
愛知県知事 殿	
届出者住所 (電話)	
氏 名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 (電話) () 局 番
	氏 名
通行日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
通行経路	出 発 地 目 的 地
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(2) 緊急通行車両等証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
愛知県知事 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	(電話) () 局 番	
	氏名		
通行日時		年 月 日 午前・午後	時から
		年 月 日 午前・午後	時まで
通行経路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(3) 緊急通行車両標章



21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号を並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(4) 緊急通行車両等事前届出書

様式第1

別添1

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 愛知県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印		第 号 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印
番号票に表示 されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
住 所		
出 発 地		
出 発 地		
出 発 地	(注) この事前届出書は2部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

第11 その他

1 本庁舎における割当場所一覧

階数	業務内容	部屋名称
1階	相談窓口等	多目的室
	各班の作業スペース	多目的室
2階	災害対策本部員会議室	21 会議室
	各班の作業スペース	22 会議室
	事務局	危機管理課執務室、防災通信室
3階	罹災台帳作業スペース	31 会議室
	記者待機場所	記者室
4階	記者会見場	41 会議室
5階	警備本部設置場所（西尾警察署）	53 会議室
	TEC-FORCE	会議棟

2 災害救助法による救助の内容等

平成 25 年内閣府告示第 228 号

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>一 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>二 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>三 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>一 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり 320 円以内とする。</p> <p>二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。
	応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<p>一 建設型仮設住宅</p> <p>(一) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することを可能とする。</p> <p>(二) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000 円以内とする。</p> <p>(三) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>(四) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>(五) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回</p>	<p>一 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。</p> <p>二 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>三 建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭</p>

救助の程度及び方法			救助の期間																						
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																							
避難所及び応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅	<p>復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 借上型仮設住宅</p> <p>借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。																						
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,140円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。																					
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一)被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(二)日用品</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>一 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分 ＼季別</th> <th>夏季(四月から九月まで)</th> <th>冬季(十月から翌年三月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人世帯</td> <td>18,500円</td> <td>30,600円</td> </tr> <tr> <td>二人世帯</td> <td>23,800円</td> <td>39,700円</td> </tr> <tr> <td>三人世帯</td> <td>35,100円</td> <td>55,200円</td> </tr> <tr> <td>四人世帯</td> <td>42,000円</td> <td>64,500円</td> </tr> <tr> <td>五人世帯</td> <td>53,200円</td> <td>81,200円</td> </tr> <tr> <td>世帯員数が六人以上(一人増すごとに加算する額)</td> <td>7,800円</td> <td>11,200円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分 ＼季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)	一人世帯	18,500円	30,600円	二人世帯	23,800円	39,700円	三人世帯	35,100円	55,200円	四人世帯	42,000円	64,500円	五人世帯	53,200円	81,200円	世帯員数が六人以上(一人増すごとに加算する額)	7,800円	11,200円	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
				世帯区分 ＼季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)																			
				一人世帯	18,500円	30,600円																			
				二人世帯	23,800円	39,700円																			
				三人世帯	35,100円	55,200円																			
				四人世帯	42,000円	64,500円																			
				五人世帯	53,200円	81,200円																			
世帯員数が六人以上(一人増すごとに加算する額)	7,800円	11,200円																							

救助の程度及び方法			救助の期間																					
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(三)炊事用具及び食器 (四)光熱材料	<p>二 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分 ＼季別</th> <th>夏季(四月から九月まで)</th> <th>冬季(十月から翌年三月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人世帯</td> <td>6,000円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>二人世帯</td> <td>8,100円</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>三人世帯</td> <td>12,200円</td> <td>18,100円</td> </tr> <tr> <td>四人世帯</td> <td>14,800円</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>五人世帯</td> <td>18,700円</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td>世帯員数が六人以上(一人増すごとに加算する額)</td> <td>2,600円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分 ＼季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)	一人世帯	6,000円	9,800円	二人世帯	8,100円	12,800円	三人世帯	12,200円	18,100円	四人世帯	14,800円	21,500円	五人世帯	18,700円	27,100円	世帯員数が六人以上(一人増すごとに加算する額)	2,600円	3,500円	
世帯区分 ＼季別	夏季(四月から九月まで)	冬季(十月から翌年三月まで)																						
一人世帯	6,000円	9,800円																						
二人世帯	8,100円	12,800円																						
三人世帯	12,200円	18,100円																						
四人世帯	14,800円	21,500円																						
五人世帯	18,700円	27,100円																						
世帯員数が六人以上(一人増すごとに加算する額)	2,600円	3,500円																						
医療及び助産	<p>医療</p> <p>一 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>二 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。</p> <p>三 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一)診療</p> <p>(二)薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(三)処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(四)病院又は診療所への収容</p> <p>(五)看護</p>	<p>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とす</p>	<p>医療を実施できる期間は、災害の発生日から十四日以内とする。</p>																					

救助の程度及び方法			救助の種類
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
医療及び助産	助産	<p>一 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。</p> <p>二 助産は次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一)分べんの介助</p> <p>(二)分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(三)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。</p> <p>助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。</p>
被災者の救出	<p>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。</p>	<p>被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>被災者の救出期間は、災害発生の日から三日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。</p> <p>一 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者</p> <p>二 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり 584,000 円以内とする。</p>	<p>住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了するものとする。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。</p>	<p>一 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。</p> <p>生業費 1件当たり 3万円</p> <p>就職支度費 1件当たり 1万5千円</p> <p>二 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。</p> <p>貸与期間 2年以内</p> <p>利 子 無利子</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了するものとする。</p>

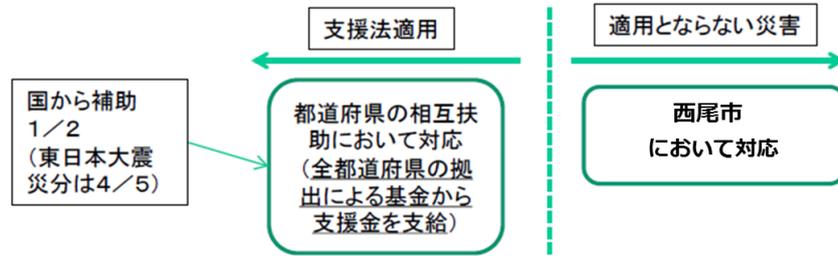
救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
学用品の給与	<p>一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一)教科書 (二)文房具 (三)通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>一 教科書代</p> <p>(一)小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>(二)高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>二 文房具及び通学用品</p> <p>小学校児童一人につき 4,400円</p> <p>中学校生徒一人につき 4,700円</p> <p>高等学校等生徒一人につき 5,100円</p>	<p>学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については、十五日以内とする。</p>
埋葬	<p>一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>二 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(一)棺(附属品を含む。)</p> <p>(二)埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>(三)骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人210,300円以内、小人168,900円以内とする。</p>	<p>埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から十日以内とする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索の期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p>

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
死体の処理	<p>一 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>二 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(一)死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(二)死体の一時保存</p> <p>(三)検案</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり 3,400 円以内の額とする。</p> <p>二 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり 5,300 円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>三 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	死体の処理の期間は、災害発生の日から十日以内とする。
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が 135,400 円以内の額とする。</p>	障害物の除去の期間は、災害発生の日から十日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。</p> <p>(一)被災者の避難に係る支援</p> <p>(二)医療及び助産</p> <p>(三)被災者の救出</p> <p>(四)飲料水の供給</p> <p>(五)死体の捜索</p> <p>(六)死体の処理</p> <p>(七)救済用物資の整理配分</p>	<p>救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

3 被災者生活再建支援法の概要

(1) 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、愛知県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



(2) 支援法の適用となる自然災害

市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合等

(3) 支援法の適用となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金の支給申請

(申請窓口) 市

(申請時の添付書面) ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内